

令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 会 議

報告第 2 号

秋田県教育委員会

報告第 2 号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和 7 年 3 月 13 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 2 号参考資料

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和 7 年 2 月 20 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和 7 年 2 月 18 日付け財－401 により、次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和 6 年度秋田県一般会計補正予算（第 6 号）（教育委員会に関する事項）

教総——— 2 2 8 1

令和 7 年 2 月 2 0 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和 7 年 2 月 1 8 日付け財－ 4 0 1 で照会のあったことについては、原案
のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

企画チーム 山崎

内線 5 1 1 2

財 — 4 0 1

令和7年2月18日

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(公 印 省 略)

意見の聴取について (照会)

令和7年秋田県議会第1回定例会(2月21日)に次の議案を提出する予定ですので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取し
ます。ついては、2月20日(木)までに回答してください。

1 令和6年度秋田県一般会計補正予算(第6号)

担 当 : 総務部財政課

調整・予算第一チーム 細谷

電 話 : 018-860-1105



番号	科目名	事業名	事	予算額	財源内訳		備考	
					特定	一般		
10	教育費			△9,606	国	△3,202	△6,404	
		1		△9,606	国	△3,202	△6,404	
		5		△9,606	国	△3,202	△6,404	
		私学振興費	01 私立学校就学支援事業	△9,606	国	△3,202	△6,404	決算見込みによる補正
	合計			△9,606	国	△3,202	△6,404	

令和 6年度補正予算内容説明書

教育庁総務課施設整備室
(単位：千円)

一般会計

款 10	項 4	目 2	科目名	事業	業名	予算額	財源		備考
							特定	一般	
			教育費			△11,234	債 △7,100	△4,134	
	4		高等学校費			△11,234	債 △7,100	△4,134	
		2	高等学校管理費			△7,606	債 △7,100	△506	
				県立学校施設等総合管 理計画推進事業費	01 県立学校施設等総合管理計画推進事 業	△7,606	債 △7,100	△506	決算見込みによる補正
		5	学校建設費			△3,628		△3,628	
				建設事業周辺家屋調査 事業費	01 建設事業周辺家屋調査事業	△3,628		△3,628	決算見込みによる補正
			合計			△11,234	債 △7,100	△4,134	

第5表 地方債補正

変 更 分		(単位 千円)					
		前			後		
起 債 の 目 的	起 債 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
高 等 学 校 整 備 事 業 費	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	3,803,700	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は償権者と協議して定める。	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は償権者と協議して定める。

令和6年度2月補正予算（追加提案）の概要

1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 0 8 3 億 7, 3 1 2 万 7 千円
今 回 補 正 額	△ 2, 0 8 4 万 円
補 正 後 の 予 算 額	1, 0 8 3 億 5, 2 2 8 万 7 千円

2 補正予算の内容

（単位：千円）

（1）決算見込みによる補正

- ① 総務課 △9, 606
 - ・ 私立学校就学支援事業 △9, 606千円（~~国~~△3, 202 $\ominus$ △6, 404）
- ② 総務課施設整備室 △11, 234
 - ・ 県立学校施設等総合管理計画推進事業 △7, 606千円（~~債~~△7, 100 $\ominus$ △506）
 - ・ 建設事業周辺家屋調査事業 △3, 628千円（ $\ominus$ △3, 628）

（2）地方債補正（施設整備室：決算見込みに伴う地方債限度額の補正）

- ①高等学校整備事業費 3, 803, 700 → 3, 796, 600（ $\triangle$ 7, 100）

※補足説明：財源について

- ~~国~~ 国庫支出金 （国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等）
- ~~債~~ 県 債
- $\ominus$ 一 般 財 源

令和6年度教育委員会関係補正予算 現計予算との比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※補正予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
総務課	1,719,762	△9,606	1,710,156
総務課施設整備室	5,381,890	△11,234	5,370,656
教職員給与課	82,538,282	0	82,538,282
幼保推進課	7,298,099	0	7,298,099
義務教育課	2,282,295	0	2,282,295
高校教育課	5,722,847	0	5,722,847
高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室	27,204	0	27,204
特別支援教育課	1,125,832	0	1,125,832
生涯学習課	1,129,454	0	1,129,454
生涯学習課文化財保護室	422,762	0	422,762
保健体育課	252,551	0	252,551
福利課	472,149	0	472,149
歳 出 合 計	108,373,127	△20,840	108,352,287

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
3 民生費		6,841,854	0	6,841,854
	2 児童福祉費	6,841,854	0	6,841,854
10 教育費		101,531,273	△20,840	101,510,433
	1 教育総務費	18,454,328	△9,606	18,444,722
	2 小学校費	25,298,820	0	25,298,820
	3 中学校費	17,928,811	0	17,928,811
	4 高等学校費	25,898,523	△11,234	25,887,289
	5 特別支援学校費	10,688,998	0	10,688,998
	6 社会教育費	2,931,797	0	2,931,797
	7 保健体育費	329,996	0	329,996
11 災害復旧費		0	0	0
	4 文教施設災害復旧費	0	0	0
歳 出 合 計		108,373,127	△20,840	108,352,287

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

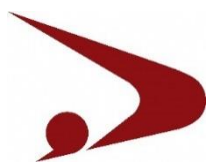
区分	説明	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
人件費	職員給与費、委員、非常勤職員報酬 等	85,162,628	0	85,162,628
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料 等	4,679,865	△3,628	4,676,237
その他行政経費	扶助費 就学奨励費、奨学のための給付金 等	2,172,588	△9,606	2,162,982
	補助費等 市町村・民間団体等への補助金、謝礼金 等	8,944,834	0	8,944,834
	積立金 基金会計への積立金	1,430,456	0	1,430,456
	貸付金 貸付金	404	0	404
	小計	12,548,282	△9,606	12,538,676
維持補修費	県有施設（教育機関、県立学校等）の維持補修費	124,176	0	124,176
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	383,836	0	383,836
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	5,474,340	△7,606	5,466,734
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	0	0	0
歳 出 合 計		108,373,127	△20,840	108,352,287

令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 1 号

秋田県教育委員会



第4期あきたの教育振興に関する基本計画

～みんなでつくろう「教育立県あきた」～

(案) 【概要版】



秋田県教育委員会

計画策定に当たっての基本的な考え方

計画の策定趣旨

- ◆ 人口減少・少子高齢化やグローバル化の加速、A I ・ I o Tなどの技術革新の急速な進展等により、将来予測が困難な時代を迎えている。
- ◆ こうした時代の変化を的確に捉え、これまで積み重ねてきた教育実践とのベストミックスを図りながら、新たな時代に対応した学びの実現に取り組むため、本計画を策定する。

計画の位置付け

- ◆ 教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する本県の教育振興基本計画とするとともに、新秋田元気創造プランにおける教育分野に関する個別計画とする。

計画期間

- ◆ 令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とする。

本県教育の目指す姿と最重点の教育課題

- ◆ グローバル化が加速する中であって、ふるさとの自然や歴史、伝統文化を理解し、ふるさとの誇りと愛着をもちつつ、異文化や多様な価値観を理解し、自分の考えを積極的に表明し、行動できる人材を育てることが重要となっている。
- ◆ 社会の変化が激しさを増す中であって、変化を前向きに捉え、未来を作っていく一人としての自覚をもち、困難や失敗を恐れず、積極果敢に挑戦する力や態度を育成する必要がある。

目指す教育の姿

ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり

最重点の教育課題

地域に根ざしたキャリア教育の充実

- ◆ 子どもたち一人一人が「生きる力」を身に付け、様々な課題に対し、柔軟に、かつ、たくましく対応していくことができるよう、地域との関わりを通して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育む。

“「問い」を発する子ども”の育成

- ◆ 自他の営みを積極的に工夫改善し、発信していくことができるよう、「問う」ことを通して自ら学び、問題を発見し、他者との関わりを通して主体的に問題解決していく子どもを育成する。

目指す姿の実現に向けた基本方針と横断的に取り組む重点施策

基本方針1 社会の持続的な発展を牽引する力の育成

- (1) 家庭・地域・企業等と連携したキャリア教育の推進
- (2) 社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進
- (3) グローバル化に対応した外国語教育と国際交流の推進
- (4) 探究・STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進

基本方針2 確かな学力の育成

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- (2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- (3) 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進

基本方針3 誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進

- (1) インクルーシブ教育システムの推進による特別支援教育の充実
- (2) 不登校児童生徒への支援の推進
- (3) 多様なニーズに対応した教育機会の確保

基本方針4 豊かな心と健やかな体の育成

- (1) 自他を尊重する心を育む教育の推進
- (2) 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進
- (3) 学校における体育活動の充実と健康教育の推進

基本方針5 子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の構築

- (1) 学習の質を高めるための教育環境の整備
- (2) 教職員の指導体制の充実と学校における働き方改革の推進
- (3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

基本方針6 誰もが生涯にわたり学び続けられる環境の構築

- (1) 多様な学びの場づくりと学びを通じた地域づくりの推進
- (2) 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用

今後5年間で横断的に取り組む重点施策

- ① 持続可能な社会の創り手となる人材の育成に向けた教育の推進
- ② 多様性と包摂性のある社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 生涯にわたって主体的に学び続ける力を育む教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

基本方針1 社会の持続的な発展を牽引する力の育成

(1) 家庭・地域・企業等と連携したキャリア教育の推進

- ① ふるさとを学びのフィールドとした学習活動の推進
 - 自然や文化等に触れる体験的な活動の充実 等
- ② 社会的・職業的自立を目指した教育活動の充実
 - 職場見学、職場体験・インターンシップ等の充実 等
- ③ きめ細かな就職支援と職場定着の推進
 - 支援員による就職相談、求人開拓 等

(3) グローバル化に対応した外国語教育と国際交流の推進

- ① 児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上
 - パフォーマンステストの充実 等
- ② 教員の指導力と英語力の向上
 - 小学校外国語集中実践セミナーの実施 等
- ③ 異文化体験活動の促進
 - イングリッシュキャンプの充実 等

(2) 社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進

- ① 地域資源を活用した最先端の学びの推進
 - 最新の専門知識等を有する人材を活用した特別講義 等
- ② 高等教育機関との連携の推進
 - 高大連携事業への参加促進 等
- ③ 最先端のデジタル教育の推進
 - 最新のICT教材を活用したプログラミング教育 等

(4) 探究・STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進

- ① 「総合的な学習の時間」等における探究的な学習活動の充実
 - 探究的な学習の過程の充実に向けた指導の工夫改善 等
- ② 数学的・科学的に探究する力を育む理数教育の充実
 - 博士号教員や大学教員等による最先端の講義 等

主な推進指標

- ❑ 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 (R6) 81.0% → (R11) 85.0%
- ❑ 高校生の県内就職率 (R5) 71.3% → (R11) 76.0%
- ❑ 英検3級相当以上の英語力を有する中3生の割合 (R5) 46.9% → (R11) 60.0% など

基本方針２ 確かな学力の育成

(１)「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

- ① 新たな時代に対応した「秋田の探究型授業」の推進
 - 授業改善の取組を支援する学校訪問指導 等
- ② 学力向上を目指した検証改善サイクルの推進
 - 検証改善委員会による全国学力・学習状況調査等の結果分析及び改善 等

(３) 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進

- ① 就学前教育・保育の質の向上
 - 市町村の幼児教育推進体制の構築・充実に向けた支援 等
- ② 就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続
 - 幼保小の協働による架け橋期のカリキュラム開発・実施への支援 等

(２) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

- ① 少人数学習や習熟度別学習等によるきめ細かな指導の充実
 - きめ細かな指導を行うための教員の配置 等
- ② ICTを活用した教育の推進
 - ICT活用指導力の向上を図るための研修 等



主な推進指標

- ❑ 授業の目標を意識して学習に取り組んでいると思う児童生徒の割合 (R5) 88.8% → (R11) 90.0%
- ❑ 勉強が好きだと思う児童生徒の割合 (R5) 58.7% → (R11) 61.5%
- ❑ 幼保小の協働による架け橋期カリキュラムの策定市町村数 (R6) 2市町村 → (R11) 25市町村 など

基本方針3 誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進

(1) インクルーシブ教育システムの推進による特別支援教育の充実

- ① 園・小・中・高校等における特別支援教育の推進
 - 個別の教育支援計画等の作成と活用・引継ぎの促進 等
- ② 特別支援学校における教育の充実
 - 地域の資源や教育力を生かした教育課程の編成と実施 等
- ③ 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上
 - 秋田県教職キャリア指標を踏まえた研修の実施 等
- ④ 切れ目ない支援に向けた関係機関との連携強化と特別支援教育への理解促進
 - 家庭・学校・放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた会議等の実施 等



主な推進指標

- ❑ 交流及び共同学習の充実に向けた障害理解授業を実施した小・中学校の割合 (R5) 42.8% → (R11) 60.0%
- ❑ 特別支援教育に関する校内研修を実施した小・中・高校の割合 (R3) 75.9% → (R11) 88.0%
- ❑ 学校内外の機関等で相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合 (R5) 59.3% → (R11) 75.0% など

(2) 不登校児童生徒への支援の推進

- ① 不登校における課題の未然防止と早期支援の充実
 - SC・SSWによる教育相談の充実 等
- ② 不登校児童生徒の学びの保障
 - 校内教育支援センターや空き教室を活用した学習支援 等

(3) 多様なニーズに対応した教育機会の確保

- ① 高校中退者等に対する就学機会の提供
 - 定時制・通信制課程の特色を生かした取組の充実 等
- ② 性の多様性を尊重した教育の推進
 - 「性的マイノリティ」とされる児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かな相談・支援 等
- ③ 外国人児童生徒等への支援の充実
 - 日本語教育等が必要な児童生徒の在籍校への教員加配 等

基本方針4 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 自他を尊重する心を育む教育の推進

- ① 人権教育の推進
 - 「生命（いのち）の安全教育」の推進 等
- ② 道徳教育の推進
 - 道徳教育推進教師等を中心とした組織的な指導の充実 等
- ③ いじめの未然防止と早期発見・早期対応の推進
 - 児童生徒の主体的な取組の推進によるいじめを許さない学校風土の醸成 等
- ④ 体験活動・交流活動の充実
 - あきたアドベンチャープログラムの充実・提供 等



主な推進指標

- ❑ 自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合 (R6) 86.7% → (R11) 90.0%
- ❑ 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 (R6) 88.8% → (R11) 90.0%
- ❑ 運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合 (R5) 62.9% → (R11) 67.5% など

(2) 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進

- ① 主権者や消費者の育成に係る指導の充実
 - 各教科等を通じて横断的・総合的に取り組む主権者教育・消費者教育の充実 等
- ② 持続可能な社会の創り手を育成する環境教育の推進
 - 発達段階に応じた豊かな自然体験活動の推進 等

(3) 学校における体育活動の充実と健康教育の推進

- ① 学校体育・運動部活動の充実
 - 専門性を有する地域人材の活用による授業や運動部活動の充実への支援 等
- ② 保健教育の推進と学校給食・食育の充実
 - 医療関係者等との連携による児童生徒の現代的健康課題の解決に向けた講座や指導者研修会の実施 等

基本方針5 子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の構築

(1) 学習の質を高めるための教育環境の整備

- ① 教職員の資質能力の向上を図るための研修の充実
 - 教職員一人一人のキャリアステージや職務に応じた研修の実施 等
- ② 活力に満ちた魅力ある学校の整備
 - 秋田県高等学校総合整備計画による高校の学校規模の適正化と望ましい配置の実現 等
- ③ 私立学校教育の振興
 - 私立学校の運営等に係る経費への支援 等
- ④ 高校生、大学進学者等に対する経済的支援の充実
 - 就学支援金・奨学給付金の支給、奨学金の貸与 等



主な推進指標

- ❑ 学校の勉強がよく分かると思う児童生徒の割合 (R5) 87.6% → (R11) 89.0%
- ❑ 月当たり時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合 (R5) 68.4% → (R11) 100.0%
- ❑ コミュニティ・スクールを導入している学校の割合 (R5) 68.8% → (R11) 86.3% など

(2) 教職員の指導体制の充実と学校における働き方改革の推進

- ① 優れた教職員の確保と適正な配置
 - 採用試験における優遇措置・特別選考の実施 等
- ② 教職員の働き方改革の推進
 - ICTを活用した校務の効率化 等
- ③ 教職員の健康管理の推進
 - 定期健康診断等の実施と事後措置の徹底 等

(3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

- ① 地域社会全体で子どもの成長を支える体制の構築
 - 地域学校協働活動の運営支援と一体的な実施の促進 等
- ② 学校安全の取組の推進
 - 安全教育の充実に向けた学校への外部講師の派遣 等
- ③ 家庭教育支援の充実
 - 家庭教育支援を担う人材の育成と家庭教育支援チームの組織化の推進 等

基本方針6 誰もが生涯にわたり学び続けられる環境の構築

(1) 多様な学びの場づくりと学びを通じた地域づくりの推進

① 生涯学習の機会の充実

- 地域課題や現代的課題に関する学習機会の充実 等

② 地域コミュニティの活性化に向けた社会教育の推進

- ICTの活用による、多様な主体との連携・協働に向けた取組事例の共有 等

③ 読書活動の推進

- 市町村立図書館・学校図書館等への支援 等



(2) 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用

① 文化芸術体験機会の充実

- 芸術家の派遣による学校における文化芸術の鑑賞・体験機会の提供 等

② 全ての人に開かれた美術館・博物館づくりの推進

- 美術館・博物館におけるDXの推進 等

③ 文化遺産の保存・活用の推進

- 文化遺産等の調査による文化財指定等の推進 等



主な推進指標

- ❑ 地域課題の解決に向け、推進体制を構築して取り組んでいる自治体数 (R6) 10市町村 → (R11) 25市町村
- ❑ 県立美術館・近代美術館・県立博物館・農業科学館の来館者数 (R5) 262,755人 → (R11) 294,000人
- ❑ 国・県指定等文化財の件数 (R5) 804件 → (R11) 836件 など

計画の推進に向けて

- ◆ 多様な広報媒体を活用しながら、分かりやすい情報発信・広報活動に努め、計画の周知を図る。
- ◆ 国・市町村・関係部局、多様な主体との連携を図りながら、全ての県民が子どもたちの成長に関わる当事者であるとの意識を高め、県民総参加による「教育立県あきた」の実現を目指す。
- ◆ 施策の推進状況について、毎年度、定期的な点検・評価を行うとともに、当該点検・評価結果や各種調査結果等を踏まえて次年度以降における施策の改善を図る、実効性のあるPDCAサイクルを確立する。

問い合わせ先

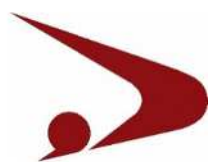
秋田県教育庁総務課 企画チーム

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号

TEL：018-860-5112 FAX：018-860-5851

E-mail：soumu-edu@pref.akita.lg.jp

URL <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/education>



第4期あきたの教育振興に関する基本計画 ～みんなでつくろう「教育立県あきた」～ (案)



令和7年3月
秋田県教育委員会

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
第1 計画策定の趣旨	
第2 計画の位置付け	
第3 計画の期間	
第2章 本県教育の現状と課題	3
第1 本県教育を取り巻く社会状況の変化	
第2 第3期あきたの教育振興に関する基本計画の成果と課題	
第3章 計画の方向性	16
第1 本県教育の目指す姿	
第2 最重点の教育課題	
第3 目指す姿の実現に向けた基本方針	
第4 横断的に取り組む重点施策	
第4章 施策体系	20
基本方針1 社会の持続的な発展を牽引する力の育成	21
(1) 家庭・地域・企業等と連携したキャリア教育の推進	
(2) 社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進	
(3) グローバル化に対応した外国語教育と国際交流の推進	
(4) 探究・STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進	
基本方針2 確かな学力の育成	26
(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進	
(2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	
(3) 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進	
基本方針3 誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進	29
(1) インクルーシブ教育システムの推進による特別支援教育の充実	
(2) 不登校児童生徒への支援の推進	
(3) 多様なニーズに対応した教育機会の確保	
基本方針4 豊かな心と健やかな体の育成	33
(1) 自他を尊重する心を育む教育の推進	
(2) 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進	
(3) 学校における体育活動の充実と健康教育の推進	

基本方針5 子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の構築	37
(1) 学習の質を高めるための教育環境の整備	
(2) 教職員の指導体制の充実と学校における働き方改革の推進	
(3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	
基本方針6 誰もが生涯にわたり学び続けられる環境の構築	41
(1) 多様な学びの場づくりと学びを通じた地域づくりの推進	
(2) 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用	
第5章 計画の推進に向けて	44
第1 計画の周知	
第2 国・市町村・関係部局、多様な主体との連携・協働	
第3 推進状況の点検・評価	

※ この計画において、「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び高等学校中等部を含みます。

第1章 計画の策定に当たって

第1 計画策定の趣旨

本県では、平成18年に改正された教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき、平成23年10月に「あきたの教育振興に関する基本計画」（以下「第1期計画」という。）、平成27年3月に「第2期あきたの教育振興に関する基本計画」（以下「第2期計画」という。）、令和2年3月に「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」（以下「第3期計画」という。）をそれぞれ策定し、本県の実情を踏まえた教育施策を着実に実施してきました。

この間、人口減少・少子高齢化やグローバル化が加速するとともに、AIやIoTなどの技術革新が急速に進んでおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際紛争などとも相まって、将来予測が困難な時代を迎えています。

そうした中、国では、令和5年6月に新たな「教育振興基本計画」が閣議決定され、コンセプトとして「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根ざしたウェルビーイング¹の向上」を掲げ、5つの基本的な方針に基づき様々な施策を講ずることとしています。

このため、本県においても、時代の変化を的確に捉え、これまで本県教育が積み重ねてきた教育実践とのベストミックスを図りながら、新たな時代に対応した学びの実現に取り組むため、今後の本県教育の方向性を示した「第4期あきたの教育振興に関する基本計画」を策定しました。

【国の教育振興基本計画（概要）】

コンセプト

◎ 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて持続可能な社会を維持・発展させていく
- 社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

◎ 日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- 幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- 日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

1 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

今後の教育政策に関する基本的な方針

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

第2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第2項の規定に基づいて策定する本県の教育振興基本計画であるとともに、新秋田元気創造プランにおける教育分野に関する個別計画です。

国の教育振興基本計画を参酌しつつ、将来を見据え、本県が目指す教育の理念や方向性を明らかにした上で、その実現に向けて今後推進すべき具体的施策を示しています。

計画の推進に当たっては、上位計画である新秋田元気創造プランの推進指標に加え、本計画独自の指標を設定し、同プランと一体的に進めていきます。

【教育基本法】

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。

第2章 本県教育の現状と課題

第1 本県教育を取り巻く社会状況の変化

1 人口減少と少子高齢化の進行

本県の総人口は、1956（昭和31）年の135万人をピークに減少に転じ、オイルショックによる全国的な景気低迷の影響等により転出が減少したことで一時的に持ち直したものの、1982（昭和57）年以降、減少の一途をたどっており、2023（令和5）年で91万人となっています。

若年層を中心とした転出超過による「社会減」と、出生数の減少や高齢化に伴う死亡数の増加による「自然減」が続いており、このままのペースで推移した場合、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、2050年の本県人口は、56万人まで減少し、人口減少率と高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）が全国最大になるなど、人口減少・少子高齢化が一層進むことが予想されています。

こうした中であって、今後も社会の持続的な発展を維持していくためには、質の高い教育により、一人一人の可能性を伸ばし、生産性や創造性をより一層高めていく必要があります。

また、子どもたちが幸せや生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々と共につくっていくことで、子どもたちのウェルビーイングを高めるとともに、社会全体のウェルビーイングにつなげていく必要があります。

2 急速な技術革新の進展

人工知能（AI）、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方が大きく変わる超スマート社会「Society5.0」時代が到来しつつあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワークや遠隔診療など、社会全体のデジタル化・オンライン化が大きく促進され、学校教育においても、ICT環境の整備や、学びを保障する手段としての遠隔・オンライン授業の導入が急速に進められました。

社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）が加速していく中、教育分野においても、デジタルの強みを活かし、一人一人に応じた学びや支援の充実を図るとともに、教員の働き方改革を推進していく必要があります。

また、これからの時代の働き手には、AIやロボットによる代替が困難である、新しいものを

創り出す創造力や、他者と協働してチームで問題解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、こうした変化に対応した人材を育成していく必要があります。

3 VUCA時代の到来

現代は、人口減少・少子高齢化やグローバル化、技術革新の急速な進展に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化などにより、先行き不透明で将来予測が困難な「VUCA²の時代」と言われています。

こうした中であって、今を生きる子どもたちが、将来、社会の担い手として活躍し、豊かな人生を切り拓いていくためには、様々な社会の変化に積極的に向き合い、多様な人々と協働しながら、課題を解決していく力や態度を身に付けさせていく必要があります。

4 多様性に満ちた社会づくりの推進

社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、性別、性的指向、性自認、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することが求められています。

本県では、あらゆる差別の解消を図り、全ての県民が、個性を尊重し合いながら、多様な文化や価値観を受け入れ、互いに支え合う社会の形成を目指し、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例（令和4年秋田県条例第6号）」を制定し、令和4年4月1日から施行しました。

学校教育においても、様々な背景により多様な教育的ニーズのある子どもたちの学びの充実を図りながら、学校の多様性と包摂性を高めていく必要があります。

第2 第3期あきたの教育振興に関する基本計画の成果と課題

基本方向1 自らの未来を主体的に切り拓き、秋田を支える気概に満ちた人材を育てます

基本方向1では、自らの未来を主体的に切り拓き、秋田を支える気概に満ちた人材の育成を目指し、家庭や地域、企業等と連携したキャリア教育や社会の変化と要請に応える専門教育の充実に取り組みしました。

（取組と成果）

- 小・中学校において、地域の伝統を受け継ぐ活動や地域の産業に関わる活動、地域の課題につ

2 「Volatility（変動性）」、「Uncertainty（不確実性）」、「Complexity（複雑性）」、「Ambiguity（曖昧性）」の4つの単語の頭文字をとった造語

いて考え、発信する活動など、ふるさと教育の視点を取り入れたキャリア教育に取り組みました。
「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と思う児童生徒の割合は、全国平均を大きく上回っています。

*数値は肯定的な回答の割合（％）、（ ）内の数値は全国平均との差（ポイント）

質問事項	小学校6年生	中学校3年生
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。	90.7(+7.2)	86.9(+10.8)

（出典）文部科学省「令和6年度全国学力・学習状況調査」

- 平成30年8月に開設した、児童生徒が職業調べや職場体験等を行う際に県内企業等の情報を検索できるウェブサイト「広域職場体験システム（A－キャリア）」の登録企業数は、年々増加しており、令和6年3月現在で487の企業等が登録されています。
- 県立高校に就職支援員等を配置し、積極的な求人開拓や、生徒・保護者に対するきめ細かな情報提供・進路相談を行ったことにより、令和6年3月新規高卒者の就職決定率は、99.6%と、高い水準となりました。県内就職率（就職者全体に占める県内就職者の割合）は、令和6年3月卒で71.3%と、令和2年3月卒の65.0%から大きく上昇しました。
- 県立特別支援学校に職域拡大推進員を配置し、進路指導担当教員と連携し、特別支援学校生が就労可能な職域の拡大や職場定着支援を行いました。令和5年度は、推進員の事業所訪問により、新規受入可能事業所を151事業所、新規雇用相談可能事業所を86事業所、開拓しました。
- デジタル人材の育成に向け、普通科のある高校10校に「デジタル探究コース」を設置し、デジタルを活用した探究学習活動を推進したほか、全ての県立高校にEdTech⁴教材及び実習キット「micro:bit（マイクロビット）⁵」を配付し、プログラミング教育を実施しました。

（課題）

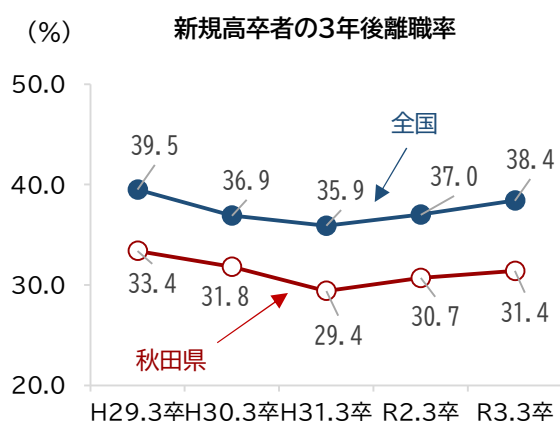
- 高校生の県内就職率は、新型コロナウイルス感染症の収束や好調な県外求人等を背景に、令和3年度（令和4年3月卒）の75.4%をピークに、減少傾向にあります。
- 本県の高校卒業生の3年後の離職率（令和3年3月卒）は31.4%と、全国平均の38.4%を下回ったものの、依然として高い水準にあります。
- 特別支援学校生が就労するために必要となる資質・能力を育成するための適切な職業教育が不足しています。また、事業所等職員の障害者理解や受入体制が整っていない状況にあります。

3 （R4～）大館国際情報学院、仁賀保、湯沢、羽後、（R5～）鹿角、能代松陽、秋田北、新屋、大曲、横手城南

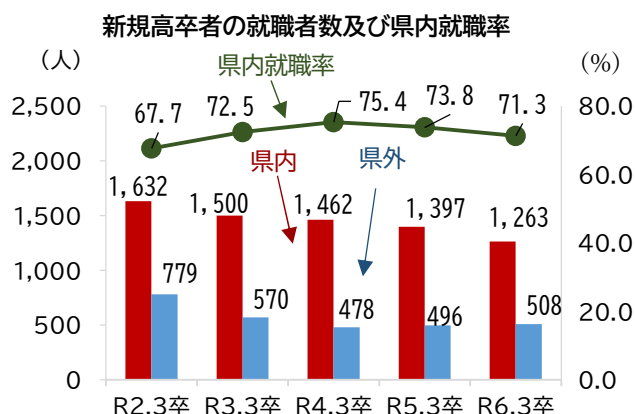
4 教育（Education）とテクノロジー（Technology）を組み合わせた造語。教育におけるAI、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。

5 イギリスの公共放送局BBCが開発した教育用の小さなコンピュータ

- 科学技術の進展や産業構造の変化等に伴い、企業が生徒に求める専門的な知識・技術が変化しており、高校教員が指導する内容も一層高度化しています。



(出典) 秋田労働局職業安定部調べ



(出典) 県高校教育課「秋田県高等学校卒業生の進路状況調査」

基本方向2 子ども一人一人に応じた教育の充実と確かな学力の定着を図ります

基本方向2では、子ども一人一人に応じた教育の充実と確かな学力の定着を目指し、少人数学習の推進や「秋田の探究型授業」の充実など、子ども一人一人の個性や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導・支援に取り組みました。

(取組と成果)

- 少人数学習の推進によるきめ細かな指導により、学習の基礎・基本の定着が図られており、全国学力・学習状況調査においては、平成19年度の調査開始以来、概ね良好な状況にあります。

全国学力・学習状況調査の平均正答率 (%)

*()内の数値は全国平均との差 (ポイント)

年度	小学校6年生			中学校3年生			
	国語	算数	理科	国語	数学	理科	英語
R 6	73(+5)	65(+2)		60(+2)	53(±0)		
R 5	72(+5)	65(+2)		74(+4)	52(+1)		44(-2)
R 4	71(+5)	66(+3)	71(+8)	73(+4)	54(+3)	52(+3)	
R 3	71(+6)	72(+2)		68(+3)	60(+3)		
R 2	(コロナ禍のため実施なし)			(コロナ禍のため実施なし)			

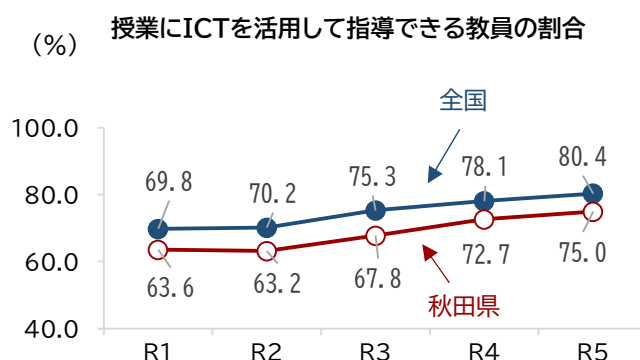
(出典) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

- 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果によると、本県の児童生徒は、家庭学習に主体的に取り組むなど、望ましい学習習慣を身に付けています。

- 令和2年度に、秋田きらり支援学校内に病弱教育サポートセンターを設置し、相談支援の充実を図るとともに、令和3年度には、県北・県南の高校各1校（大館鳳鳴高校及び横手高校）に通級指導教室を設置し、特別な支援を必要とする児童生徒に対する学びの場を整備しました。
- 就学前教育・保育教職員と小学校教諭が接続期の学びや育ちについての協議等を通して相互理解を図る合同研修会を開催し、円滑な接続についての理解促進を図ったこと等により、幼稚園・保育所等と連携してスタートカリキュラム⁶を編成している小学校や、幼稚園・保育所等と合同で研究会等を実施する小学校が増加しています。
- スーパーサイエンスハイスクール⁷に秋田中央高校と横手高校が指定され、先進的な理数教育、カリキュラムの開発・実践や調査研究、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習が進められました。

（課題）

- 定年による教員の大量退職と、それに伴う新規採用教員の増加が続く中、ベテラン教員から若手教員への知識・技術の継承が困難になっています。
- 授業にICTを活用して指導することができる教員の割合は向上しているものの、全国平均より低い状況が続いているほか、教員一人一人のICT活用指導力の差については依然として大きい状況にあります。



（出典）文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

- 子どもの育ちや学びの連続性を踏まえた就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続の必要性については、全ての市町村において広く認識されているものの、幼保小の関係者が連携・協働して架け橋期⁸のカリキュラムの開発・実施に着手している市町村は、令和6年度時点で2市と、少ない状況にあります。

6 幼稚園・保育所等の遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム

7 文部科学省が平成14年度から実施している事業で、将来の国際的な科学技術人材を育成することを目指し、理数系教育に重点を置いた研究開発を行うものとして指定を受けた高校

8 生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期である、5歳児から小学校1年生までの2年間

基本方向3 世界で活躍できるグローバル人材を育てます

基本方向3では、世界で活躍できるグローバル人材の育成を目指し、実践的な英語コミュニケーション能力の向上と、国際感覚を身に付け、協働して課題解決する力や英語による発信力の育成に取り組みました。

(取組と成果)

- 生徒に求められる英語力の達成状況を検証するとともに、主体的な学習意欲の向上を図るため、中学2年生から高校生までの全ての生徒を対象に「英検 I B A⁹」を実施しました。
- 児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上と異文化理解の促進を図るため、イングリッシュキャンプ¹⁰やファンライティング¹¹を実施したほか、英語での発信力や論理的思考力を育成するため、即興型英語ディベート¹²大会及び e-Debate 交流会（オンラインによる英語ディベート交流会）を開催しました。
- 大館国際情報学院高校、能代松陽高校、由利高校及び横手清陵学院高校を A K I T A グローバルネットワーク事業の指定校とし、国際交流活動や4校合同の研究発表交流会を通して、地域やグローバルな課題について考察し、課題解決に向けて行動できる人材の育成に取り組みました。
- 国際系の学科を設置している能代松陽高校及び由利高校では、韓国語や中国語、ロシア語など、英語以外の外国語を学ぶ機会の充実と国際交流の推進を図りました。

(課題)

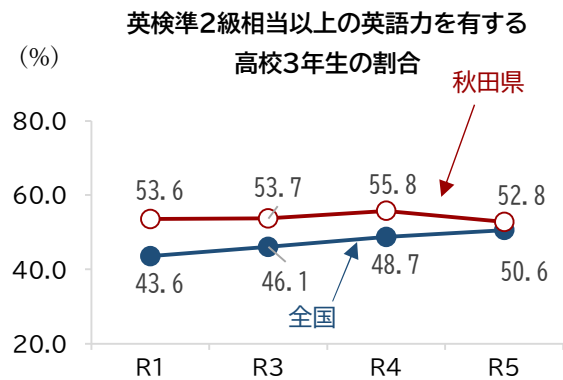
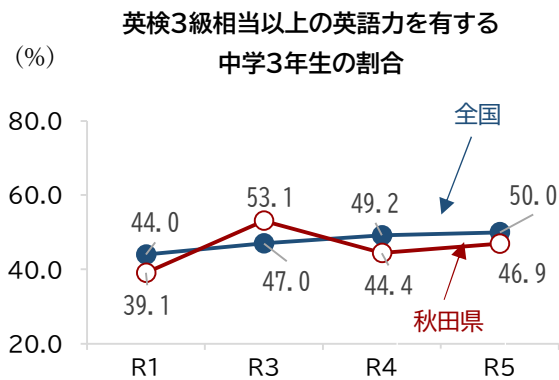
- 英検3級相当以上の英語力を有する中学3年生の割合は上昇傾向にあるものの、文部科学省の求める割合（50％）を下回っています。また、英検準2級相当以上の英語力を有する高校3年生の割合は、全国平均よりも高い状況にあるものの、近年その差は縮まりつつあり、更なる向上を図る必要があります。

9 （公財）日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定と共通のスコア尺度で成績比較を可能とするテスト

10 A L T（外国語指導助手）との交流を通して、生きた英語や異文化等を体験する終日英語を使用するプログラム

11 A L Tとの手紙での英語を用いたやり取りを通し、英語への興味・関心を高めるとともに英語コミュニケーション能力の向上を図る取組

12 与えられた論題について、肯定側と否定側のチームに分かれて英語で意見を述べ、第三者であるジャッジを説得する討論。「即興型」は、論題が発表されてから15分から30分程度の準備期間の後でディベートを開始する。



(出典) 文部科学省「英語教育実施状況調査」 *R2 はコロナ禍のため実施なし

- 令和5年度全国学力・学習状況調査の教科調査において、中学校英語で、全国平均を下回っています。また、令和5年度秋田県学習状況調査の結果においても、中学校2年生英語で、問題の通過率が設定した基準を10ポイント以上下回っています。
- 本県の児童生徒は、学校の授業以外で英語に触れる機会が少なく、授業改善を通して英語学習への動機付けを図り、授業以外でも英語を学ぼうとする意欲を醸成する必要があります。

*数値は肯定的な回答の割合(%)、()内の数値は全国平均との差(ポイント)

質問事項	小学校6年生	中学校3年生
これまで、学校の授業以外で、英語を使う機会がありましたか。	36.8(-9.7)	26.2(-3.8)
家庭学習の課題(宿題)として、どの程度ICT機器を活用して、英語の音声を読んだり英語を話す練習をしたりしていますか。	【週1回以上】 17.2(-12.3)	【週1回以上】 16.8(-6.1)

(出典) 文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」

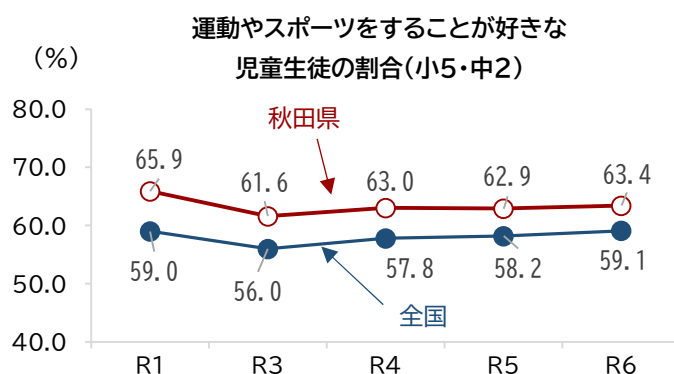
基本方向4 豊かな人間性と健やかな体を育みます

基本方向4では、豊かな人間性と健やかな体の育成を目指し、道徳教育・人権教育・体験活動の充実、いじめ・不登校等の未然防止・早期発見や相談体制の整備、共生社会の形成に向けた取組、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力の育成に取り組んでいます。

(取組と成果)

- 各学校において、いじめの定義やいじめを正確に漏れなく認知することの重要性についての理解が進んだこと等により、児童生徒千人当たりのいじめの認知件数は、大幅に増加しています。学校では、いじめの積極的な認知と即時対応に努めており、令和5年度における認知したいじめの解消率は、90.9%と、全国平均の77.5%を10ポイント以上上回っています。

- 通常の学級と特別支援学校における交流及び共同学習を計画的に実施し、障害理解の促進を図りました。特別支援学校小・中学部の児童生徒との居住地校交流を実施した小・中学校の割合は、令和5年度で52.5%と、令和元年度の38.9%から大きく上昇しています。
- 運動やスポーツの専門性を有する地域の人材等を小・中学校に派遣し、教員の専門的な指導法の工夫・改善を図るとともに、体育の授業を始めとする体育的活動において、運動の楽しさや喜びを実感できる授業づくりを進めたことにより、運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合（小5・中2）は、全国トップクラスを維持しています。



(出典) スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」 *R2 はコロナ禍のため実施なし

- 令和3年度より、県内市町村において、中学校における運動部活動の地域移行に係る実践研究や実証事業を実施し、成果と課題の検証・情報共有を行いました。また、県総括コーディネーターを配置し、各市町村の実情に応じた個別支援を行ったほか、広域的な指導者の発掘・確保に向け、指導者登録システムを構築しました。
- 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果では、児童生徒が望ましい生活習慣を身に付けている状況が表れています。

*数値は肯定的な回答の割合(%)、()内の数値は全国平均との差(ポイント)

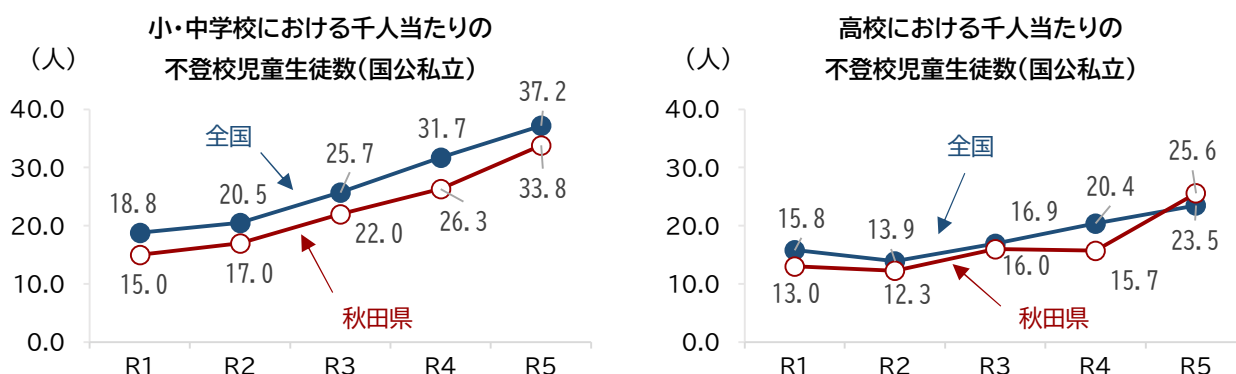
質問事項	小学校6年生	中学校3年生
朝食を毎日食べていますか。	94.9(+1.2)	94.0(+2.8)
毎日、同じくらいの時刻に起きていますか。	93.5(+1.9)	94.4(+1.9)

(出典) 文部科学省「令和6年度全国学力・学習状況調査」

(課題)

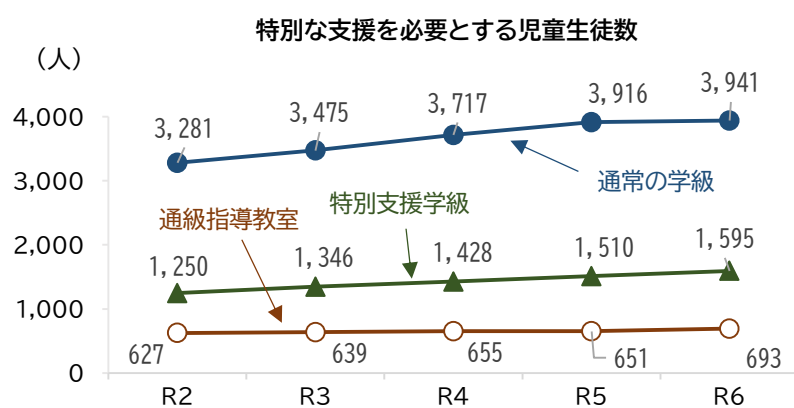
- 児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、近年、増加傾向にあり、特に、小学校から中学校への進学に伴って増加しています。令和6年度においては、全ての中学校・県立高校にスクール

カウンセラー¹³を配置するとともに、教育事務所等7箇所スクールソーシャルワーカー¹⁴14名を配置し、児童生徒・保護者等へのきめ細かな支援に努めておりますが、今後、更なる相談体制の充実に取り組む必要があります。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

- スマートフォンの保有世帯の増加等に伴い、インターネット利用の低年齢化が進んでおり、全国調査では、2歳で約6割、5歳で約8割の幼児児童がインターネットを利用しています。低年齢の子どもたちをインターネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないためには、保護者のインターネットリテラシーの向上を含め、家庭における取組を支援することが重要となります。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室を利用する児童生徒、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあります。また、高校においても、特別な支援を必要とする生徒が在籍しています。



(出典) 県特別支援教育課「小・中学校特別支援学級等の実態調査」

13 児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法など心に関する授業を行う心理の専門家

14 児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないだり、手続きの補助などをしたりする福祉の専門家

- 本県児童生徒の体力合計点は、全国トップクラスを維持しているものの、コロナ禍前に比べ、体力の低下や運動時間の減少が懸念されます。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点

*()内の数値は全国平均との差(ポイント)

	小学校5年生		中学校2年生	
	男子	女子	男子	女子
R 6	54.45(+1.91)	56.46(+2.53)	44.64(+2.95)	48.82(+1.60)
R 1	56.06(+2.45)	58.59(+3.00)	43.87(+2.31)	50.92(+0.89)

(出典) スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

基本方向5 子どもの成長を支える魅力的で良質な学びの場をつくります

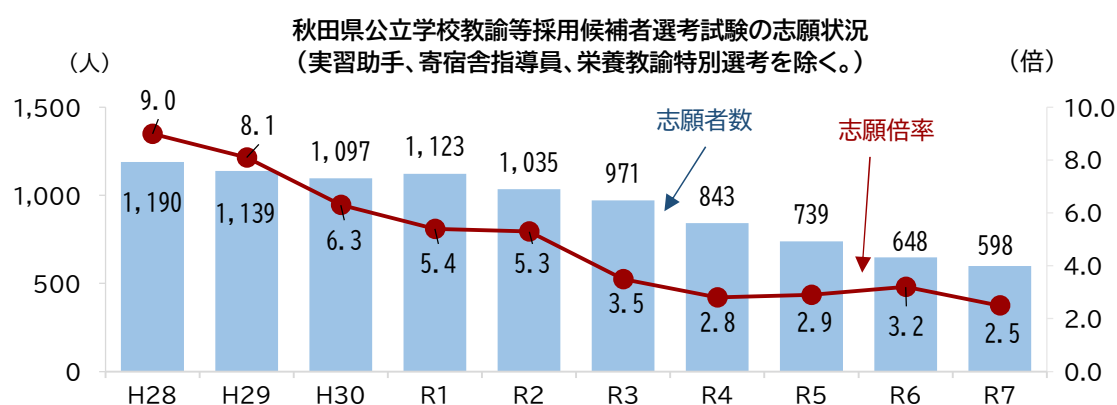
基本方向5では、魅力的で良質な学びの場づくりを目指し、教職員の資質能力の向上や県立学校の整備、学校・家庭・地域が連携協力し地域ぐるみで子どもを育む体制の整備等に取り組みしました。

(取組と成果)

- 秋田県高等学校総合整備計画に基づき、県立高校の再編整備等を推進し、令和3年4月には、能代工業高校・能代西高校の2校を統合して能代科学技術高校を、令和6年4月には、花輪高校・十和田高校・小坂高校の3校を統合して鹿角高校を開校しました。
- 国が推進するGIGAスクール構想に呼応し、全ての学校に児童生徒用1人1台端末と通信ネットワーク環境を構築するなど、学校におけるICT環境を整備しました。
- Googleの提供するGoogle for Education™ パートナー自治体プログラムに参画し、同社の協力を得て、県立高校において、最先端のICT教育や教員研修を実施しました。
- 教員免許法及び教育公務員特例法の改正を受け、教職員一人一人のキャリアステージや職務に対応した研修講座を拡充するとともに、校長等管理職向けの能力開発研修や、教職員が自らの働き方に合わせて受講できるオンデマンド形式の研修を新たに導入しました。
- 教職員の働き方改革を推進するため、令和5年度に、全ての県立高校において統合型校務支援システムを導入しました。また、市町村の連携・協働により、市町村立学校における次世代型校務支援システムを共同調達し、令和6年度から導入しました。(初年度の参加は7市町村)
- 生徒・保護者の利便性の向上と教職員の働き方改革を推進するため、令和6年度に、公立高等学校入学者選抜に係る手続きをデジタル化・オンライン化し、入試業務の大幅な効率化と省力化を図る「高校入試WEB出願システム」を構築しました。(令和8年度入学者選抜から本格運用)

(課題)

- 少子化により児童生徒数の減少が加速しており、これに伴い、学校の小規模校化が進んでいます。
- 県立学校施設の多くが昭和 40～50 年代の建築であり、老朽化対策が急務となっていますが、建設資材価格の高騰や労務単価の上昇等に伴い工事費が大幅に増加しており、県の財政状況が厳しい中、学校の新築・改築を進めることが困難となっています。
- 教員の大量退職に伴う大量採用期が続き、講師登録者数の減少と相まって、教員採用試験の志願者数も減少しており、教員不足が深刻化しています。



(出典) 県高校教育課調べ

- 「教職員が実感できる多忙化防止計画」(令和6年度からは「教職員の働き方改革推進計画」)に基づき各種施策に取り組んだことにより、教員の月当たりの平均時間外在校等時間¹⁵は、令和5年度で 37.2 時間(令和3年度比▲0.3 時間)となるなど、勤務時間の縮減や勤務環境の改善に一定の成果が見られるものの、依然として長時間勤務を行っている教員が多い状況が続いています。

令和5年度における教員の時間外在校等時間

	月当たりの平均時間外在校等時間	月当たり時間外在校等時間毎の教員の割合			年間時間外在校等時間が 360 時間を超えた教員の割合
		0～45 時間	45～80 時間	80 時間～	
小学校	31.5 時間	77.8%	20.9%	1.3%	53.1%
中学校	46.5 時間	51.3%	37.0%	11.7%	75.8%
高校	44.3 時間	59.0%	26.6%	14.4%	86.3%
特別支援学校	22.3 時間	92.9%	7.0%	0.2%	23.2%
全校種	37.2 時間	68.4%	24.7%	6.8%	62.9%

(出典) 県義務教育課・高校教育課・特別支援教育課調べ

¹⁵ 在校等時間から正規の勤務時間を除いた期間(在校等時間には、校外で行う研修・引率等を含み、勤務時間外における自己研鑽や業務外の時間や休憩時間を除く。)

- 県内 21 の市町村において、全ての小・中学校がコミュニティ・スクール¹⁶となりましたが、県立学校では導入が進んでいません。（矢島高校・大曲工業高校・六郷高校・ゆり支援学校に続き、令和 5 年度に西仙北高校が県内 5 校目のコミュニティ・スクールとなりました。）

基本方向 6 地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会をつくります

基本方向 6 では、地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会の創出を目指し、県民が生涯にわたって学ぶことのできる機会の充実や読書活動の推進、子どもたちが優れた芸術・文化に触れることのできる機会の充実、地域の貴重な財産である文化遺産等の保存・活用等に取り組みました。

（取組と成果）

- 中・高生に対し読書の魅力を発信するため、「中学生・高校生ビブリオバトル¹⁷大会」を毎年開催し、令和 5 年度には、全国大会において本県代表の中学生が優秀賞を受賞しました。最近では、校内で独自にビブリオバトルを開催する学校も出てくるなど、その取組は県内に拡がりつつあります。
- 県民に魅力的で良質な文化芸術に親しむ機会を提供するため、県立美術館・県立近代美術館・県立博物館・県立農業科学館の 4 館では、他施設や民間企業等との連携により、多様な特別展を開催しました。
- 美術館・博物館の DX を推進し、県立近代美術館では、最先端技術「メタバース¹⁸」による仮想近代美術館「メタバース×キンビ」を構築しました。これにより、いつでもどこでも県立近代美術館の特色あるコンテンツを体験できるだけでなく、鑑賞者同士や学芸員との交流も可能となりました。
- 大湯環状列石（鹿角市）及び伊勢堂岱遺跡（北秋田市）を含む「北海道・北東北縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向け、北海道・青森県・岩手県及び関係市町と連携し取組を進めた結果、令和 3 年 7 月にユネスコ世界文化遺産に登録されました。また、令和 4 年 11 月には、「西馬音内の盆踊」（羽後町）及び「毛馬内の盆踊」（鹿角市）を含む「風流踊」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。
- 秋田の郷土食の保存と活用を図るため、県内の現況を把握し、文化財的価値を明らかにするための調査を行い、郷土食等一覧表を作成するとともに、26 件の郷土食について、特色ある郷土食

16 一定の法令上の権限を持ちながら、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」が設置された学校

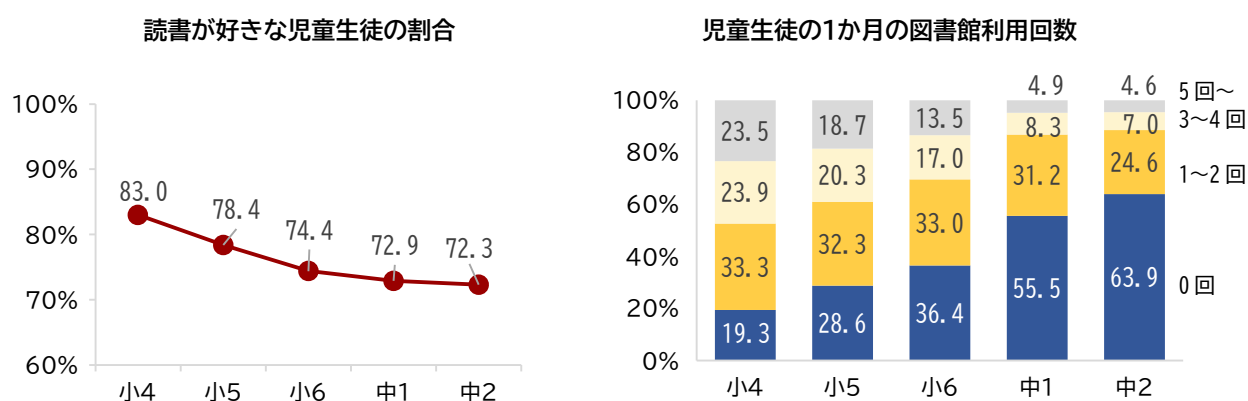
17 発表者がおすめの本の魅力を 5 分間で紹介し合い、聴衆者全員で「一番読みたくなった本」（チャンプ本）を投票で決める知的書評ゲーム

18 「超越（meta）」と「宇宙（「universe）」を組み合わせた造語で、インターネット上の仮想空間

として調理・製造等の技術を記録しました。

(課題)

- 障害者の生涯学習や情報格差の解消等をはじめとする地域における現代的課題や、地域課題の解決に資する生涯学習・社会教育に関する取組事例が少なく、人材や予算の確保、取組に係るノウハウの不足等が課題となっています。
- 「読書が好き」、「学校図書館を利用している」と答える児童生徒の割合は、年齢が上がるほど低下する傾向にあり、子どもの発達段階に応じた支援を、幼児期から切れ目なく行っていくことが求められています。



(出典) 県義務教育課「令和5年度秋田県学習状況調査」

- 令和5年4月に改正博物館法が施行され、美術館・博物館には、「調査研究」、「展示公開」、「教育普及」といった従前からの役割に加え、「デジタル技術の積極的活用」、「他の博物館及び地域の多様な主体との連携」、「地域的・社会的課題への対応」、「地域の活力向上への取組」など、新たな役割が求められています。
- 縄文遺跡群や民俗芸能、郷土食など本県の文化財の魅力が認められつつあるものの、保存や活用に向けては、地域住民と連携した取組が不十分です。

第3章 計画の方向性

第1 本県教育の目指す姿

ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり

本県では、第1期計画において「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」を本県教育の目指す姿として掲げ、第2期計画及び第3期計画においても継承しながら、本県教育の基本である「ふるさと教育」を推進し、心豊かで郷土愛に満ち、志高く未来を切り拓く人材の育成に取り組んできました。

近年、情報通信技術の進展によりグローバル化が加速し、人・物・情報等が地球規模で行き交う時代となっており、ふるさとの自然や歴史、伝統文化を理解し、自らが生まれ育ったふるさに誇りと愛着をもちつつ、異文化や多様な価値観を理解し、グローバルな視野で考え、自分の考えを積極的に表明し、行動できる人材を育てていくことが一層重要となっています。

また、少子高齢化・人口減少の加速化や生成AIをはじめとした急速な技術革新などにより、社会の変化が激しさを増す中であって、こうした変化を前向きに捉え、未来を作っていく一人としての自覚をもち、困難や失敗を恐れず、積極果敢に挑戦する力や態度を身に付けた人材を育てていく必要があります。

このため、本計画においても、これまで第1期計画から掲げてきた「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」を引き続き本県教育の目指す姿として掲げ、その実現に向けた施策を総合的・計画的に推進していきます。



第2 最重点の教育課題

目指す姿の実現に向け、「地域に根ざしたキャリア教育の充実」と「“問い”を発する子ども”の育成」を、全教育活動を通して取り組む最重点の教育課題に位置付け、課題解決に向けた取組を進めていきます。

地域に根ざしたキャリア教育の充実

地域との関わりを通して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むことで、子どもたち一人一人が「生きる力」を身に付け、様々な課題に対し、柔軟に、かつ、たくましく対応していくことができるよう、地域に根ざしたキャリア教育の充実を図ります。

“問い”を発する子ども”の育成

子どもたちが、自他の営みを積極的に工夫改善し、発信していくことができるよう、「問う」ことを通して自ら学び、問題を発見し、他者との関わりを通して主体的に問題を解決していく子どもの育成を図ります。

第3 目指す姿の実現に向けた基本方針

目指す姿の実現に向け、6つの基本方針を設定します。

基本方針1 社会の持続的な発展^{けん}を牽引する力の育成

社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる力や、デジタル・グリーン等の成長分野を担う専門的な力を育成するとともに、グローバルな視点をもって地域社会の創造・発展に積極的に貢献しようとする高い志をもった人材を育成します。

基本方針2 確かな学力の育成

乳幼児期の教育・保育において、生活や遊びを通して、学びに向かう力や人間性等、子どもたちの「生きる力」の基礎を育むとともに、小・中・高校を通じて、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、これらを活用して課題解決するために必要となる思考力・判断力・表現力を育成します。

基本方針3 誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進

障害や不登校、性的マイノリティなど、様々な困難を有する子どもたちの多様なニーズに対応した教育を推進するとともに、子どもたちはもとより、県民一人一人が多様な他者を理解・尊重し、共に生きる社会を実現します。

基本方針4 豊かな心と健やかな体の育成

公共の精神や相手を思いやる気持ち、希望と勇気を持ち、困難や失敗を恐れず、積極果敢に挑戦する強い意志など、豊かな心を育むとともに、生涯にわたってたくましく生きるために必要な体力や、健康で充実した生活を送るための資質・能力を育成します。

基本方針5 子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の構築

教職員の資質能力の向上や働き方改革を推進し、教育の質の向上を図るとともに、県立学校の統合等再編整備や地域ぐるみで子どもを育む体制の構築に取り組むことにより、生徒数が減少する中にあっても魅力ある教育環境づくりを進めます。

基本方針6 誰もが生涯にわたり学び続けられる環境の構築

県民の、ライフステージや生活スタイルに応じた学びを充実させるとともに、優れた文化芸術や貴重な文化遺産に触れ、体験することのできる機会を創出することにより、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境づくりを進めます。

第4 横断的に取り組む重点施策

6つの基本方針にまたがる重要な4つの施策を設定し、今後5年間で横断的かつ重点的に取り組みます。

◎重点施策1 持続可能な社会の創り手となる人材の育成に向けた教育の推進

将来予測が困難な時代において、今を生きる子どもたちが、未来に向けて自ら社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められています。

このため、あらゆる教育活動を通じて、何事にも前向きに挑戦し、失敗しても粘り強く取り組む力や、自ら課題を発見し、他者と協働しながら新しい価値を創造する力などの資質・能力を身に付けた人材の育成に取り組めます。

◎重点施策2 多様性と包摂性のある社会の実現に向けた教育の推進

誰一人取り残されず、一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する包摂的な社会を実現し、一人一人の多様なウェルビーイングの向上、さ

らには社会全体のウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。

このため、子どもの権利等の理解促進や人権感覚の^{かん}涵養に取り組むとともに、様々な体験活動の機会を提供し、自己肯定感・自己有用感等の向上を図ります。

また、様々な困難を抱える子どもに対するきめ細かな支援や学びの保障に努めるとともに、自らとは異なる立場や地域にいる人々と接する機会や異なる環境に身を置く機会の充実を図ります。

◎重点施策3 生涯にわたって主体的に学び続ける力を育む教育の推進

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が著しく伸張し、「人生100年時代」といわれる中であって、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生モデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへの転換が予測されており、生涯学習の必要性が高まっています。

このため、学校教育において、生涯学習の基盤となる基礎的な学力の定着を図るとともに、学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を育成します。

また、社会教育を通じて、地域のつながりの中で体験的に学び、地域における様々な活動に積極的・主体的に関わる意識の向上を図ります。

◎重点施策4 教育DXの推進

社会全体のDXが加速化していく中であって、教育においても、ICTの活用を「日常化」し、デジタル化を更に推進していく必要があります。

このため、学校においては、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するとともに、最新のICT環境の整備や学びの保障としての遠隔・オンライン学習を推進するほか、校務のICT化による学校における働き方改革に取り組みます。

また、Society5.0時代の到来を見据え、デジタル社会に対応し、デジタル技術を活用して新たな価値を創造する人材の育成に取り組みます。

第4章 施策体系

目指す教育の姿：ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり

最重点の教育課題

◎地域に根ざしたキャリア教育の充実 ◎ “「問い」を発する子ども” の育成

<基本方針1> 社会の持続的な発展を ^{けん} 牽引する力の育成	(1) 家庭・地域・企業等と連携したキャリア教育の推進
	(2) 社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進
	(3) グローバル化に対応した外国語教育と国際交流の推進
	(4) 探究・STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進
<基本方針2> 確かな学力の育成	(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
	(2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
	(3) 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進
<基本方針3> 誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進	(1) インクルーシブ教育システムの推進による特別支援教育の充実
	(2) 不登校児童生徒への支援の推進
	(3) 多様なニーズに対応した教育機会の確保
<基本方針4> 豊かな心と健やかな体の育成	(1) 自他を尊重する心を育む教育の推進
	(2) 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進
	(3) 学校における体育活動の充実と健康教育の推進
<基本方針5> 子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の構築	(1) 学習の質を高めるための教育環境の整備
	(2) 教職員の指導体制の充実と学校における働き方改革の推進
	(3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
<基本方針6> 誰もが生涯にわたり学び続けられる環境の構築	(1) 多様な学びの場づくりと学びを通じた地域づくりの推進
	(2) 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用
横断的に取り組む重点施策	
1 持続可能な社会の創り手となる人材の育成に向けた教育の推進 2 多様性と包摂性のある社会の実現に向けた教育の推進 3 生涯にわたって主体的に学び続ける力を育む教育の推進 4 教育DXの推進	

基本方針1 社会の持続的な発展を^{けん}牽引する力の育成



農業体験



県内企業における技術研修



高校のデジタル探究コース
における探究学習

(1) 家庭・地域・企業等と連携したキャリア教育の推進

① ふるさとを学びのフィールドとした学習活動の推進

児童生徒の郷土や国際社会で自立的・協働的・創造的にたくましく生き抜く力を育成するため、ふるさとを学びのフィールドとした学習や体験活動等を推進します。

【主な取組】

- ▶ 自然や文化等に触れる体験的な活動の充実
- ▶ 地域の活性化に貢献する活動等の推進
- ▶ 社会性・自主性を育む集団宿泊活動の充実

② 社会的・職業的自立を目指した教育活動の充実

児童生徒の社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育成するため、家庭や地域社会、企業等と連携しながら、発達段階に応じた系統的・組織的な学習や体験活動等を推進します。

【主な取組】

- ▶ キャリアノート¹⁹等の効果的な活用の促進
- ▶ 各校種の教員等によるキャリア教育の充実に向けた協議会等の実施
- ▶ 職場見学、職場体験・インターンシップ、ボランティア活動等の充実
- ▶ 大学や地元企業等との連携による起業家精神（アントレプレナーシップ）教育²⁰の推進

③ きめ細かな就職支援と職場定着の推進

地元企業や関係機関と連携し、就職を希望する高校生の就職を支援するとともに、ミスマッチ等による早期離職の防止に向けた職場定着支援を行います。

19 児童生徒がキャリア教育に関する学習の履歴を記録する冊子

20 自ら社会課題を見つけ、課題解決にチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探索したりすることができる知識・能力・態度を身に付ける教育

【主な取組】

- ▶ 職場定着就職支援員による就職相談、県内求人開拓、企業情報の提供
- ▶ 就職情報ネットワークを活用した求人情報等の共有
- ▶ ふるさと企業紹介の実施
- ▶ 就職準備セミナー・コミュニケーションセミナーの実施
- ▶ 卒業後に早期離職した者に対する求人情報の提供

（２）社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進

① 地域資源を活用した最先端の学びの推進

地元企業や関係機関と連携し、最先端の専門知識・技術や、地域の課題解決に果敢に挑戦するチャレンジ精神や起業家精神を身に付けるための実践的・体験的な学びを推進します。

【主な取組】

- ▶ 最新の専門知識や技術・資格等を有する人材を活用した特別講義の実施
- ▶ 県内企業における技術研修の実施
- ▶ 専門高校の教員等を対象とした最先端技術等に関する指導力向上研修会の実施
- ▶ 産業教育フェア・ものづくりコンテストの実施

② 高等教育機関との連携の推進

より高いレベルでの学習に対する意欲を高めるとともに、学問を究めようとする探究心を育むため、高等教育機関との連携を推進します。

【主な取組】

- ▶ 地域人材を活用した学問別ガイダンス等の実施
- ▶ 大学コンソーシアムあきた²¹が実施する高大連携事業への参加促進
- ▶ 県内大学の専門人材を活用した講義・実習

③ 最先端のデジタル教育の推進

これからのデジタル社会で活躍できる資質・能力を育成するため、最新のＩＣＴ教材や専門人材を活用した最先端のデジタル教育を推進します。

【主な取組】

- ▶ 全ての高校におけるＥｄＴｅｃｈ教材やマイクロビットを活用したプログラミング教育の実施
- ▶ プログラミングや生成ＡＩ等を活用した探究的な学習活動の実施
- ▶ 県内外のＩＴ企業等におけるインターンシップの実施
- ▶ 専門高校における実習環境のデジタルネットワーク化、学科・学校間の連携

21 大学間連携による教育・研究の活性化や地域貢献活動の推進を図るため、県内の高等教育機関で構成された連携組織

- ▶ 県内大学の専門人材を活用した最先端のデジタル技術に関する講義・実習

(3) グローバル化に対応した外国語教育と国際交流の推進

① 児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上

小・中・高校を通じて、児童生徒の実践的な英語コミュニケーション能力の向上を図ります。

【主な取組】

- ▶ 発信力の向上を図るためのパフォーマンステスト²²の充実
- ▶ 外部試験受験機会の提供及び活用
- ▶ 小・中・高校一貫した英語教育構築のための校種間連携の推進
- ▶ A L T²³（外国語指導助手）による教育活動の充実
- ▶ 思考力及び発信力の向上に資する即興型英語ディベートの推進
- ▶ C A N—D O形式の学習到達目標リスト²⁴の効果的な運用

② 教員の指導力と英語力の向上

外国語活動担当教員・英語担当教員の英語力と指導力の向上を図るとともに、外部試験等を活用した自己研鑽の機会を提供し、教員の英語力向上を図ります。

【主な取組】

- ▶ 小学校外国語集中実践セミナーの実施
- ▶ 英語担当教員の英語力と指導力の向上を図るための研修の実施
- ▶ A L Tの指導力の向上を図るための研修の実施
- ▶ 大学教員と指導主事による小・中・高校への学校訪問指導の実施

③ 異文化体験活動の促進

児童生徒の国際感覚の醸成と異文化理解を促進するとともに、英語学習に対する意欲を高めるため、児童生徒が海外の人々と英語でコミュニケーションを図り、異文化に触れることのできる機会を提供します。

【主な取組】

- ▶ 英語学習の意欲向上に向けたイングリッシュキャンプの充実
- ▶ 県内大学と連携した留学生との交流の充実
- ▶ 海外の高校等との交流の推進
- ▶ 英語への興味・関心を高めるファンライティングの充実
- ▶ 英語以外の外国語指導の充実

22 外国語表現の能力を評価するためのスピーキングテスト、ライティングテスト等の総称

23 「Assistant Language Teacher」の略で、学校又は教育委員会に配属され、日本人外国語担当教員の助手として授業を補助したり、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動に従事したりする外国人講師

24 学習到達目標について英語を用いて「～することができる」という能力記述文の形で設定したもの

(4) 探究・STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進

① 「総合的な学習の時間」等における探究的な学習活動の充実

総合的な学習（探究）の時間・理数探究をはじめ、各教科等における探究的な学習活動において、文理の枠を超えた複合的な課題を解決し、新たな価値を創造するための資質・能力の育成を図ります。

【主な取組】

- ▶ 探究的な学習の過程²⁵の充実に向けた指導の工夫改善
- ▶ 総合的な学習（探究）の時間と各教科等の相互の関わりを意識したカリキュラム・マネジメント²⁶の充実
- ▶ 探究活動や調べ学習における学校図書館・公共図書館の活用促進

② 数学的・科学的に探究する力を育む理数教育の充実

自然科学や工学などの理系分野に関心を持ち、論理的思考を基に、数学的・科学的な知識を活用しながら新たな価値を創造するための資質・能力の育成を図ります。

【主な取組】

- ▶ 理工学系分野の博士号教員や大学教員等による最先端の講義や指導の充実
- ▶ 「理数探究」を中心としたSTEAM教育²⁷の推進
- ▶ STEAM・ステーション²⁸を拠点とした理科、数学、データサイエンス等の分野に関する発展的な探究活動の推進
- ▶ 各学校段階を通じたプログラミング教育の推進
- ▶ SSH指定校事業の充実と研究成果の共有
- ▶ 科学の甲子園全国大会秋田県予選会の実施
- ▶ 理数科合同研修会の実施

25 「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現」のプロセス

26 子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、組織的かつ計画的に教育課程の質の向上を図る取組

27 科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術・リベラルアーツ（Arts）、数学（Mathematics）の5つの領域の学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習

28 理数科のある高校のオープンスペースに設置した、ICTの利点を最大限に活用した理数探究の拠点

【推進指標】

指標名		現状値 (R6)	R11 年度
①	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（小6、中3）※	81.0%	85.0%
②	自校のキャリア教育のねらいを地域や保護者に知らせている小・中学校の割合	84.6%	87.0%
③	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合（小6、中3）	88.8%	90.0%
④	持続可能な地域づくりを意識した地域と連携した教育活動を実施する学校数（県立高校）	20 校 (R5)	25 校
⑤	高校生のインターンシップ参加率（公立）※	61.3% (R5)	66.0%
⑥	専門性を生かしたボランティア、イベント等参加生徒数（専門高校等生徒延べ数）	401 人 (R5)	500 人
⑦	高校生の県内就職率（公私立、全日制・定時制）※	71.3% (R5)	76.0%
⑧	英検3級相当以上の英語力を有する中学校3年生の割合※	46.9% (R5)	60.0%
⑨	英検準2級相当以上の英語力を有する高校3年生の割合	52.8% (R5)	62.0%
⑩	パフォーマンステスト「話すこと」「書くこと」の両方を実施している学校の割合（中・高）	60.0% (R5)	73.0%
⑪	英語ディベート大会等への参加生徒数※	151 人 (R5)	165 人
⑫	総合的な学習の時間において、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる児童生徒の割合（小6、中3）	89.4%	92.0%
⑬	博士号教員の要請派遣回数	59 人 (R5)	80 人

※ 新秋田元気創造プラン（R4～7）における指標

基本方針２ 確かな学力の育成



I C Tを活用した探究型授業



学習ポータルサイト
「わか杉学びネット」



就学前・小学校等地区別合同研修会

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

① 新たな時代に対応した「秋田の探究型授業」の推進

これまでの実践とI C Tを最適に組み合わせながら、児童生徒が問いを発し、他者と関わりながら主体的に問題解決に取り組む「秋田の探究型授業」の更なる充実を図ります。

【主な取組】

- ▶ 児童生徒の視点に立った授業改善の取組を支援する学校訪問指導等の実施
- ▶ 「秋田の探究型授業」の充実を図るための共同研究・校内研修への支援
- ▶ 学校改善支援プラン等による効果的なI C T活用の取組等の提示
- ▶ I C T活用と授業力向上を両輪とした授業改善の取組に関わる実践的調査研究等の実施

② 学力向上を目指した検証改善サイクルの推進

確かな学力の定着・向上を目指し、全国学力・学習状況調査、県学習状況調査及び高校入試を一体として捉えた検証改善サイクルを推進します。

【主な取組】

- ▶ 検証改善委員会による全国学力・学習状況調査等の結果分析及び改善等に向けた提言
- ▶ 全国学力・学習状況調査の活用による指導改善・充実のための学校訪問指導等の実施
- ▶ 学力向上支援We b・学習ポータルサイトによる単元評価問題やオンライン学習に活用できる教材等の配信

(2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

① 少人数学習や習熟度別学習等によるきめ細かな指導の充実

児童生徒の学力向上を目指し、少人数学習や習熟度別学習等による、児童生徒一人一人に対応したきめ細かな学習指導の充実を図ります。

【主な取組】

- ▶ 小・中・義務教育学校における 30 人程度学級の実施と運用の改善
- ▶ 生活集団や学習集団の少人数化によるきめ細かな指導を行うための教員の配置
- ▶ 小学校等において、各教科の専門性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行うための教科担任制の拡充
- ▶ 高校における 35 人程度学級の実施

② ICTを活用した教育の推進

ICTを積極的に活用し、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていきます。

【主な取組】

- ▶ ICT活用指導力の向上を図るための研修等の実施
- ▶ ICTの効果的な活用等についてのオンラインによる情報発信
- ▶ 教育データの記録・共有によるきめ細かな学習支援の工夫
- ▶ ICT活用による個々の障害の状態等や学習上の困難さを踏まえた各教科・科目等の授業改善の推進
- ▶ 組織的・計画的な情報モラル教育の実施
- ▶ 児童生徒等のインターネットの健全利用に向けた取組の充実

(3) 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進

① 就学前教育・保育の質の向上

乳幼児期の教育・保育における見方・考え方を生かし、生活や遊びを通した総合的な指導により、子どもが自ら身近なあらゆる環境に関わり、発達に必要な体験を積み重ねる教育・保育の充実を図ります。

【主な取組】

- ▶ 市町村における幼児教育推進体制の構築・充実に向けた支援
- ▶ 保育者の資質向上に向けた体系的な研修機会の提供
- ▶ 就学前教育・保育施設におけるカリキュラム・マネジメントの充実に向けた支援
- ▶ 特別な配慮を必要とする子どもに対する就学前教育・保育施設の取組への支援

② 就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続

乳幼児期の教育・保育において育まれた資質・能力が切れ目なく小学校以降の学びや生活につながるよう、円滑な接続を図る取組を推進します。

【主な取組】

- ▶ 遊びを通して小学校以降の学びの芽生えを培う乳幼児期の教育・保育の理解啓発
- ▶ 市町村の幼保小関係者による連携の充実に向けた支援
- ▶ 幼保小の協働による架け橋期のカリキュラム開発・実施への支援

【推進指標】

指標名		現状値 (R6)	R11 年度
①	秋田県学習状況調査における設定通過率 ²⁹ を超えた設問数の割合 (小・中)	75.8% (R5)	75.0%
②	学んだことを振り返って次の学習につなげることができる児童生徒の割合 (小6、中3) ※	86.5%	86.5%
③	授業の目標を意識して学習に取り組んでいると思う児童生徒の割合 (小5、中2)	88.8% (R5)	90.0%
④	学級の友達との間で話し合う活動に進んで取り組んでいると思う児童生徒の割合 (小5、中2)	90.2% (R5)	92.0%
⑤	学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う児童生徒の割合 (小5、中2)	88.3% (R5)	89.0%
⑥	勉強が好きだと思う児童生徒の割合 (小5、中2)	58.7% (R5)	61.5%
⑦	大学志望達成率 (公私立、全日制) ※	89.1% (R5)	90.0%
⑧	教職員と児童生徒がやりとりする場面において、児童生徒1人1台端末等のICT機器を使用している小・中学校の割合 (週1回以上)	74.0%	84.0%
⑨	低年齢化に対応したインターネット環境整備に関する講座を実施した市町村数 (累積) ※	16 市町村 (R5)	25 市町村
⑩	就学前教育・保育アドバイザー ³⁰ を配置している市町村数※	10 市町村	14 市町村
⑪	幼保小の協働による架け橋期カリキュラムの策定市町村数	2 市町村	25 市町村

※ 新秋田元気創造プラン (R4～7) における指標

29 問題ごとに、どの程度の通過率であれば「おおむね満足できる状況」とするかをあらかじめ定めた値

30 就学前教育・保育の質の向上を目指し、各施設等を巡回して指導・助言等を行う者

基本方針3 誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進



交流及び共同学習



教員とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる協議



スペース・イオ

(1) インクルーシブ教育システム³¹の推進による特別支援教育の充実

① 園・小・中・高校等における特別支援教育の推進

幼稚園・保育所等、小・中・高校に在籍する障害のある幼児児童生徒に対する一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させるとともに、管理職のリーダーシップによる校（園）内支援体制の機能強化と全教職員の理解促進を図ります。

【主な取組】

- ▶ 各学びの場の実践研修における好事例の蓄積と発信
- ▶ 特別支援教育コーディネーター³²連絡協議会での事例紹介と協議による取組の促進
- ▶ 合理的配慮を明記した個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用・引継ぎの促進
- ▶ 特別支援教育校内支援体制ガイドラインの活用促進
- ▶ 特別支援学校のセンター的機能³³等の活用による研修の充実
- ▶ 交流及び共同学習の充実に向けた障害理解授業の効果的な実施

② 特別支援学校における教育の充実

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させるとともに、社会に開かれた教育課程の実現と特色ある教育活動の展開を図ります。

【主な取組】

- ▶ 指導・支援の充実に向けた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用
- ▶ 地域の資源や教育力を生かした教育課程の編制と実施
- ▶ 職域や就労形態の拡大による職場の開拓と実習等の実施

31 障害者が精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある方と障害のない方が共に学ぶ仕組み

32 各学校（園）における特別支援教育の推進のため、学校職員の中から指名され、校（園）内委員会や校（園）内研修など校（園）内の役割のほか、関係機関との連絡調整や保護者の相談窓口の役割を担う職員

33 地域における特別支援教育を推進する体制を整備する上で、特別支援学校が中核的な役割を果たし、高い専門性を生かしながら地域の幼稚園・保育所等、小・中・高校を支援する機能

- ▶ 学校の専門性を生かすセンター的機能の強化

③ 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上

全ての教職員が、特別支援教育に関する知識・技能を身に付けるための研修を継続的に受ける機会を設定するとともに、特別支援学校の教職員の更なる専門性の向上を図ります。

【主な取組】

- ▶ 秋田県教職キャリア指標を踏まえた特別支援教育に関する研修の実施
- ▶ 研修人事交流教員のニーズに応じた研修の充実
- ▶ 特別支援学校教諭普通免許状取得の促進
- ▶ 障害種毎の教育専門監の配置と組織的な活用

④ 切れ目ない支援に向けた関係機関との連携強化と特別支援教育への理解促進

特別な支援を必要とする幼児児童生徒が就学から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備に向け、関係機関との連携を強化し、特別支援教育に対する理解促進を図ります。

【主な取組】

- ▶ 就学相談・支援の充実に向けた各特別支援教育アドバイザー³⁴と市町村との情報共有
- ▶ 家庭・学校・放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた会議等の実施
- ▶ 医療機関及び福祉行政等との連携による安心・安全な医療的ケアの実施
- ▶ 障害理解研修会やあきた県庁出前講座の実施

(2) 不登校児童生徒への支援の推進

① 不登校における課題の未然防止と早期支援の充実

不登校は誰にでも起こりうるものと認識し、児童生徒の心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援するとともに、児童生徒が毎日通いたいと思える魅力ある学校づくりに取り組みます。

【主な取組】

- ▶ 日常の観察や計画的な教育相談等の実施
- ▶ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談の充実
- ▶ フリーダイヤル「すこやか電話³⁵」等による相談の実施
- ▶ 誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりの推進

② 不登校児童生徒の学びの保障

不登校児童生徒一人一人のニーズに応じた多様な学びの場を確保し、全ての児童生徒が学び

34 小学校に設置した特別支援教育地域センター等で、障害のある幼児児童生徒の就学相談を中心に相談・支援を行う職員

35 県が設置する、不登校やいじめ、就学や進路、学習に関する悩みを相談できる窓口

たいと思ったときに学ぶことのできる環境を整備します。

【主な取組】

- ▶ 校内教育支援センター³⁶や空き教室等を活用した学習支援
- ▶ オンラインを活用した学習支援と学習成果の適切な評価の実施
- ▶ スペース・イオ³⁷、教育支援センターにおける学習支援
- ▶ NPO・フリースクール等、学校外の多様な学びの場や専門的な支援機関との連携強化
- ▶ 市町村における学びの多様化学校³⁸の設置に向けた支援

(3) 多様なニーズに対応した教育機会の確保

① 高校中退者等に対する就学機会の提供

高校等の中退学者や不登校を経験した児童生徒、社会人等に対し、就学機会を提供できるよう、教育環境の整備を行います。

【主な取組】

- ▶ 定時制課程・通信制課程の特色を生かした取組の充実
- ▶ 通信制課程の生徒が受けるスクーリング等の負担軽減に向けた方策の検討
- ▶ 教育支援センターや地域若者サポートステーション³⁹等、関係機関との連携促進
- ▶ 夜間中学を含めた、義務教育未修了者等に係る学び直しの機会の確保についての調査研究

② 性の多様性を尊重した教育の推進

学校において、性の多様性に対する理解を深め、性同一性障害や性的指向・性自認で悩みを抱える児童生徒が安心して通える学校づくりを推進します。

【主な取組】

- ▶ 教育活動全体における、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導の充実
- ▶ 性同一性障害や性的指向・性自認に関する教職員の正しい理解の促進
- ▶ 「性的マイノリティ」とされる児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かな相談・支援の実施
- ▶ 校則の定期的な見直し等による、生徒の多様性に配慮した取組の推進

36 学校には行けるが自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋

37 学校へ行きたいけれども行くことができないでいる児童生徒や中卒者を対象に、安心して過ごすことができる「心の居場所」を提供しながら学習支援等を行う県教育委員会が設置するフリースクールの空間

38 学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校（旧・不登校特例校）

39 都道府県が設置する、働くことに悩みを抱えている15～49歳までの者を対象に就労に向けた支援を行う機関

③ 外国人児童生徒等への支援の充実

「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針」に基づき、外国籍等の子どもの受入体制を整備し、日本語指導が必要な児童生徒等に対する指導・支援体制を充実させるとともに、校(園)内における多文化共生に対する理解促進を図ります。

【主な取組】

- ▶ 日本語教育等を必要とする児童生徒が在学する学校への教員の加配
- ▶ 外国人児童生徒一人一人の履修状況や理解状況に応じた指導の実施
- ▶ 日本語指導のノウハウを持つ日本語教育人材や日本語教室等との連携強化

【推進指標】

指標名		現状値 (R6)	R11 年度
①	特別支援学校小・中学部の児童生徒との居住地校交流を実施した小・中学校の割合※	52.5% (R5)	54.5%
②	居住地校交流を行った特別支援学校の小・中学部児童生徒数の割合	34.0% (R5)	37.0%
③	交流及び共同学習の充実に向けた障害理解授業を実施した小・中学校の割合	42.8% (R5)	60.0%
④	特別支援学校高等部卒業生の就職者の割合	37.8% (R5)	40.5%
⑤	特別支援教育に関する研修を受講した高校教員の割合※	86.3% (R5)	95.0%
⑥	特別支援教育に関する校内研修を実施した小・中・高校の割合	75.9% (R3)	88.0%
⑦	不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導を受けた児童生徒の割合 (小・中学校)	59.3% (R5)	75.0%
⑧	不登校児童生徒に対して I C T を活用した学習活動等の支援を月 1 回以上行った小・中学校の割合	27.5%	52.5%
⑨	スペース・イオ入所者の高校進学率	98.0% (R5)	98.0%
⑩	学び直しを教育課程上に位置付けている公立学校数	15 校	15 校

※ 新秋田元気創造プラン (R4～7) における指標

基本方針4 豊かな心と健やかな体の育成



道徳科の授業



模擬選挙



地域人材を活用した体育授業

(1) 自他を尊重する心を育む教育の推進

① 人権教育の推進

児童生徒が人権の意義・内容や重要性、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、自他の人権を守ろうとする意識や態度を醸成するため、学校における教育活動全体を通して人権教育の充実を図ります。

【主な取組】

- ▶ 人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくりの推進
- ▶ 効果的な学習教材を活用した人権感覚を育成する指導方法の工夫改善
- ▶ 児童生徒の発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育⁴⁰」の推進
- ▶ 教職員の人権感覚の育成に向けた研修の充実

② 道徳教育の推進

児童生徒が命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むよう、「特別の教科 道徳」（道徳科）を要としつつ、学校における教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります。

【主な取組】

- ▶ 道徳教育の全体計画及び別葉に基づく、道徳教育推進教師等を中心とした組織的な指導の充実
- ▶ 道徳教育推進協議会の開催等を通じた県内における道徳教育の成果の普及・啓発
- ▶ 道徳教育に関わる授業公開や情報発信等による家庭や地域社会との連携の推進

40 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すもの

③ いじめの未然防止と早期発見・早期対応の推進

いじめに対する教職員の意識と組織的な対応力を高め、いじめを積極的に認知し、未然防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめを生まない環境づくりを進めます。

【主な取組】

- ▶ いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組の推進等によるいじめを許さない学校風土の醸成
- ▶ 日常の観察や定期的な調査、計画的な教育相談等の実施
- ▶ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談の充実
- ▶ フリーダイヤル「すこやか電話」等による相談の実施
- ▶ いじめ防止等に向けた実効的な対応を行う校内組織の設置や連絡協議会等の開催
- ▶ ネットパトロールの実施による「ネットいじめ」等の未然防止と早期発見

④ 体験活動・交流活動の充実

たくましく社会を生き抜く力、郷土の自然や文化を愛する心、自律性、協調性、創造性、思いやりの心など、豊かな人間性を育むため、学校や社会教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動などの充実に取り組みます。

【主な取組】

- ▶ 少年自然の家等における宿泊体験活動の推進
- ▶ あきたアドベンチャープログラム⁴¹（AAP）の充実と提供
- ▶ 幅広い年齢層のニーズに応じたプログラムの開発と提供

（２）主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進

① 主権者や消費者の育成に係る指導の充実

選挙権年齢及び成年年齢が引き下げられたことに鑑み、主権者や自立した消費者として権利と責任を自覚し、社会を生き抜く力や、よりよい社会の実現に向けて社会の形成に主体的に参画する態度の育成に取り組みます。

【主な取組】

- ▶ 各教科等を通じて横断的・総合的に取り組む主権者教育・消費者教育の充実
- ▶ 政治への関心や政治参加意識を高めるための出前授業や模擬選挙等の実施
- ▶ 生徒主体による校則の見直し等に係る取組事例の収集・周知
- ▶ 弁護士会、生活センター等と連携した消費者教育の実施
- ▶ 金融機関等と連携した金融リテラシー講座の実施

41 仲間と協力しながら課題を解決していく中で、人間として成長するための「気付き」を体験し、信頼関係を構築する教育プログラム

② 持続可能な社会の創り手を育成する環境教育の推進

命や環境を大切にする心を育み、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる力や態度を育成するため、持続可能な開発のための教育（E S D）の視点を踏まえ、各教科等の目標や内容との関連付けが図られた環境教育を推進します。

【主な取組】

- ▶ 各教科等を通じて横断的・総合的に取り組む環境教育の充実
- ▶ 発達段階に応じた豊かな自然体験活動等の推進
- ▶ 家庭、地域、社会教育施設等との連携による体験活動や交流活動の推進

（３）学校における体育活動の充実と健康教育の推進

① 学校体育・運動部活動の充実

児童生徒の運動への関心や意欲、運動の知識・技能を培い、健康でたくましく生きるための基礎となる体力を育むとともに、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質・能力の育成に取り組めます。

【主な取組】

- ▶ 望ましい運動習慣の確立と体力の向上に向けた取組の推進
- ▶ 新体力テスト⁴²等の各種調査結果による児童生徒の体力等の実態把握・分析・活用
- ▶ 専門性を有する地域人材の活用による授業や運動部活動の充実への支援
- ▶ 「秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」の活用による適正な運動部活動環境の整備・充実
- ▶ 運動部活動の地域移行に向けた学校と地域クラブ活動との連携促進
- ▶ 運動部活動の一層の充実及び活力アップの推進に向けた指導者の資質向上や校種間連携等の支援

② 保健教育の推進と学校給食・食育の充実

児童生徒が、健康の保持増進に必要な情報を主体的に得て、適切な判断や行動のもと、規則正しく健康的な生活を実践することができる資質・能力の育成に取り組めます。

【主な取組】

- ▶ 健康な生活を送るための望ましい生活習慣の確立に向けた指導の充実
- ▶ 医療関係者等との連携による児童生徒の現代的健康課題（性の問題、がん、薬物乱用、アレルギー疾患など）の解決に向けた講座や指導者研修会の実施

42 文部科学省が国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的に、平成 11 年度から毎年実施している調査

- ▶ 食育に携わる教職員を対象とした食に関する指導の充実を図るための研修会の実施
- ▶ 学校給食施設における衛生管理体制の強化に向けた訪問指導
- ▶ 学校給食における地場産物活用の促進

【推進指標】

指標名		現状値 (R6)	R11 年度
①	自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合 (小6、中3) ※	86.7%	90.0%
②	認知したいじめの解消率 (公私立、小・中・高・特別支援)	90.9% (R5)	95.0%
③	高校生の中途退学率 (公私立)	1.1%	0.6%
④	少年自然の家的一般利用者数	2,500 人 (R5)	3,000 人
⑤	少年自然の家等の利用者満足度調査における肯定的評価の割合	—	96.0%
⑥	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 (小6、中3) 【再掲】	88.8%	90.0%
⑦	運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合 (小5、中2) ※	62.9% (R5)	67.5%
⑧	すっきり目が覚めた児童の割合 (小5・6)	27.3% (R5)	32.0%
⑨	朝食の摂取率 (小5・6)	86.0% (R5)	92.0%

※ 新秋田元気創造プラン (R4～7) における指標

基本方針5 子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の構築



教職員研修



学校運営協議会



小・中学校合同による
逃げ地図づくり

(1) 学習の質を高めるための教育環境の整備

① 教職員の資質能力の向上を図るための研修の充実

管理職から指導助言を受けながら、自己の年間研修計画を策定する教職員に対し、資質能力の向上に資する効果的・効率的な研修を提供するとともに、研修推進体制を整備します。

【主な取組】

- ▶ 教職員一人一人のキャリアステージや職務に応じた研修の実施
- ▶ 校種や教科特有の課題に対応した研修の実施
- ▶ 教育専門監⁴³を活用した教員の指導力向上に向けた取組の充実
- ▶ 学校の課題解決に向けた校内研修に対する支援

② 活力に満ちた魅力ある学校の整備

県民の理解を得ながら、県立学校の再編整備や長寿命化改修等を進めるとともに、教育環境の質の向上を図り、活力に満ちた魅力ある教育環境づくりを推進します。

【主な取組】

- ▶ 秋田県高等学校総合整備計画による高校の学校規模の適正化と望ましい配置の実現
- ▶ 秋田県特別支援教育総合整備計画による教育的ニーズに応じた特別支援学校の整備
- ▶ 男鹿地区統合校・横手地区統合校の開校に向けた取組の推進
- ▶ 公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の計画的な改修
- ▶ 最新のICT環境や新しい技術に対応した実習設備の整備

③ 私立学校教育の振興

私立学校の運営や教育活動に対する支援を行い、私立学校教育の振興を図ります。

43 県教育委員会が認定する教科指導等に卓越した力を有する教諭。その資質能力を複数の学校に活用し、学校の教育力を高めることを狙いとする本県独自の取組で、平成18年度に導入。

【主な取組】

- ▶ 私立学校の運営等に係る経費への支援
- ▶ 私立学校の特色ある教育活動に対する支援

④ 高校生、大学進学者等に対する経済的支援の充実

経済的な理由等により修学が困難となっている高校生等の家庭に対して経済的支援を行い、修学しやすい環境づくりを推進します。

【主な取組】

- ▶ 高校の授業料負担の軽減を図るための就学支援金の支給
- ▶ 低所得者世帯に対する学用品等の負担軽減を図るための奨学給付金の支給
- ▶ 高校生や大学進学者等に対する奨学金の貸与

(2) 教職員の指導体制の充実と学校における働き方改革の推進

① 優れた教職員の確保と適正な配置

学校組織の活力の維持・向上と学校運営機能の強化を図るため、豊かな人間性と社会性を備え、専門性の高い優秀な教職員の確保を図るとともに、学校が特色ある教育課程を実施できるよう、教職員の適正な配置に努めます。

【主な取組】

- ▶ 採用候補者選考試験における優遇措置や特別選考の実施
- ▶ 人事異動による教員の適正配置
- ▶ 学校マネジメント機能の強化に向けた副校長や教頭の複数配置
- ▶ 教育専門監の活用促進
- ▶ 教職員の人事評価システムの推進と人事評価に係る管理職研修の充実

② 教職員の働き方改革の推進

「教職員の働き方改革推進計画」に基づき、教職員の多忙化の防止と働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

【主な取組】

- ▶ 学校における業務改善計画の策定と着実な実行
- ▶ 調査・照会業務や会議の精査・効率化の推進
- ▶ ICTを活用した校務の効率化
- ▶ 教職員をサポートする専門スタッフや部活動指導員の配置充実
- ▶ 中学校における部活動の地域移行の推進

③ 教職員の健康管理の推進

全ての学校における労働安全衛生管理体制の強化を図り、教職員の健康の保持増進、疾病の早期発見・早期対応に努めます。

【主な取組】

- ▶ 定期健康診断等の実施と事後措置の徹底
- ▶ 管理職等への安全衛生に関する研修の実施
- ▶ メンタルヘルス相談体制の充実
- ▶ 病気休職者の円滑な職場復帰と再発防止に向けた支援
- ▶ 教職員が健康について意識する機会の充実

(3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

① 地域社会全体で子どもの成長を支える体制の構築

学校・家庭・地域が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを支え、見守り、育てる体制づくりに取り組みます。

【主な取組】

- ▶ 地域学校協働活動⁴⁴の運営支援と一体的な実施の促進
- ▶ 社会教育主事や地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動を支える人材の養成と活用
- ▶ コミュニティ・スクールに関する教職員等への理解促進と円滑な運営体制構築への支援
- ▶ あきた型学校評価システム⁴⁵の推進

② 学校安全の取組の推進

児童生徒が安全・安心に過ごすことができるよう、地域や関係機関との連携・協働による質の高い学校安全の取組を推進します。

【主な取組】

- ▶ 学校安全に係る教職員の資質・能力の向上を図るための研修会の実施
- ▶ 安全教育の充実に向けた学校等への外部講師の派遣
- ▶ 学校安全の質の向上を図るための学校訪問による指導の実施
- ▶ 実践的・実効的な学校安全の取組に対する支援

③ 家庭教育支援の充実

地域全体で家庭教育を支える取組や体制づくりを支援します。

44 学校支援活動、放課後や土曜日の学習支援、家庭教育支援及び学びによるまちづくり等の地域活動等により、地域と学校が協働して子どもたちの成長を支えていく取組

45 各学校（園）において当該年度に達成すべき目標の重点化を図り、目標達成のための具体的な取組状況を保護者や地域住民に公開して支援や協力を得ることで、学校（園）・家庭・地域が一体となって学校教育の充実を図る取組

【主な取組】

- ▶ 家庭教育支援を担う人材の育成と家庭教育支援チームの組織化の推進
- ▶ アウトリーチ型支援の取組を拡充させるための研修等の実施
- ▶ 家庭教育支援チームによる相談や学習機会の提供への支援

【推進指標】

指標名		現状値 (R6)	R11 年度
①	学校の勉強がよく分かると思う児童生徒の割合 (小5、中2)	87.6% (R5)	89.0%
②	総合教育センターの研修に自律的に取り組むことができたと思う教職員の割合	—	90.0%
③	授業に I C Tを活用して指導することができる教員の割合※	75.0% (R5)	85.0%
④	月当たり時間外在校等時間が 45 時間以内の教員の割合	68.4% (R5)	100.0%
⑤	年間時間外在校等時間が 360 時間以内の教員の割合	37.1% (R5)	100.0%
⑥	コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まったと思う教職員の割合	93.0%	93.0%
⑦	コミュニティ・スクールを導入している学校の割合	68.8% (R5)	86.3%
⑧	学校運営協議会の構成員として、地域学校協働活動推進員・地域コーディネーター等が参画している小・中学校の割合※	67.8%	73.0%
⑨	地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合 (公立、幼・小・中・高・特別支援)	61.6% (R4)	70.0%
⑩	子どもの安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で連携を図っている学校の割合 (公立、幼・小・中・高・特別支援)	95.8% (R4)	100.0%

※ 新秋田元気創造プラン (R4～7) における指標

基本方針6 誰もが生涯にわたり学び続けられる環境の構築



ビブリオバトル



県立博物館における特別展



子ども民俗芸能交流大会

(1) 多様な学びの場づくりと学びを通じた地域づくりの推進

① 生涯学習の機会の充実

県民が生涯にわたり学ぶことができるよう、多様なニーズに応じた学習機会を提供します。

【主な取組】

- ▶ 民間企業や関係団体等との連携による県民の学習機会の充実
- ▶ 県民のニーズに対応したあきた県庁出前講座の実施
- ▶ 地域課題や現代的課題に関する学習機会の充実
- ▶ 県内の生涯学習情報に係るウェブサイト上での提供

② 地域コミュニティの活性化に向けた社会教育の推進

住民同士が地域で共に学び、地域の将来を考え、自らも当事者としてよりよい地域づくりに持続的に取り組もうとする意欲を高めるため、学びの場を通じた住民相互のつながりを提供します。

【主な取組】

- ▶ 地域課題の解決に向けたコンソーシアム等の実施
- ▶ ICTの活用による、多様な主体との連携・協働に向けた取組事例の共有
- ▶ 社会教育人材のネットワーク構築に向けた交流機会の充実

③ 読書活動の推進

県民が生涯にわたって読書に親しむことができるよう、子どもの発達段階に応じた読書活動を支援するとともに、子どもと関わる大人に向けた読書の楽しさの理解啓発に取り組めます。

【主な取組】

- ▶ 地域の読書環境の充実に向けた市町村立図書館等への支援
- ▶ 子どもたちの読書習慣の形成に向けた学校図書館への支援

- ▶ 乳幼児から高齢者まで多様な読書ニーズに対応した図書資料の充実
- ▶ 地域や学校等において読書活動を推進する人材の育成
- ▶ 読書を通じた多世代交流の機会の充実

(2) 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用

① 文化芸術体験機会の充実

子どもたちの豊かな心や感性、創造性を育むため、発達段階に応じて優れた文化芸術に親しみ、体験できる機会を提供します。

【主な取組】

- ▶ 児童生徒に対する優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供
- ▶ 芸術家の派遣による学校における文化芸術の鑑賞・体験機会の提供
- ▶ 児童生徒が伝統文化を計画的・継続的に体験・習得できる機会の提供
- ▶ 美術館・博物館における秋田ゆかりの展示及び教育普及の充実
- ▶ 文化部活動の充実と地域移行に向けた取組の推進

② 全ての人に開かれた美術館・博物館づくりの推進

美術館・博物館を中核として、多様な主体が連携・協働し、年齢や障害の有無等にかかわらず、文化芸術を通じて多様な人々が出会い、共に学び合うことのできる場づくりに取り組みます。

【主な取組】

- ▶ 良質な文化芸術に親しみ、楽しむことができる魅力的な特別展の開催
- ▶ 美術館・博物館を核とした多様な主体との連携・協働による地域課題・文化観光需要等への対応
- ▶ 県内の美術館・博物館等によるネットワークの形成と強化
- ▶ 美術館・博物館におけるデジタルアーカイブ化をはじめとするDXの推進

③ 文化遺産の保存・活用の推進

私たちの祖先が守り伝えてきた文化財を、県民の貴重な文化遺産として保存・活用し、後世に引き継ぎます。

【主な取組】

- ▶ 文化遺産等の調査による文化財指定等の推進
- ▶ 有形文化財や記念物の保存修理、防災施設整備への支援
- ▶ 民俗文化財の後継者育成に向けた「子ども民俗芸能交流大会」の開催
- ▶ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値と魅力を伝える取組の推進
- ▶ 文化財の展示や体験学習等、地域の歴史や文化に親しむ取組の推進

【推進指標】

指標名		現状値 (R6)	R11 年度
①	地域の現状やニーズを踏まえた課題の解決に向け、関係者による推進体制を構築し、取り組んでいる自治体数（累積）	10 市町村 (R5)	25 市町村
②	障害者を対象とした講座又は障害者の参加に配慮した講座を実施した市町村数（累積）※	23 市町村 (R5)	25 市町村
③	県立及び市町村立図書館等の年間個人貸出冊数※	2,522 千冊 (R5)	2,600 千冊
④	県立図書館のテーマ別図書セットの利用施設の割合	40.0% (R5)	60.6%
⑤	「秋田県読書フェスタ」における県主催読書イベントの実施市町村数	18 市町村 (R5)	25 市町村
⑥	県立美術館・近代美術館・県立博物館・農業科学館の来館者数※	262,755 人 (R5)	294,000 人
⑦	県立美術館・近代美術館・県立博物館・農業科学館における特別展に対する満足度	96.6% (R5)	90.0%
⑧	国・県指定等文化財の件数※	804 件 (R5)	836 件

※ 新秋田元気創造プラン（R4～7）における指標

第5章 計画の推進に向けて

第1 計画の周知

計画の着実な実施に向けて、教育関係者や保護者、地域住民をはじめとする県民に理解され、共有されるよう、広報誌、ウェブサイトなど多様な広報媒体を活用しながら、分かりやすい情報発信・広報活動に努め、計画内容や推進状況の周知を図ります。

第2 国・市町村・関係部局、多様な主体との連携・協働

計画を着実に推進するためには、様々な分野から総合的に取り組む必要があることから、国、市町村、関係部局と相互に連携・協力を図りながら取り組んでいくことが重要です。

このため、国に対しては、教育施策・支援制度の拡充や必要な財政上の措置が講じられるよう働きかけていくとともに、市町村に対しては、それぞれの地域の実情に応じた特色ある教育活動が展開されるよう、市町村の主体性を尊重しつつ、広域的な立場から適切な指導・助言・援助を行い、本県全体の教育水準の向上に取り組んでいきます。

また、教育施策に関し知事と教育委員会との間の意思疎通を図る場として設置されている秋田県総合教育会議を通じて、両者が方向性を共有し、それぞれの権限に属する事務の執行に当たります。

さらに、学校、家庭、地域住民をはじめ、NPO、ボランティア、企業、教育関係団体、青少年団体、大学などの多様な主体との連携を図りながら、全ての県民が、子どもたちの成長に関わる当事者であるという意識を高め、県民総参加による「教育立県あきた」の実現を目指します。

第3 推進状況の点検・評価

本計画に定める施策を効果的かつ効率的に実施するためには、客観的な根拠により課題を把握し、その後の施策に生かす、実効性のあるPDCAサイクルを確立することが重要です。

このため、本計画に定める施策の推進状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、毎年度、定期的な点検・評価を行うとともに、当該点検・評価結果や各種調査結果等を踏まえ、次年度以降における施策の改善を図ります。

また、計画の実施過程においては、社会・経済情勢の大きな変化や国の制度改定など教育を取り巻く状況の変化に応じて、計画の適時・適切な見直しを行います。

第4期あきたの教育振興に関する基本計画

令和7年3月策定
秋田県教育庁総務課

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号

TEL 018-860-5112 FAX 018-860-5851

E-mail soumu-edu@pref.akita.lg.jp

URL <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/education>



令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 3 号

秋田県教育委員会

議案第三号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（利用料金の承認の申請等） 第十三条の四 略 2 条例第十一条第四項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトに掲載により行うものとする。 （利用料金の承認の申請等） 第三十二条の四 指定管理者は、条例第十一条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 2 条例第十一条第四項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトに掲載により行うものとする。 第三十二条の五 略	（利用料金の承認の申請） 第十三条の四 略 第三十二条の四 略

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月十三日提出

理 由 秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しにより県民の利便性の向上を図るため、指定管理者が定める利用料金に係る揭示の方法について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しにより県民の利便性の向上を図るため、指定管理者が定める利用料金に係る掲示の方法について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 指定管理者は、利用料金に係る公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うこととする。（第13条の4、第32条の4関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとする。

「教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案」のポイント

総務課

「情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案」

条例案の概要

- アナログ規制の見直しにより、秋田県青少年交流センター条例（平成11年秋田県条例第5号）、秋田県自然体験活動センター条例（平成18年秋田県条例第86号）など25条例について、指定管理者は、利用料金を各施設において公衆の見やすいように掲示するほか、当該指定管理者のウェブサイトに掲載するように努めなければならないこととする。
- 令和7年3月6日（木）議決済

施行期日 令和7年4月1日



「教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案」

改正理由

情報通信技術の進展を踏まえ、その効果的な活用のための規制の見直しにより、県民の利便性の向上を図るため、指定管理者が定める利用料金に係る掲示の方法について所要の規定の整備を行う必要がある。

改正内容

指定管理者は、利用料金に係る公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うこととする。

施行期日

令和7年4月1日から施行することとする。

【参考】情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案新日対照表

秋田県青少年交流センター条例の一部改正（第三条第一号による改正）

[illegible]

- 4 -

秋田県自然体験活動センター条例の一部改正（第三条第二号による改正）

改正後	改正前
(利用料金の承認) 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、教育委員会規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。	(利用料金の承認) 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように<u>掲示</u>しておかなければ

令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 4 号

秋田県教育委員会

議案第四号

秋田県教育職員免許状再授与審査会規則案

秋田県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、秋田県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、五名以内の委員をもって組織する。

2 審査会の委員は、省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者とし、次に掲げる者のうちから秋田県教育委員会が任命する。

一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者

二 その他秋田県教育委員会が適当と認める者

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審査会の議長となる。

3 審査会において必要があると認めたときは、その会議に、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

5 審査会の会議は、非公開で行うものとする。

(守秘義務)

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、秋田県教育庁義務教育課において処理する。

(委任規定)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）において、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者）に対し、教育職員免許状を再び授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない旨が規定されたことにより、法施行規則（令和四年文部科学省令第五号）において定めのあるもののほか、審査会の組織および運営に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育職員免許状再授与審査会規則案要綱

1 制定理由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第５７号。以下「法」という。）において、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者）に対し、教育職員免許状を再び授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない旨が規定されたことにより、法施行規則（令和４年文部科学省令第５号。以下「省令」という。）において定めのあるもののほか、審査会の組織および運営に関し必要な事項を定める必要がある。

2 内容

- (1) 審査会の組織及び運営に関し必要な事項については、省令に定めるもののほか、この規則の定めるところによることとする。（第一条関係）
- (2) 審査会は、５名以内の委員をもって組織することとし、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、秋田県教育委員会が任命することとする。（第二条関係）
- (3) 会議は会長が招集し、必要があると認めたときは、委員以外の者の意見又は説明を聴くことができることとする。また、利害関係を有する委員は、議事に参加することができず、会議は非公開で行うこととする。（第三条関係）
- (4) 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とすることとする。（第四条関係）
- (5) 審査会の庶務は、秋田県教育庁義務教育課において処理することとする。（第五条関係）
- (6) この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会が審査会に諮って定めることとする。（第六条関係）

3 施行期日

この規則は、令和７年４月１日から施行することとする。

令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 5 号

秋田県教育委員会

議案第五号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（附属機関） 第三十一条 法令又は条例の定めるところにより置かれる次の各号に掲げる附属機関に関する事務については、当該各号に定める課又は室において処理するものとする。 一 三 略 四 秋田県教育職員免許状再授与審査会 義務教育課 五 十四 略	（附属機関） 第三十一条 法令又は条例の定めるところにより置かれる次の各号に掲げる附属機関に関する事務については、当該各号に定める課又は室において処理するものとする。 一 三 略 四 十三 略

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第５７号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

秋田県教育職員免許状再授与審査会を附属機関に加えるとともに、その事務処理は義務教育課が行うこととする。（第３１条関係）

3 施行期日

この規則は、令和７年４月１日から施行することとする。

令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 6 号

秋田県教育委員会

議案第六号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則（平成元年秋田県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(A4判) 様式第一号 特別免許状（第十二条関係） （教育職員） 特別免許状 略	(A4判) 様式第一号 特別免許状（第十二条関係） （教育職員） 特別免許状 略 （有効期間の満了の日 年 月 日）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和七年三月十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）による教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和４年法律第４０号）による教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

特別免許状における教員免許更新制に係る記載を削ることとする。（様式第１号関係）

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとする。

令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 7 号

秋田県教育委員会

議案第七号

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成三十年秋田県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第二条関係） 一〇五 略 六 秋田県立羽後高等学校	別表（第二条関係） 一〇五 略

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸
理 由

地域の住民や保護者の要望を学校運営により一層的確に反映させるため、学校運営協議会を設置する県立学校を追加する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 案要綱

1 改正理由

地域の住民や保護者の要望を学校運営により一層的確に反映させるため、学校運営協議会を設置する県立学校を追加する必要がある。

2 改正内容

秋田県立羽後高等学校に、新たに学校運営協議会を設置することとする。（別表関係）

3 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとする。

令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 8 号

秋田県教育委員会

議案第八号

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年秋田県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第一条 この規則は、秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年秋田県条例第六十八号。以下「条例」という。）の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の利用及び同条第九項に規定する特定個人情報情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第一条 この規則は、秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年秋田県条例第六十八号。以下「条例」という。）の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の利用及び同条第八項に規定する特定個人情報情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の条項を改めることとする。（第1条関係）

3 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとする。

「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案」について（議案第8号）

令和7年3月13日

高 校 教 育 課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（第2条関係）

【改正後】	【改正前】
第1項～第7項 略	第1項～第7項 略
第8項 この法律において「カード代替電磁的記録」とは、前項第一号から第五号までに掲げる事項及び本人の写真（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている者に係るものにあつては、当該事項。第十八条の二第二項において「カード代替記録事項」という。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項並びに同条第一項及び第二項において同じ。）並びに当該電磁的記録がその送信を行った者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として主務省令で定める事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名であつて、主務省令で定める基準に適合するものをいう。第十八条の二第二項及び第三項において同じ。）を行ったものにより一体的に構成された電磁的記録をいう。	
第9項～第16項 略	第8項～第15項 略

※第8項の概要…マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載のために必要な措置として、スマートフォンだけでマイナンバーと同様にマイナンバー法上の本人確認ができる仕組みを設けたもの。

令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 9 号

秋田県教育委員会

議案第 9 号

秋田県指定文化財の指定等について

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（古文書）に指定する。

名 称	員数	所在地	所有者
渋江和光日記	98冊	秋田市山王新町14番31号 秋田県公文書館	秋田県

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第26条第1項の規定により、次の無形の民俗文化財を秋田県指定無形民俗文化財に指定する。

名 称	所在地	保護団体
田代岳の岳参り作占い行事	大館市早口字田代山	田代岳の岳参り作占い行事 保存協議会

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第34条第1項の規定により、次の記念物を秋田県指定史跡に指定する。

名 称	所在地	所有者
日和山方角石	能代市能代町後谷地外 2 国有林155林 班い小班の内	国（農林水産省）

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第34条第1項の規定により、次の記念物を秋田県指定史跡に指定する。

名 称	所在地	所有者
丁刃森方角石	にかほ市平沢字画書面10-1の内、10- 3の内、10-4の内、11-1の内	平沢町内自治会、T D K株式会社、にか ほ市平沢財産区

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第34条第1項の規定により、次の記念物を秋田県指定史跡に指定する。

名 称	所在地	所有者
沖の島方角石	にかほ市金浦字港嶋13-2の内	にかほ市

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第34条第1項の規定により、次の記念物を秋田県指定史跡に指定する。

名 称	所在地	所有者
蚶満寺方角石	にかほ市象潟町字象潟島 2 の内	蚶満寺

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第35条第2項の規定により、次の秋田県指定名勝の指定を解除する。

名 称	所 在 地	所 有 者
鳥潟会館（旧鳥潟家住宅） 庭園	大館市花岡町字根井下156	大館市

令和7年3月13日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

第102回秋田県文化財保護審議会において、「渋江和光日記」「田代岳の岳参り作占い行事」「日和山方角石」「丁刃森方角石」「沖の島方角石」「蚶満寺方角石」の計6件を秋田県指定文化財に指定することが適当であることの答申があった。また、条例の規定により「鳥潟会館（旧鳥潟家住宅）庭園」の指定が解除となる。

この指定及び解除については、秋田県教育委員会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

し ぶ え わ こう に つ き
渋江和光日記

- | | | |
|---|--------|---------------------------------|
| 1 | 種 別 | 有形文化財（古文書） |
| 2 | 名称及び員数 | 渋江和光日記 98冊 |
| 3 | 形 状 | ^{たてちよう} 縦帳 四ツ目綴じ |
| 4 | 寸 法 | 縦23.5cm×横16.5cm |
| 5 | 年 代 | 江戸時代後期（文化11年（1814）～天保10年（1839）） |
| 6 | 所 在 地 | 秋田市山王新町14番31号 秋田県公文書館 |
| 7 | 所 有 者 | 秋田県 |
| 8 | 説 明 | |

本資料は、秋田藩士である渋江和光（1791～1843）が、文化11年（1814）から天保10年（1839）までの26年間に記した日記で、現存する原本は98冊である。表紙に月ごとの主立った内容を記し、閏月を除くと3か月ごとに綴じられている。昭和5年（1930）に秋田県立秋田図書館が個人より寄贈を受け、平成5年（1993）に秋田県公文書館へ移管された。同7年度から16年度にかけて翻刻され、12巻の書籍として刊行されている。

渋江家は、江戸時代を通じて久保田城三の丸に屋敷を与えられ、廻座^{まわりざ}の座格をもつ門閥として多くの家老を輩出した大身の家柄である。和光は、享和3年（1803）に分家である渋江十兵衛家から養子に入り、家督を相続した。翌年に出仕し、藩主義和^{よしまさ}から一字を与えられ、諱^{いみな}を和光とした。文化4年（1807）に家老に次ぐ要職の御相手番^{おあいてばん}を命ぜられ、延べ23年間勤めた。

日記の内容は、他の藩士による代表的な日記には公的な内容が多く書かれているのに比べ、日々の生活を記述した内容が多い。家族の動向や冠婚葬祭、知行地や知人との手紙や贈答の記録のほか、知行地である刈和野に家族で旅行したことなどが細やかに綴られている。学問や武芸の会合の様子、蔵書の管理や収集に関わる記述からは、上級藩士としての嗜みを重視する姿勢が見られる。また、改革派の家老足田^{ひきた}斎^{いつき}や藩校出身の官僚に対し和光が抱いた心情も随所に記されている。同役の藩士らとの廻文^{かいぶん}や、法令等の御会所からの張出^{まちぶれ}が克明に写し取られており、町触の記録が不足する天保年間の内容を補う資料でもある。

本日記は、上級藩士の生活や交流の記録をとおして、江戸時代後期における秋田藩の社会や文化を知る上での貴重な資料である。

参考

秋田市指定有形文化財（古文書） 「渋江和光日記」 平成24年（2012）3月1日指定

参考文献

秋田県公文書館編 『渋江和光日記』第1巻 平成8年（1996）3月

秋田県立図書館編 『渋江和光日記』第12巻 平成17年（2005）2月

金森正也 『藩政改革と地域社会』 清文堂出版 平成23年（2011）11月

金森正也 『秋田藩研究ノート』 無明舎出版 平成29年（2017）4月

菊池保男 「秋田藩上級武士の読書活動 ―「渋江和光日記」を史料として―」『秋田県公文書館研究紀要』第12号 平成18年（2006）3月

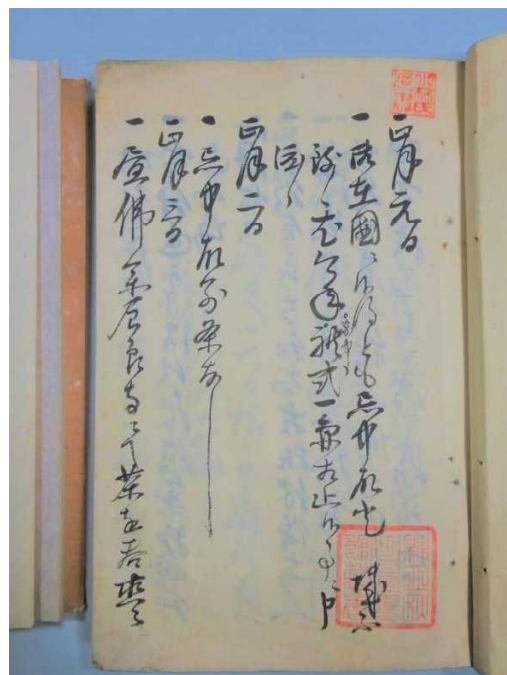
煙山英俊 「「渋江和光日記」小考」『秋田県公文書館研究紀要』第5号 平成11年（1999）3月

半田和彦 『秋田藩の武士社会』 無明舎出版 平成18年（2006）10月

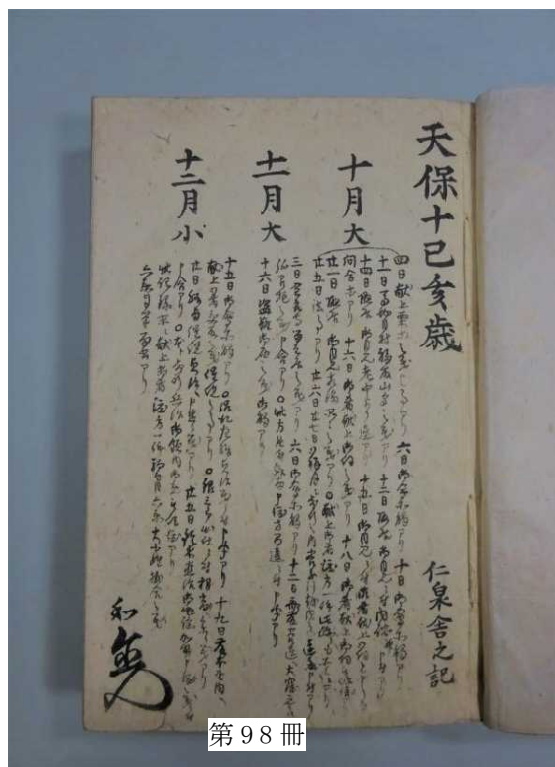
渡部紘一 「幕藩制後期秋田藩における一上級武士の動静 ―渋江和光日記断章―」『秋田県公文書館研究紀要』第6号 平成12年（2000）3月



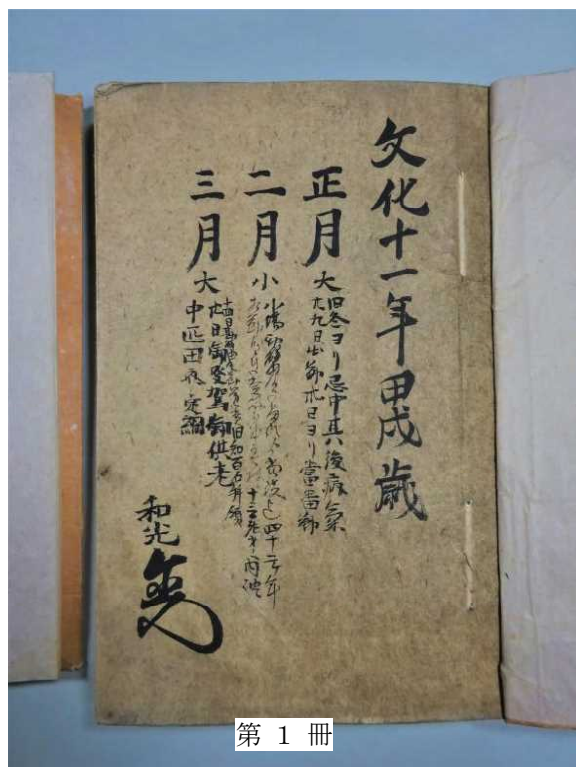
渋江和光日記 外表紙



第1冊書き出し



第98冊



第1冊

渋江和光日記 中表紙

たしろだけ だけまい さくうらな ぎょうじ 田代岳の岳参り作占い行事

- 1 種 別 無形民俗文化財
- 2 名 称 田代岳の岳参り作占い行事
- 3 所 在 地 大館市早口字田代山
- 4 保 護 団 体 田代岳の岳参り作占い行事保存協議会
- 5 説 明

本行事は、大館市北西部に位置する田代岳九合目に点在する池塘^{ちとう}の一部を「神の田」と定め、そこに自生するミツガシワを稲に見立て、その生育具合等を見て稲作の豊凶を占う行事である。作占いの起源は定かではないが、明治5年（1872）に石井忠行^{いし い だつら}が書いた『伊頭園茶話 三の巻』^{いずえん さわ}に占いの記載がある。

田代岳は白神山地の最東端に位置する標高1,178mの山である。古来より山そのものが信仰の対象とされ、豊作や安寧を祈る近傍の人々がその加護を得るべく登拝する習わしがある。山頂には、地元で田や水の神とされる白鬚大直日大神^{しらひげおなおびのおおかみ}を祀る田代山神社^{たしろやま}があり、社伝によると天正年間（1573～1592）の創建とされる。

作占いは半夏生^{はんげしょう}の前日（7月1日頃）に行われる。宮司と氏子等が登頂後、神事で用いるササとツゲを山頂付近で採取して、神前に御神酒等とともに供える。夕刻前後に池塘が広がる九合目に下り、最初に「晩稲^{おくて}の神の田」の前で、ミツガシワの丈、茎、花、実、繁茂等の状況を見て稲作の豊凶を占う。次に「中稲^{なかくて}の神の田」の前で占い、近接する「水量見^{すいりょうみ}の神の田」では、水の張り具合などで稲作に関する水全般のことを占う。続いて山の神、次に大日様と薬師様と呼ばれる石に向かう。それぞれに御幣を供え、塩を混ぜた米と御神酒を撒き、参拝する。次に「早稲^{わせ}の神の田」まで移動して占い、最後に最も深いとされる「三五^{さんご}（散供）の池」で、サンゴ打ちと呼ばれる占いの最終作業を行う。はじめに御幣を水辺の4か所に差して結界を作り、お清めと参拝の後、五円玉に紙を通して細工した賽銭を1個ずつ5回投げ入れる。投げ入れた賽銭の沈み加減で、風、水、早稲、中稲、晩稲の各状勢を占う。きれいに沈むと吉兆、うまく沈まないと凶兆とされ、既に見てきた「神の田」の状況と合わせ、宮司が総合的な判断を下す。その後、山頂に戻り執り行う宵祭り神事の際、氏子等参列者に作占いの結果が伝えられる。半夏生の当日には、本祭り神事があり、この日に登拝した人にも作占いの結果が伝えられる。その際祈祷してもらったササとツゲを持ち帰り、田の水口等^{みなくち}に供える風習が残っている。

本行事は、地域の山岳信仰と稲作儀礼が習合した行事であり、県内に類例が見られないことから貴重である。

参考

秋田県記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 「田代岳の岳参り作占い行事」 平成4年（1992）4月10日選択

大館市指定無形民俗文化財 「田代岳の岳参り作占い行事」 平成7年（1995）3月17日指定

参考文献

- 石井忠行 「伊頭園茶話 三の巻」 『新秋田叢書 第七巻』 歴史図書社 昭和46年（1971）12月
大館市 『大館市歴史的風致維持向上計画』 95-105頁 平成29年（2017）6月
北林忠 「霊峰田代岳の稲作占い」 『田代町史研究 みつがしわ』 第4号 平成12年（2000）2月
田代町 『田代町史 別巻』 129-139頁 平成14年（2002）8月



ミツガシワが自生する三五（散供）の池



田代山神社での神事

ひよりやまほうがくいし
日和山方角石

- | | | | | |
|---|--------|---|---|---------------------------|
| 1 | 種 | 別 | 史跡 | |
| 2 | 名 | 称 | 日和山方角石 | |
| 3 | 面積及び法量 | | 6.76m ²
長さ46.5cm 幅46.5cm 高さ12cm | |
| 4 | 所 | 在 | 地 | 能代市能代町後谷地外2 国有林155林班い小班の内 |
| 5 | 所 | 有 | 者 | 国（農林水産省） |
| 6 | 説 | 明 | | |

日和山は現能代港から東に1kmの地点に位置し、標高は24m前後を測る。方角石は日和山頂部付近に置かれ、文化年間（1804～1818）に能代の商人であった川上久三郎が寄進したものとされる。

方角石は、江戸時代後期を中心に全国の沿岸部で使用された、十二支や方位が刻まれた石である。当時は帆船が船運の主流であり、方角と天候を見るという目的から、方角石は港にほど近い港内と港外を見渡せる小高い丘の上に置かれた。こうした丘は日和山などと呼ばれ、方角石と併せて全国各地の主要な港の近くに分布したが、蒸気船への移行にともない、日和山の荒廃と方角石の散逸が進んだ。

本方角石は、正方形の安山岩の上部が円盤状に加工され、中心に菱形の窪みと東西南北が、その外側に区画線で区切られた十二支が刻まれている。下部は四隅に脚が形づくられている。東西方向に溝が掘られた台石に置かれていたが、昭和53年（1978）に台石を塗り込めてセメントで固める措置がとられたため、方角石の脚部および台石を見ることはできない。現在は、東屋で覆われており、解説板が掲げられている。

日和山に残る方角石は、全国的に数が少なく、その形状や刻まれた内容、設置場所の立地など江戸時代後期の船運文化を考察するうえで貴重である。

指定対象とする範囲は、方角石を中心として東屋で覆われた範囲とする。

参考

能代市指定有形民俗文化財 「日和山方角石」 昭和52年（1977）2月25日指定

参考文献

近藤八十二 『能代乃武加志』 昭和16年（1941）6月

南波松太郎 『ものと人間の文化史60 日和山』 法政大学出版局 昭和63年（1988）11月



指定範囲全景



方角石上面

ちょう は もりほうがくいし
丁 刃森方角石

- | | | | | |
|---|--------|---|--------------------------------|---|
| 1 | 種 | 別 | 史跡 | |
| 2 | 名 | 称 | 丁刃森方角石 | |
| 3 | 面積及び法量 | | 1,562㎡
長さ100cm 幅95cm 高さ20cm | |
| 4 | 所 | 在 | 地 | にかほ市平沢字画書面 ^{えがきめん} 10-1の内、10-3の内、10-4の内、11-1の内 |
| 5 | 所 | 有 | 者 | 平沢町内自治会、TDK株式会社、にかほ市平沢財産区 |
| 6 | 説 | 明 | | |

丁刃森は現平沢港から南西に300m地点に位置する日和山で、標高13m前後を測る。方角石は山頂部に置かれている。

方角石は、江戸時代後期を中心に全国の沿岸部で使用された、十二支や方位が刻まれた石である。当時は帆船が船運の主流であり、方角と天候を見るという目的から、方角石は港にほど近い港内と港外を見渡せる小高い丘の上に置かれた。こうした丘は日和山などと呼ばれ、方角石と併せて全国各地の主要な港の近くに分布したが、蒸気船への移行にともない、日和山の荒廃と方角石の散逸が進んだ。

本方角石は、不整形の安山岩が使用されている。上面は平滑に磨かれ、三重に刻まれた円の中心から放射状に12本の直線が引かれ、その延長線上に十二支と東西南北が彫られている。現在は、方角石に隣接して東屋と標柱が設置され、丁刃森はその眺望を活かして遠洋を見渡す展望台として利用されている。

日和山に残る方角石は、全国的に数が少なく、その形状や刻まれた内容、設置場所の立地など江戸時代後期の船運文化を考察するうえで貴重である。

指定対象とする範囲は、東屋や方角石に至る階段等を除外をした丁刃森全体とする。

参考

にかほ市指定史跡 「方角石」 昭和63年（1988）3月10日指定

参考文献

南波松太郎 『ものと人間の文化史60 日和山』 法政大学出版局 昭和63年（1988）11月



丁刃森全景



方角石上面

おきしまほうがくいし
沖の島方角石

- | | | |
|---|--------|-------------------------------------|
| 1 | 種別 | 史跡 |
| 2 | 名称 | 沖の島方角石 |
| 3 | 面積及び法量 | 1,553㎡
長さ27.5cm 幅27.5cm 高さ36.5cm |
| 4 | 所在地 | にかほ市金浦字港嶋13-2の内 |
| 5 | 所有者 | にかほ市 |
| 6 | 説明 | |

沖の島は現金浦港内の中央に位置する島で、標高は8 m前後を測る。方角石は島の頂部に置かれている。

方角石は、江戸時代後期を中心に全国の沿岸部で使用された、十二支や方位が刻まれた石である。当時は帆船が船運の主流であり、方角と天候を見るという目的から、方角石は港にほど近い港内と港外を見渡せる小高い丘の上に置かれた。こうした丘は日和山などと呼ばれ、方角石と併せて全国各地の主要な港の近くに分布したが、蒸気船への移行にともない、日和山の荒廃と方角石の散逸が進んだ。

本方角石は、円柱状に加工された安山岩が使用されている。円盤状に整えられた上部に区画線で区切られた十二支が、その内側に東西南北が彫られ、中心には北を指す磁針が刻まれている。現在は、方角石西側に風除けのコンクリート防壁が設置され、解説板が掲げられている。

日和山に残る方角石は、全国的に数が少なく、その形状や刻まれた内容、設置場所の立地など江戸時代後期の船運文化を考察するうえで貴重である。

指定対象とする範囲は、沖の島に渡る陸橋や島の頂部にある灯台等を除外した島全体とする。

参考

にかほ市指定史跡 「沖の島方角石」 昭和57年（1982）8月26日指定

参考文献

南波松太郎 『ものと人間の文化史60 日和山』 法政大学出版局 昭和63年（1988）11月



沖の島全景



方角石上面

かんまん じ ほうがくいし
蚶満寺方角石

- | | | | | |
|---|--------|------------------------------|--------|----------------|
| 1 | 種 | 別 | 史跡 | |
| 2 | 名 | 称 | 蚶満寺方角石 | |
| 3 | 面積及び法量 | 88.4㎡
長さ95cm 幅93cm 高さ13cm | | |
| 4 | 所 | 在 | 地 | にかほ市象潟町字象潟島2の内 |
| 5 | 所 | 有 | 者 | 蚶満寺 |
| 6 | 説 | 明 | | |

蚶満寺方角石は蚶満寺境内に所在し、周辺より1mほど高い小丘頂部に置かれている。

方角石は、江戸時代後期を中心に全国の沿岸部で使用された、十二支や方位が刻まれた石である。当時は帆船が船運の主流であり、方角と天候を見るという目的から、方角石は港にほど近い港内と港外を見渡せる小高い丘の上に置かれた。こうした丘は日和山などと呼ばれ、方角石と併せて全国各地の主要な港の近くに分布したが、蒸気船への移行にともない、日和山の荒廃と方角石の散逸が進んだ。

本方角石は、不整形の安山岩を用いて作成され、上面には二重の円と北を指す磁針が刻まれている。文化元年（1804）の象潟地震で九十九島が陸地化する以前、潟湖に浮かぶ島を巡る潟舟の船頭が、島の方向を見定める目的で使用したとされる。現在は、蚶満寺境内の案内看板に方角石の記載がある。

潟湖での使用を想定した方角石は、他に知られておらず、江戸時代後期の船運文化を考察するうえで貴重である。

指定対象とする範囲は、方角石が置かれた小丘全体とする。

参考文献

南波松太郎 『ものと人間の文化史60 日和山』 法政大学出版局 昭和63年（1988）11月



指定範囲全景



方角石上面

とりがたかいかん きゅうとりがた け じゅうたく
鳥潟会館（旧鳥潟家住宅）庭園

1	種 別	名勝（庭園）
2	名 称	鳥潟会館（旧鳥潟家住宅）庭園
3	面 積	8,191.08㎡
4	作 庭 年 代	昭和11年（1936）
5	所 在 地	大館市花岡町字根井下156
6	所 有 者	大館市
7	管 理 責 任 者	大館市教育委員会
8	説 明	

本庭園は、池を中心にした地割りがよく計画され、石組などに京都風の手法が見られる県内の代表的な庭園として指定された。

令和6年10月11日付け文部科学省告示第147号により、名勝に指定されたため、秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第35条第2項の規定により、同日付けで当該秋田県指定名勝の指定が解除された。

参考

文化財保護条例第35条第2項

「県指定史跡名勝天然記念物について法第69条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。」

文化財保護法第69条第1項（現109条第1項）

「文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。」

同法第69条第5項（現109条第5項）

「第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。」

令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 1 0 号

秋田県教育委員会

議案第 10 号

秋田県文化財保護審議会委員の任命について

秋田県文化財保護条例（昭和 50 年秋田県条例第 41 号）第 45 条第 3 項及び第 4 項の規定により、次の者を秋田県文化財保護審議会の委員に任命するものとする。

氏 名	専 門 分 野	任 期
阿部裕紀子	天然記念物（植物）	令和7年4月1日～令和9年3月31日
加藤 竜悦	天然記念物（動物）	令和7年4月1日～令和9年3月31日
菊池 慶子	有形文化財（古文書、歴史資料）	令和7年4月1日～令和9年3月31日
三戸 忠洋	報道	令和7年4月1日～令和9年3月31日
高橋 正	有形文化財（彫刻）、民俗文化財	令和7年4月1日～令和9年3月31日
林 信太郎	天然記念物（地質鉱物）	令和7年4月1日～令和9年3月31日
藤澤 昌	有形文化財（考古資料）、史跡	令和7年4月1日～令和9年3月31日
蒔田 明史	天然記念物（植物）、景観	令和7年4月1日～令和9年3月31日
三浦 直	有形文化財（絵画）	令和7年4月1日～令和9年3月31日
李 雪	有形文化財（建造物）	令和7年4月1日～令和9年3月31日
渡辺 千明	有形文化財（建造物）	令和7年4月1日～令和9年3月31日

令和 7 年 3 月 13 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

秋田県文化財保護審議会の委員のうちに、令和 7 年 3 月 31 日付けで任期が満了する委員があるため、その再任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県文化財保護審議会委員名簿

任期：①令和6年9月8日から令和8年9月7日まで

②令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

以下、個人情報のため表示しません。

秋田県文化財保護審議会委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。

令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項（１）

秋田県教育委員会特定事業主行動計画について

秋田県教育委員会

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「秋田県教育委員会特定事業主行動計画（令和7年度～令和11年度）」を次のとおり策定します。

新計画のポイント

- 現行計画の目標を達成できていない項目は、引き続き目標の達成に向けて取り組む。
現行計画の目標が政府目標と乖離している項目は、国目標に引き上げる。
- 男性教職員の育児休業取得率は、国が目標とする85%に引き上げる。
- 育児休業の長期取得を奨励し、2週間以上の育児休業の取得率に係る目標を新たに設定する。
- 次世代法の改正により、職員の超過勤務時間に係る目標を新たに設定する。
- 教育職員の時間外在校等時間については、教育委員会規則、国の指針等に則り、適切な管理を行う。

新計画の目標

		目標値	R5実績値
目標①	男性教職員の育児休業取得率	85.0%	30.9%
	男性教職員の育児休業取得率（2週間以上）	50.0%	27.9%
目標②	配偶者出産休暇取得率	90.0%	75.0%
目標③	配偶者の出産に係る子の養育休暇取得率	70.0%	51.5%
目標④	教職員1人あたりの年次休暇取得日数	14日	12日4時間
目標⑤	管理職に占める女性の割合（教育庁）	10.0%	8.7%
	管理職に占める女性の割合（校長）	20.0%	19.4%
	管理職に占める女性の割合（副校長・教頭）	30.0%	28.7%
目標⑥	教育庁等における職員1人当たりの年間超過勤務命令時間	42.0時間	46.9時間

秋田県教育委員会特定事業主行動計画

はじめに

本県においては、人口の社会減・自然減が続き、全国平均を上回るペースで少子・高齢化が進んでいます。

こうした状況の中で、本県の活力を維持・向上させていくためには、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、全ての県民があらゆる分野で活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。

県教育委員会では、「次世代育成支援対策推進法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、「秋田県教育委員会特定事業主行動計画」を策定し、全ての教職員が次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる職場環境と、女性教職員が意欲と能力に応じて活躍できる職場環境の実現に取り組んできました。

この度、本計画の計画期間が令和6年度をもって終了するため、これまでの取組状況や法改正の内容等を踏まえ、男性の育児休業取得率の目標数値の更なる引き上げや、職員の勤務時間の状況に関する数値目標を盛り込んだ新たな計画を策定することとしました。

学校教育等における課題が複雑化・多様化する中、全国的に教員不足や厳しい勤務実態が社会問題化しており、教育行政を取り巻く状況は厳しいものになっていますが、このような状況下においても、県教育委員会として子どもたちへの質の高い教育を引き続き実現するためには、教職員一人ひとりが生き生きと職業生活を送ることができ、家庭等の職場外における豊かな生活経験を通じて、人間性や創造性を高められる環境が求められていると考えています。

本計画の推進により、性別や子育て等の有無に関わらず全ての教職員が、仕事と子育ての両立・調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りながら、それぞれの能力を最大限に発揮できる職場環境の実現を目指してまいります。

令和7年3月

秋田県教育委員会教育長

計画の目的・位置づけ

「秋田県教育委員会特定事業主行動計画」は、全ての教職員が安心して子育てができる職場環境づくりを進めるとともに、女性教職員に対する職業生活に関する機会の積極的な提供等を行い、社会全体の子育てしやすい環境づくりと豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とします。

※ 「次世代育成支援対策推進法」第19条及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第19条に基づく特定事業主行動計画です。

計画の対象

秋田県教育委員会が任命する教職員（秋田県教育庁及び県立学校などの教育機関の教職員並びに市町村立小中学校及び義務教育学校（以下「市町村立小中学校等」という。）の教職員のうち秋田県教育委員会が任命するもの（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第37条に規定する県費負担教職員（※））を対象とします。

なお、臨時・非常勤職員についても常勤職員に準じて取り扱います。

※ 県費負担教職員については、法第37条に基づき都道府県教育委員会が任命権を有すること等を踏まえ、採用・登用を中心に本計画の対象と位置づけます。また、法第43条の規定により市町村教育委員会が県費負担教職員の服務監督権者となることから、各種制度の周知や情報提供等、市町村教育委員会と連携しながら取組を進めることとします。

計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）とします。

なお、計画の実施状況を年度毎に点検し、必要に応じて計画の見直しなどを行います。

特定事業主行動計画 計画内容

当計画は、それぞれ次の組織・教職員について、その行動計画を定めるものです。

「管理部門当局」 人事などを担当する管理部門当局

「業務管理者」 対象職員のいる所属の管理監督職員（教育庁等にあつては所属

長やチームリーダー、学校にあっては校長、副校長、教頭、事務長)

「対象職員」 子育て中の教職員（育児休業や出産休暇中の教職員、自分や配偶者に出産の予定がある教職員を含む。）

「周囲の職員」 対象職員の周囲の教職員

「全職員」 全ての教職員

1 仕事と家庭の両立のための総合的な配慮

全ての教職員が仕事と子育ての両立を図りながら、それぞれの能力を最大限に発揮できる職場環境づくりに努めます。

管理部門当局

- ◎ 育児休業、休暇、早出遅出勤務など子育てに関する各種制度への理解を深めるため、その趣旨・内容をまとめた「教職員の仕事と子育てガイドブック」や福利厚生に関する情報を「美の国あきたネット」に掲示する等により、教職員への周知を図ります。
- ◎ 対象職員が各種休暇等を取得しやすい環境を整えるため、各種制度に関する業務管理者への周知を図ります。
- ◎ 教職員及び配偶者の出産や子育ての状況に応じた人事上の配慮を行うとともに、休業が長期にわたる場合や業務分担の見直し等を行った上でも業務遂行が困難な場合など、実情に応じて代替要員を配置します。

業務管理者

- ◎ 「教職員の仕事と子育てガイドブック」等を所属教職員へ周知するとともに、各種制度の理解に努めます。
- ◎ 対象職員が制度を利用しやすいような職場の雰囲気づくりを進めるとともに、必要により業務分担を見直すなどして、教職員が安心して制度を利用できる環境づくりに努めます。
- ◎ 子育て中の教職員や育児休業中の教職員の業務を代替する教職員に対し、長時間労働等により心身の健康の不調が生じることのないよう配慮します。

2 男性が子育てに関する休暇を取得しやすい環境づくり

男女がともに協力して子育てできるよう、性別に関わらず、全ての教職員が育児等を担いながら活躍できる職場環境づくりを進めます。

育児休業等の各種制度が利用しやすく、育児休業後に職場復帰しやすい環境づくりを推進します。

目標① 令和11年度までに、男性教職員の育児休業取得率を育児休業取得可能者の85%、2週間以上の取得率を50%とします。

目標② 令和11年度までに、「配偶者出産休暇」の取得率を90%、「配偶者の出産に係る子の養育休暇」の取得率を70%とします。

管理部門当局

- ◎ 男性教職員が子育てに積極的に関わることができるよう、所属（学校等）に子育てに関する休暇制度の活用を促すとともに、その取得状況を把握・検証します。
- ◎ 教職員及び配偶者の出産や子育ての状況に応じた人事上の配慮を行うとともに、休業が長期にわたる場合や業務分担の見直し等を行った上でも業務遂行が困難な場合など、実情に応じて代替要員を配置します。

業務管理者

- ◎ 対象職員に「教職員の仕事と子育てガイドブック」を配付するとともに、子育てに関する休暇等を1か月以上取得することを奨励します。必要により業務分担を見直すなどして、教職員が安心して休業できる環境づくりに努めます。
- ◎ 休業中の電子メール等による情報提供や復帰時のケアを心掛け、休業後の円滑な復帰をサポートします。
- ◎ 育児休業から復帰する対象職員に対し、取得可能な子育てに関する休暇制度等の情報提供を行うとともに、必要に応じ復職前に面談を行うなど、円滑に職場復帰できる環境づくりに努めます。

対象職員

- ◎ 対象職員は、速やかに所属長や総務担当者に申し出ることで、適切な配慮が受けられるようにします。

周囲の職員

- ◎ 対象職員が休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。業務分担の見直し、休業中の情報提供、復帰時のケア等に積極的に協力します。
- ◎ 子育て経験のある教職員は、積極的に対象職員の相談役を務めます。

3 働きやすい職場環境づくり

「教職員の働き方改革推進計画」に基づき、教職員の多忙化を防止するとともに、仕事と子育てを両立できる働きやすい職場環境づくりを推進します。

目標① 令和11年度までに、教職員1人当たりの年次休暇の取得日数を14日とします。

目標② 令和11年度までに、教育庁等における職員1人当たりの年間超過勤務命令時間を42時間以下とします。

※ 教育職員の時間外在校等時間については、「秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」等に規定する範囲内となるよう、適切な管理を行います。

【参照】秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

秋田県教育委員会は、教育職員の在校等時間（当該教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間）から所定の勤務時間を除いた時間が次の各号に掲げる範囲内の時間となるよう教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- 1 1箇月について45時間以内
- 2 1年について360時間以内

管理部門当局

- ◎ 校務の効率化を図るなど、働き方改革を継続的に実施します。
- ◎ 時間外勤務の制限や時間外勤務時の退庁の目安時刻、ノー残業デーの周知徹底、週休日の振替等の適切な運用など、時間外勤務の縮減に関する取組を継続的に呼び掛けます。
- ◎ 年次休暇の計画的取得や特別休暇・年次休暇を組み合わせた連続休暇取得、学校行事やPTA活動、地域貢献活動などでの年次休暇の取得を奨励するよう呼び掛けます。
- ◎ 教職員の子育てのための休暇制度について、国や他地方公共団体の状況を把握し、その拡充に努めます。
- ◎ テレワークや時差出勤制度等の柔軟な働き方の導入を検討し、各種制度の

周知や利用促進に努めます。

- ◎ 勤務間インターバル（教職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間。以下同じ。）の確保や、定期的な職員間コミュニケーションの機会を確保するなど、教職員の心身の健康に配慮した組織的な取組を推進します。

業務管理者

- ◎ 必要に応じて職員間、内部組織間の業務分担の見直しを行い、特定の教職員や組織に業務量が偏らないようにします。
- ◎ 職場に時間外勤務が当然というような雰囲気がある場合にはこれを改め、所属内の業務状況の把握や声かけ等により、教職員が退庁しやすい環境づくりに努めます。
- ◎ 時間外勤務を命じる場合であっても、命じる時間を平準化するなど、全ての教職員が家庭での時間を確保できるよう配慮します。
- ◎ 時間外勤務時における目安時刻での退庁やノー残業デーを徹底するほか、週休日の振替などを適切に運用します。
- ◎ 教職員に対し、休暇の計画的取得、連続取得、メモリアル休暇等の設定や自己啓発のための休暇取得、学校行事やPTA活動、地域貢献活動などでの年次休暇の取得を奨励するとともに、自らも積極的に取得します。
- ◎ 勤務時間管理と業務量管理を行うとともに、資料のデータベース化・共有化、複数担当制などにより、教職員が休暇を取得しやすい体制づくりに努めます。
- ◎ 業務の合理化、執務体制の見直し、テレワーク等多様な働き方に係る制度の活用等を通じて、教職員の勤務間インターバルを確保します。

全職員

- ◎ 他の教職員が休暇を取得した場合でも業務に支障が出ないよう、相互に協力します。
- ◎ 休暇の計画を立てる際には、自分が休めるようにすることと周りの教職員が休めるようにすることを同時に配慮します。計画した休暇は積極的に取得するようにします。また、職場全員で、子育てのための年次休暇を活用しやすい雰囲気をつくれます。
- ◎ 周りの教職員と声を掛け合って退庁するように心掛けます。

4 女性教職員の登用

全ての教職員にキャリア形成の機会を提供し、意欲、能力のある教職員は、性別に関わらず管理職として登用します。

目標：令和11年度までに、管理職に占める女性の割合を
教育庁及び教育機関においては10%、
県立学校及び市町村立小中学校等においては校長を20%、
副校長・教頭を30%とします。

管理部門当局

- ◎ 女性教職員を教育庁及び教育機関へ積極的に配置し、将来の管理職となり得る資質を備えた教職員の育成に努めます。
- ◎ 意欲、能力のある女性教職員の学校等における主任・主事等への積極的な登用に努め、学校マネジメントを意識したOJTによる人材育成を行います。
- ◎ 研修などにおいて女性教職員のキャリア形成をイメージできる機会を提供し、管理職への意欲の向上を促します。
- ◎ 部下職員の仕事と家庭の両立に配慮しながら成果を挙げ、自身も仕事と家庭の両立を実践する管理職（イクボス）の実践例を増やし、好事例の紹介などを行います。

業務管理者

- ◎ 性別に関わらず多様な経験を積めるよう、教職員の意欲や適性に応じ、必要な配慮をしながら業務分担の決定に努めます。
- ◎ 女性教職員の希望や適性に配慮しながら、キャリアアップを意識した業務分担を行い、適任者には管理職試験の受験を促します。
- ◎ 仕事と家庭を両立する管理職（イクボス）の実践に努めます。

全職員

- ◎ 女性教職員のキャリアアップへの理解を深め、男女を問わず育児等を担いながら平等なキャリアアップが図られるよう必要なサポートを行います。

5 ハラスメントの防止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止のため、教職員の意識改革、相談体制等を整備します。

管理部門当局

- ◎ ハラスメントの防止のため、「ハラスメントの防止及び相談対応マニュアル」を作成し、相談窓口の周知を図るとともに、教職員の意識改革を推進するほか、全ての所属等にハラスメント相談員等を配置し、相談体制の充実を図ります。
- ◎ ハラスメントの防止に向けた研修の実施等により、管理職の意識啓発に取り組みます。

業務管理者

- ◎ ハラスメントの防止のため、「ハラスメントの防止及び相談対応マニュアル」を全ての教職員に配布し、周知を図ります。
- ◎ 研修の受講等によりハラスメントに関する理解を深め、教職員が職務に専念できる良好な職場環境づくりに努めます。

全職員

- ◎ 「ハラスメントの防止及び相談対応マニュアル」の理解に努め、該当する事案を覚知した場合は、速やかに相談員等に報告します。

令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項（2）

令和 6 年度秋田県学習状況調査結果の概要について

秋田県教育委員会

令和 6 年度秋田県学習状況調査 結果の概要

令和 7 年 3 月 1 3 日

義 務 教 育 課

○調査の概要

【趣旨】

学習指導要領の内容の定着度等を把握し、本県が進める少人数学習の成果や課題を捉え、学習指導の工夫改善を図るとともに、全国学力・学習状況調査、本調査及び高校入試を活用して、学習指導における検証改善サイクルを確立し、児童生徒の学力向上に資する。

【調査対象】

小学校第4～6学年及び中学校第1、2学年の児童生徒
(義務教育学校対象学年の児童生徒、特別支援学校の対象となる児童生徒を含む)

【調査内容】

○教科に関する調査

小学校第4学年 … 3教科(国語、算数、理科)
小学校第5学年 … 4教科(国語、社会、算数、理科)
小学校第6学年 … 4教科(国語、社会、算数、理科)
中学校第1学年 … 5教科(国語、社会、数学、理科、英語)
中学校第2学年 … 5教科(国語、社会、数学、理科、英語)

○学習の意欲等に関する質問紙による調査

「学習習慣や学校生活についての意識」「ICT活用の状況」
「各教科等の学習に対する意識」「読書についての意識」等の項目による

【参加学校数及び児童生徒数】

○参加学校数

・小学校等 176校 (義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む)
・中学校等 106校 (義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む)

○参加児童生徒数

・小学校第4学年…5,762人 ・中学校第1学年…5,980人
・小学校第5学年…5,837人 ・中学校第2学年…5,952人
・小学校第6学年…5,988人

※参加人数は教科等によって若干の変動があるため、各学年での調査のうち、最も多くの児童生徒が取り組んだ教科等での数値を示している。

【調査実施日】

○小学校 … 令和6年12月 4日(水)
○中学校 … 令和6年12月 5日(木)

○結果概況と考察

【教科の学習状況に関する調査の結果について】

- 小学校では、全ての学年・教科において「おおむね満足」な状況である。
- 中学校では、第1学年の全ての教科、第2学年の国語、数学、理科において「おおむね満足」な状況である。県平均通過率が低い第2学年の教科においては、既習の知識や技能等を活用すること、思考・判断し表現することについての問題の通過率が低いことが、平均通過率に影響を及ぼしている。

中学校の平均通過率が低かったことを受けて、学習内容の系統性を踏まえた指導を一層工夫することが必要である。また、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図るとともに、習得した知識及び技能を活用して課題を解決する学習活動の一層の充実を図る必要がある。

【学習の意欲等に関する質問紙調査の結果について】

- 学習に対する意欲については、全ての学年で肯定的な回答（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）の割合が高い。特に、「勉強は大切だ」「ふだんの生活や社会に出たときに役立つよう、勉強したい」に対する肯定的な回答の割合が、学年を問わず高い傾向にあることから、学ぶことの重要性や意義などを感じながら学習に取り組んでいる児童生徒や各教科等で学習する内容を日常生活にも役立てようという意欲をもっている児童生徒が多いことがうかがえる。
- 生活全般については、全ての学年で肯定的な回答の割合が高い。特に、「自分にはよいところがあると思う」に対する肯定的な回答の割合が、小学校第4学年と第6学年及び中学校第2学年において、この3年間で最も高くなっていることから、学校生活の様々な場面において、教師が児童生徒のよさを認めるなど、児童生徒のよさや可能性を認識できるような働き掛けを充実させていることがうかがえる。
- 日頃の授業に関する質問については、全ての学年で肯定的な回答の割合が高い。「ふだんの授業では、学級の友達との間で話し合う活動に進んで取り組んでいると思う」に対する肯定的な回答の割合が、学年を問わず高い傾向にあることから、各学校においては、話し合う目的を明確にすることで、児童生徒が意欲的に話し合う活動に取り組むことができるようにしている様子が見えてくる。
- 家庭学習については、小・中学校とも、平日のみならず、休日にも多くの時間を学習に充てている様子が見えてくる。

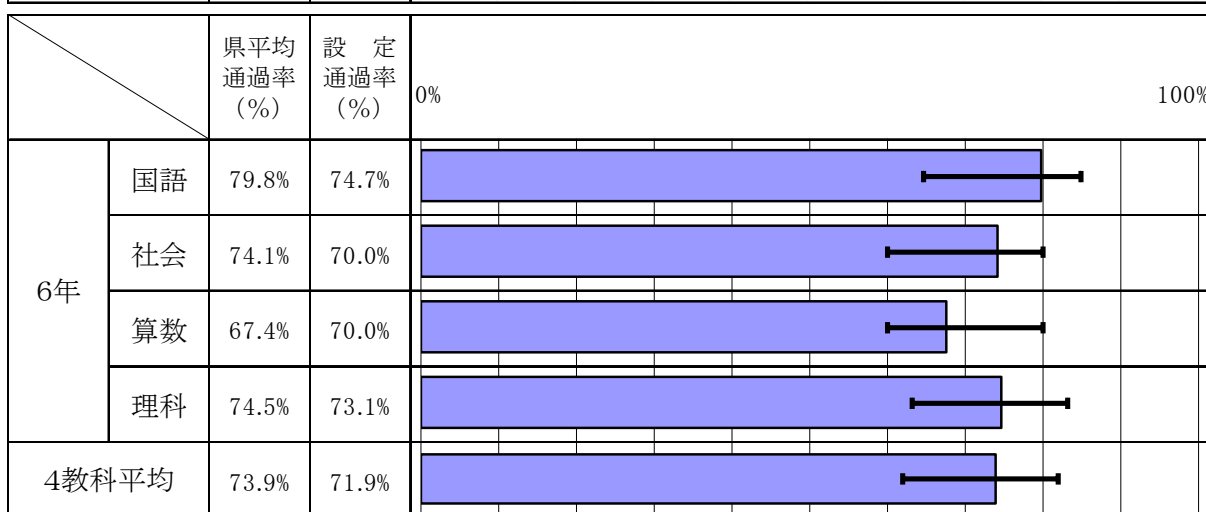
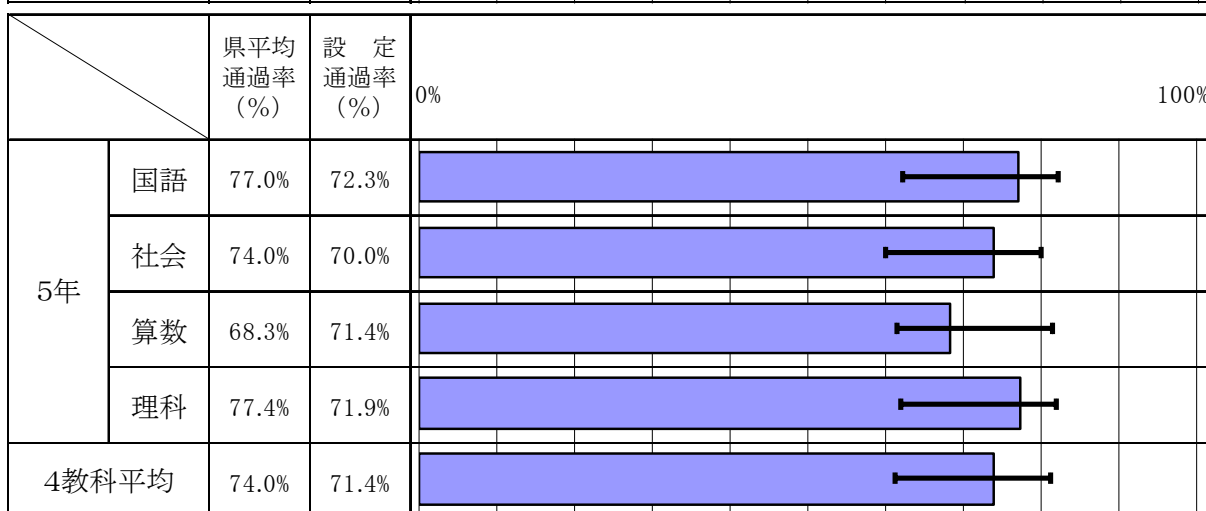
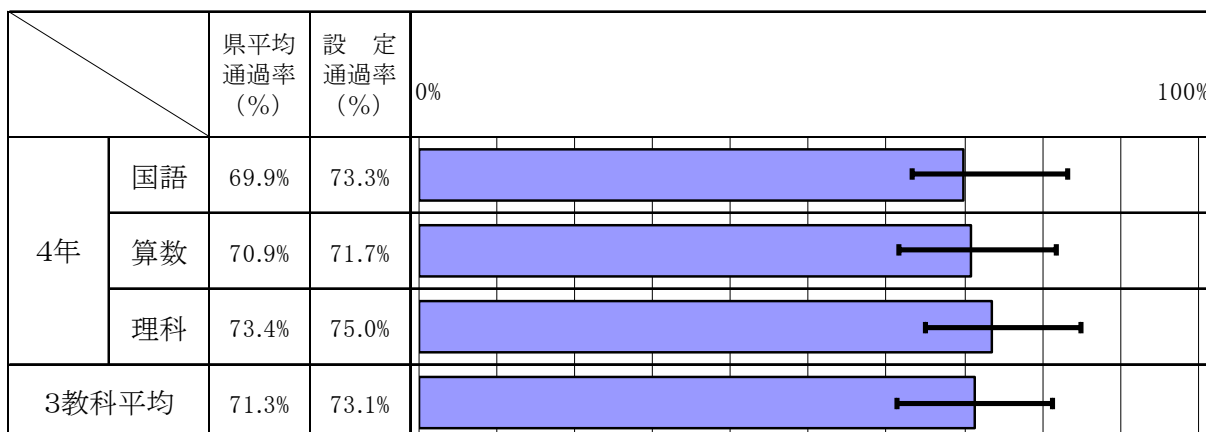
ほぼ全ての質問項目において、肯定的な回答の割合が高い状況を維持していることから、本県の児童生徒は、生活や学習に前向きな態度で取り組んでいる様子が見えてくる。これは、各学校が、児童生徒が安心して学校生活を送り、主体的・対話的に学びを深めることができるよう、様々な工夫を凝らした取組を行うとともに、自校の特色を生かして進めている「地域に根ざしたキャリア教育の充実」や「“『問い』を発する子ども”の育成」に向けた取組等を通して、望ましい生活習慣や学習習慣を育んでいることが要因であると考えられる。

1 教科に関する調査の結果

通 過 率 ：	各問題ごとの正答した児童生徒の人数の割合（各学校の通過率の例：50人中30人が正答していれば60%）
平均通過率 ：	全問題の通過率の平均（100点満点に換算したときの平均点とみることができる。）
設定通過率 ：	問題ごとに、どの程度の通過率であれば「おおむね満足」な状況とするかをあらかじめ定めた値（分析する上で参考として示している。）

(1) 小学校の平均通過率 （グラフの「——」は設定通過率の±10%の範囲）

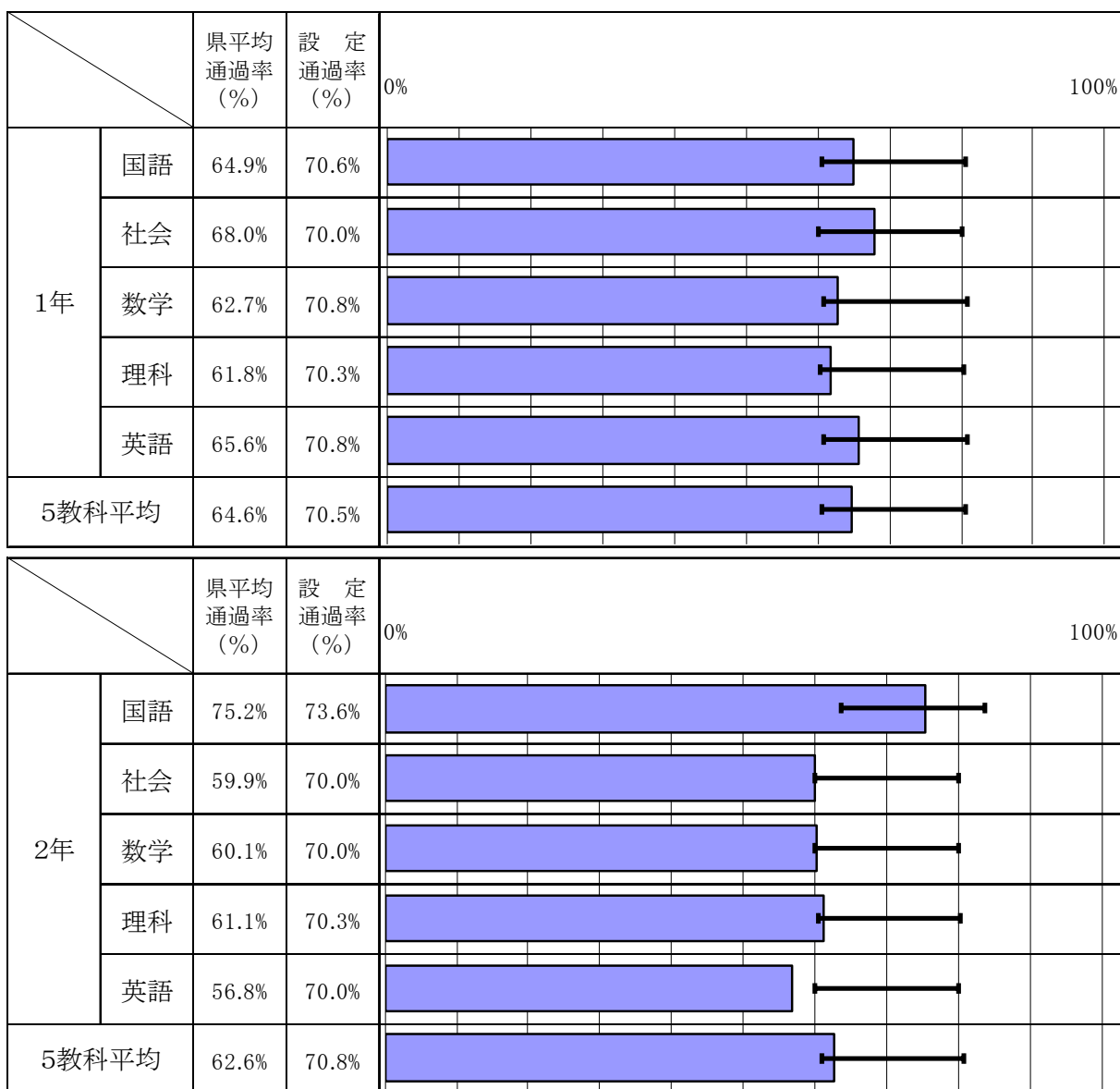
設定通過率の+10%を上回るものを「十分満足」、設定通過率の±10%の範囲内を「おおむね満足」な状況とする。



小学校では、全ての学年・教科のそれぞれの結果が設定通過率の±10%の範囲内にあり、全体的に「おおむね満足」な状況にある。

(2) 中学校の平均通過率 (グラフの は設定通過率の±10%の範囲)

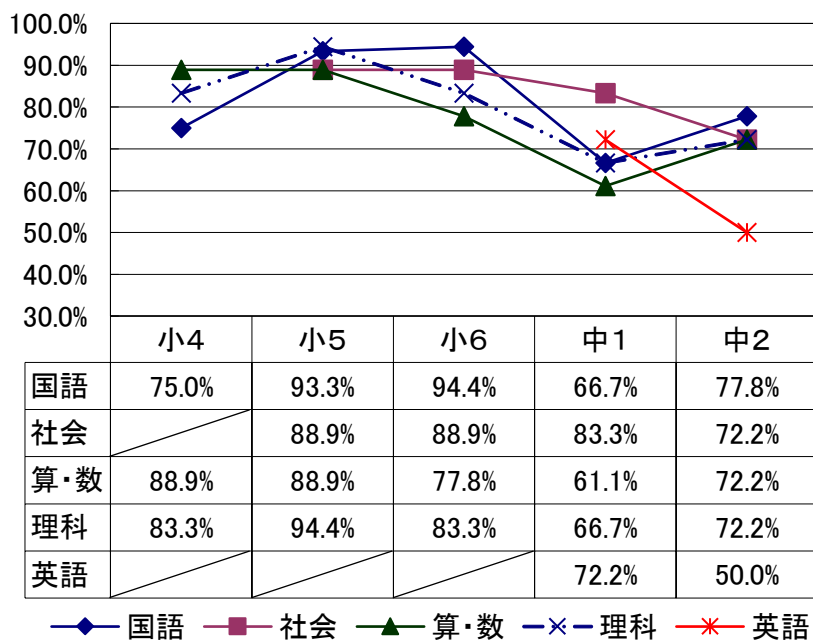
設定通過率の+10%を上回るものを「十分満足」、設定通過率の±10%の範囲内を「おおむね満足」な状況とする。



中学校第1学年では全ての教科が、第2学年では国語、数学、理科が設定通過率の±10%の範囲内にあり、「おおむね満足」な状況にある。設定通過率に対して10%以上下回った第2学年社会においては、「基礎的・基本的な知識及び技能についての問題」の通過率、第2学年英語においては、「基礎的・基本的な知識及び技能についての問題」及び「習得した知識や技能を活用し、思考・判断・表現する問題」の通過率が低い傾向がうかがえる。

(3) 設定通過率との比較

設定通過率の+10%を上回るものを「十分満足」、設定通過率の±10%の範囲内を「おおむね満足」な状況とする。



出題した全設問のうち、「十分満足」及び「おおむね満足」な状況の設問総数及び割合は 363問中285問、78.5%であった。校種別では、小学校が87.4%（183問中160問）、中学校は69.4%（180問中125問）であった。

2 学習の意欲等に関する質問紙調査の結果

(1) 学習全般についての結果概況

質問項目

- 1-1 勉強が好きだ
1-2 勉強は大切だ
1-3 学校の勉強がよく分かる
1-4 ふだんの生活や社会に出たときに
役立つよう、勉強したい

・右のグラフは、調査項目の回答類型について、次のように点数に換算して作成。

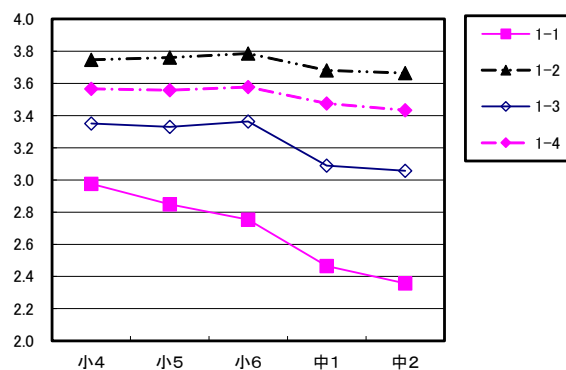
「当てはまる」…4点

「どちらかといえば当てはまる」…3点

「どちらかといえば当てはまらない」…2点

「当てはまらない」…1点

4点換算による県の平均



(2) 学習全般について（抜粋）

[グラフ等の見方]

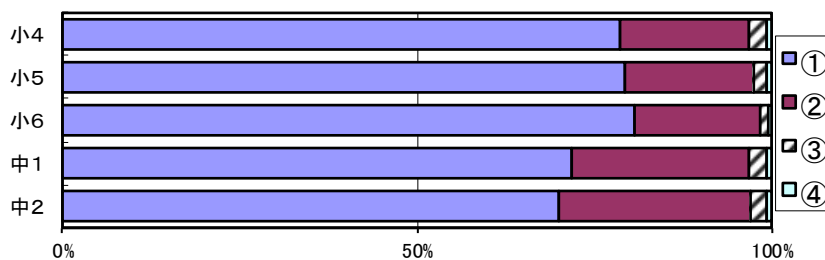
表及び帯グラフ……回答類型ごとの割合

折れ線グラフ……肯定的回答の割合の経年比較

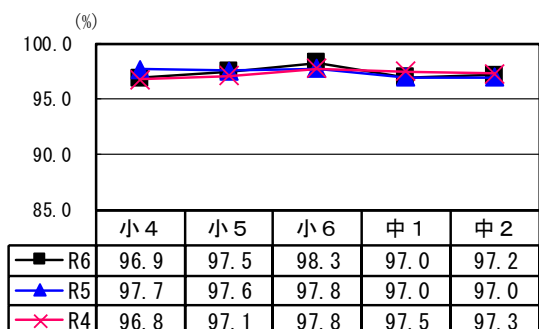
[1-2] 勉強は大切だ

	①	②	③	④
小4	78.7	18.2	2.4	0.8
小5	79.2	18.3	1.8	0.7
小6	80.7	17.6	1.3	0.4
中1	71.9	25.1	2.4	0.7
中2	70.0	27.2	2.2	0.7

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない

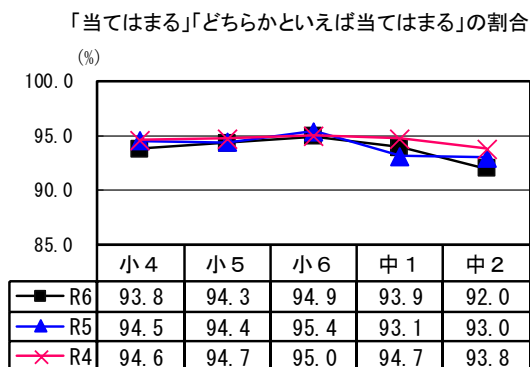
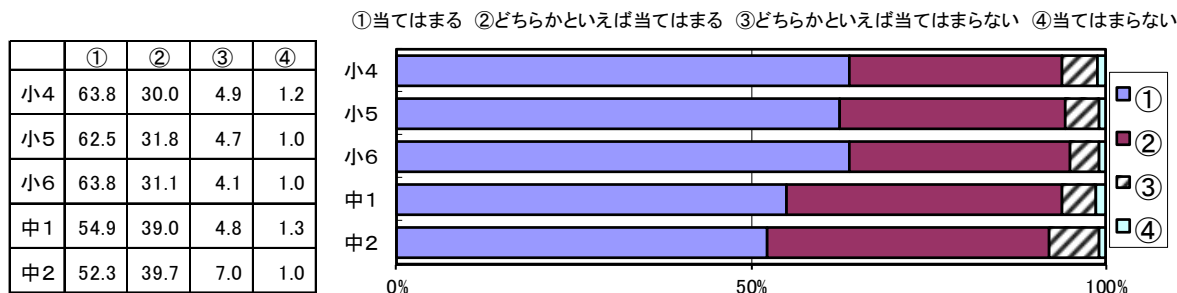


「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合



全ての学年で、肯定的な回答の割合が96%以上である。学ぶことの重要性や意義などを感じながら学習に取り組んでいる児童生徒が多いことがうかがえる。

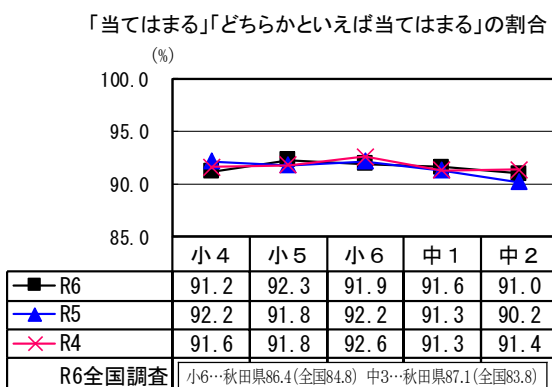
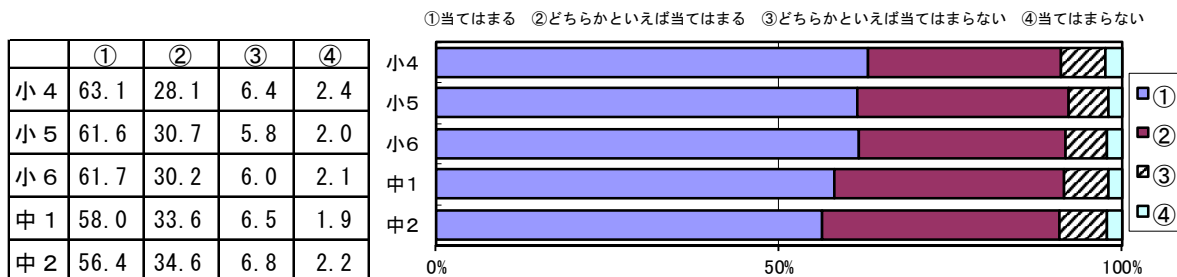
[1 - 4] ふだんの生活や社会に出たときに役立つよう、勉強したい



全ての学年で、肯定的な回答の割合が92%以上である。各教科等で学習する内容を日常生活に役立てようとする意識をもっている児童生徒が多いことがうかがえる。

(3) 生活全般について (抜粋)

[2 - 1] 学校が楽しい

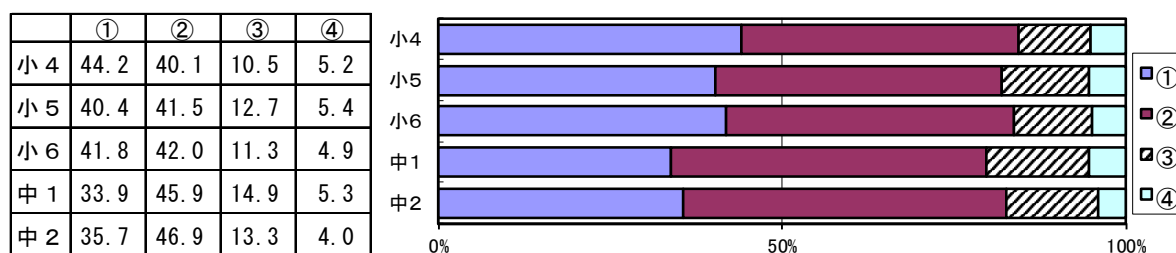


全ての学年で、肯定的な回答の割合が91%以上である。

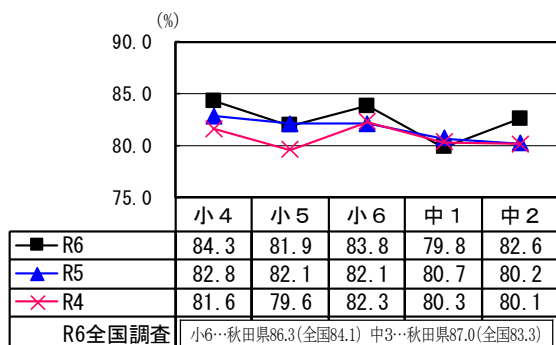
小学校第6学年においては、4月の全国学力・学習状況調査の肯定的な回答の割合より、5.5ポイント高くなっている。

〔2－2〕 自分にはよいところがあると思う

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない



「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合

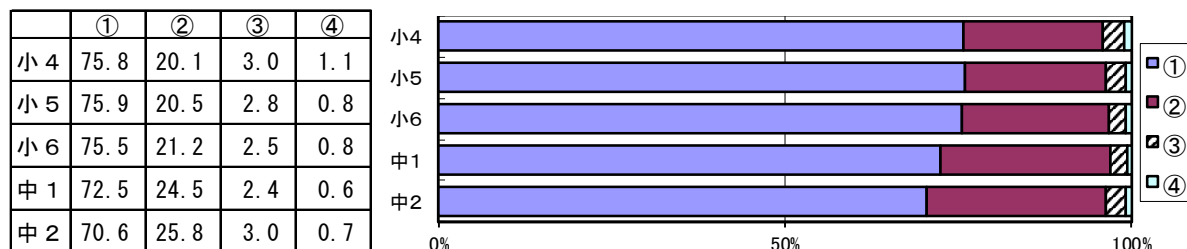


全ての学年で、肯定的な回答の割合が79%以上である。小学校第4学年と第6学年及び中学校第2学年においては、この3年間で最も高い数値となっている。

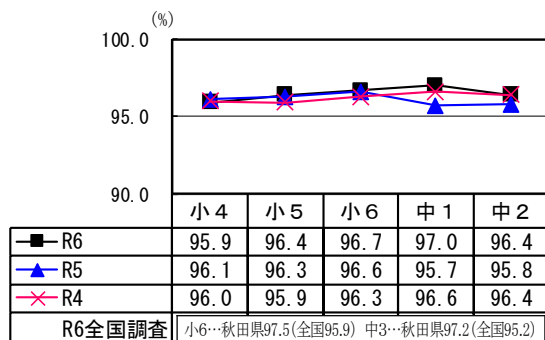
学校生活の様々な場面において、教師が児童生徒のよさを認めるなど、児童生徒のよさや可能性を認識できるような働き掛けを充実させていることがうかがえる。

〔2－5〕 人の役に立つ人間になりたいと思う

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない



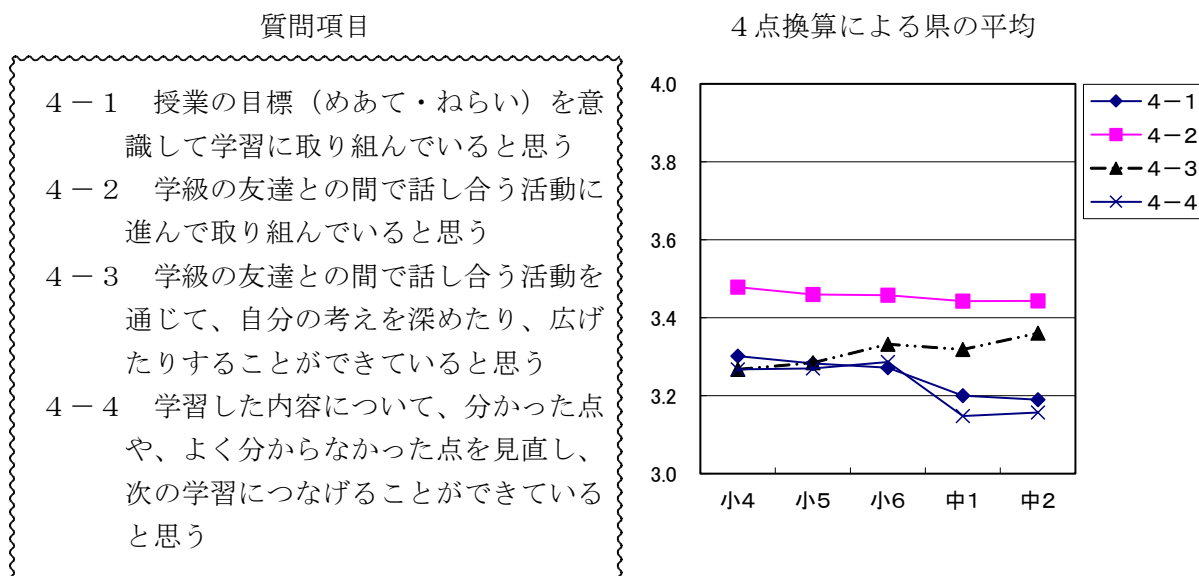
「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合



肯定的な回答の割合が、全ての学年で95%以上という高い状況である。

各学校では、キャリア教育や道德教育等の取組を通して、児童生徒一人一人が活躍したり、他者から認められたりする場を設けるなどして、自己有用感を高めることができるよう、教育活動を工夫していることがうかがえる。

(4) 授業についての結果概況

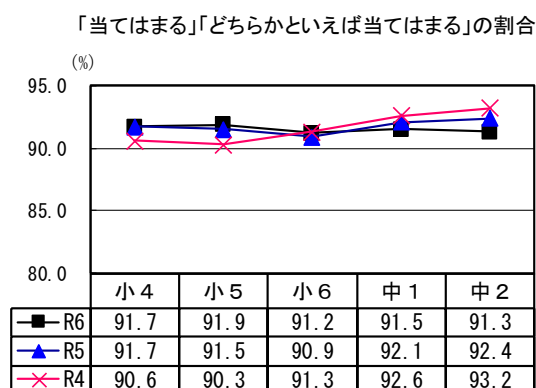
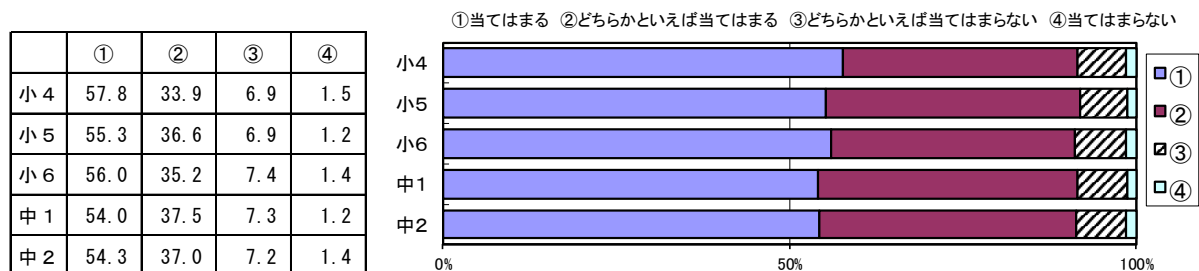


- ・右上のグラフは、調査項目の回答類型について、次のように点数に換算して作成。
- 「当てはまる」… 4点 「どちらかといえば当てはまらない」… 2点
- 「どちらかといえば当てはまる」… 3点 「当てはまらない」… 1点

(5) 授業について（抜粋）

[グラフ等の見方]
 表及び帯グラフ……回答類型ごとの割合
 折れ線グラフ……肯定的回答の割合の経年比較

[4-2] ふだんの授業では、学級の友達との間で話し合う活動に進んで取り組んでいると思う

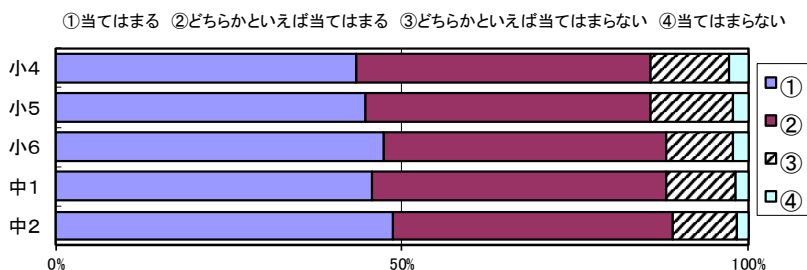


全ての学年で、肯定的な回答の割合が91%以上である。

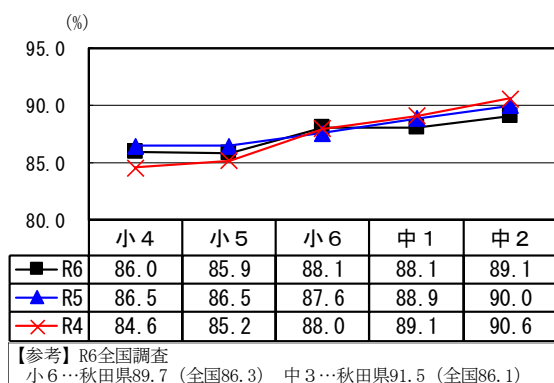
各学校においては、話し合う目的を明確にすることで、児童生徒が意欲的に話し合う活動に取り組むことができるようにしている様子がうかがえる。

〔４－３〕 ふだんの授業では、学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う

	①	②	③	④
小 4	43.5	42.5	11.3	2.7
小 5	44.8	41.1	11.9	2.2
小 6	47.3	40.8	9.7	2.2
中 1	45.6	42.5	10.1	1.8
中 2	48.7	40.4	9.2	1.7



「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合



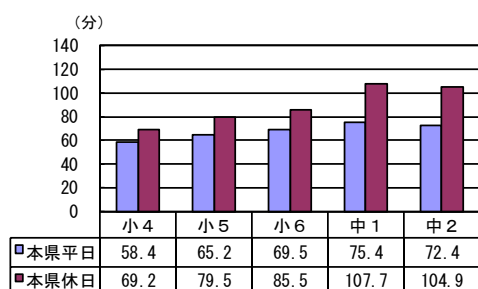
※R6全国調査では「ふだんの授業では、学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていると思う」という質問であるため【参考】としている。

全ての学年で、肯定的な回答の割合が85%以上である。

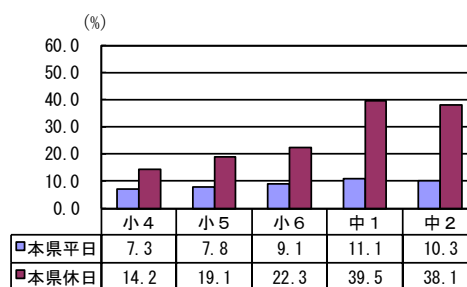
各学校においては、他者の多様な考えに触れることが、自分の考えを広げたり深めたりする上で役立つことを児童生徒が自覚できるよう、各教科等の特質に応じて、話し合う場面を適切に設定していることがうかがえる。

(6) 家庭学習について

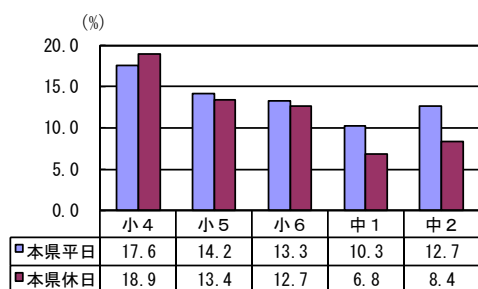
家庭学習の平均時間



2 時間以上の割合



全くしない又は30分未満の割合



小・中学校とも平日より休日の勉強時間が長いこと、小学校より中学校の方が家庭学習の平均時間が長いことなど、全体的に昨年度までと同様の傾向である。

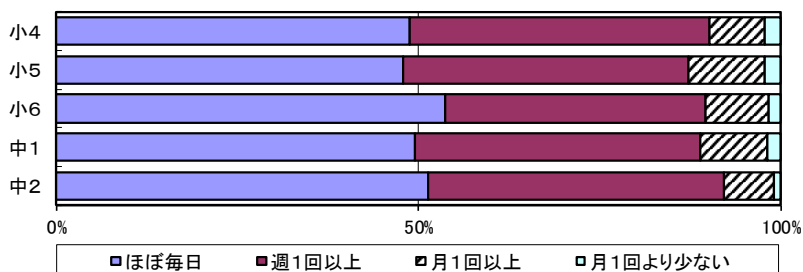
(7) ICT活用の状況について

[グラフ等の見方]

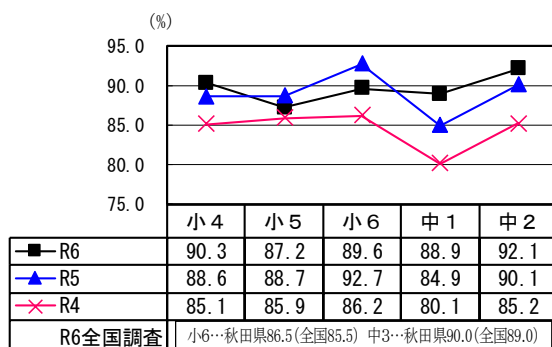
表及び帯グラフ……回答類型ごとの割合
折れ線グラフ……「ほぼ毎日」「週1回以上」を
合わせた割合の経年比較

[5-1] ふだんの授業では、コンピュータなどのICT機器をどのくらい使用していますか

	ほぼ毎日	週1回以上	月1回以上	月1回より少ない
小4	48.8	41.5	7.6	2.2
小5	47.9	39.3	10.7	2.1
小6	53.7	35.9	8.6	1.7
中1	49.6	39.3	9.3	1.8
中2	51.3	40.8	6.9	1.0



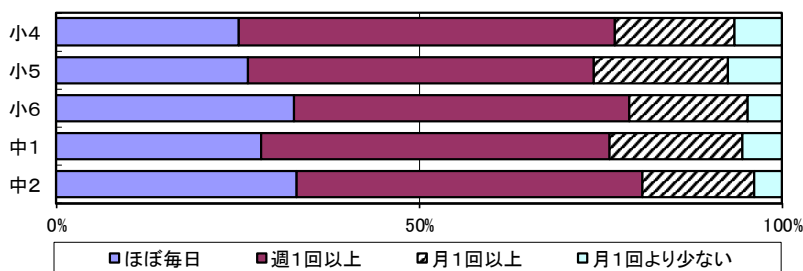
「ほぼ毎日」「週1回以上」の割合



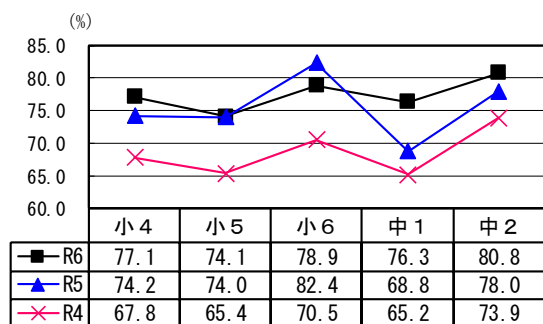
普段の授業で、コンピュータなどのICT機器を週1回以上使用していると回答した割合は、小学校では87%以上、中学校では88%以上である。小学校第4学年及び中学校においては、この3年間で最も高い数値となっている。

[5-2] あなたは、学校で、コンピュータなどのICT機器を、他の友達と意見を交換したり、調べたりするために、どのくらい使用していますか

	ほぼ毎日	週1回以上	月1回以上	月1回より少ない
小4	25.2	51.9	16.5	6.5
小5	26.4	47.7	18.5	7.5
小6	32.7	46.2	16.3	4.8
中1	28.2	48.1	18.2	5.5
中2	33.2	47.6	15.4	3.8



「ほぼ毎日」「週1回以上」の割合



学校で、コンピュータなどのICT機器を、他の友達と意見を交換したり、調べたりするために、週1回以上使用していると回答した割合は、全ての学年で74%以上である。小学校第4学年と第5学年及び中学校においては、この3年間で最も高い数値となっている。

(8) 読書について

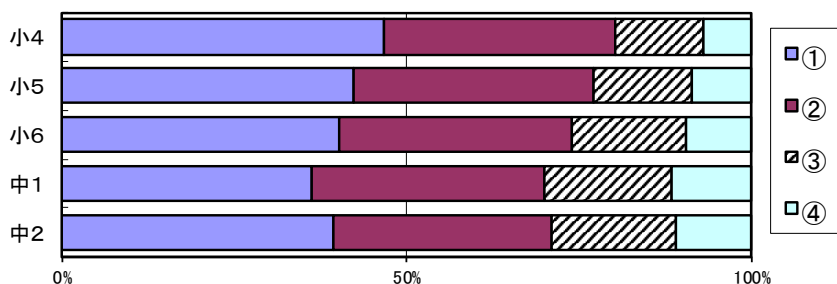
[グラフ等の見方]

表及び帯グラフ……回答類型ごとの割合
折れ線グラフ……肯定的回答の割合の経年比較

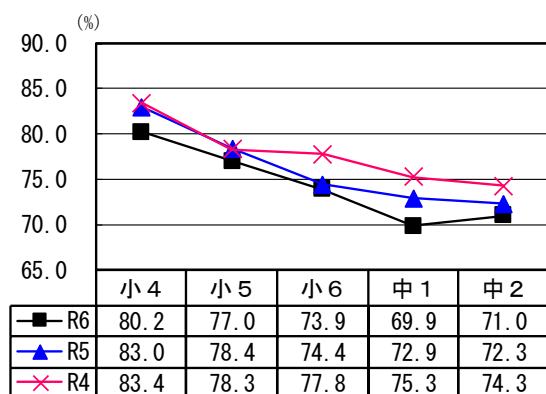
[読書は好きだ]

	①	②	③	④
小4	46.6	33.6	12.7	7.0
小5	42.4	34.6	14.3	8.7
小6	40.2	33.7	16.6	9.5
中1	36.3	33.6	18.6	11.5
中2	39.3	31.7	18.0	11.0

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない

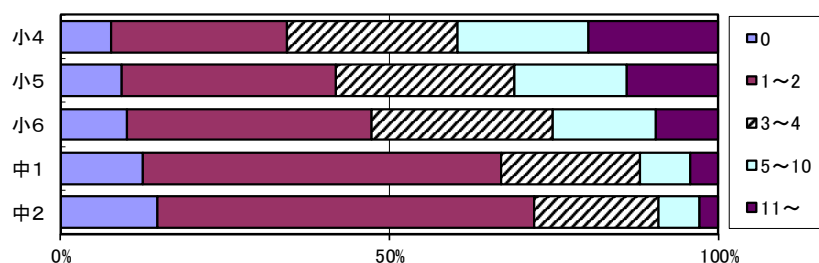


「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合の推移



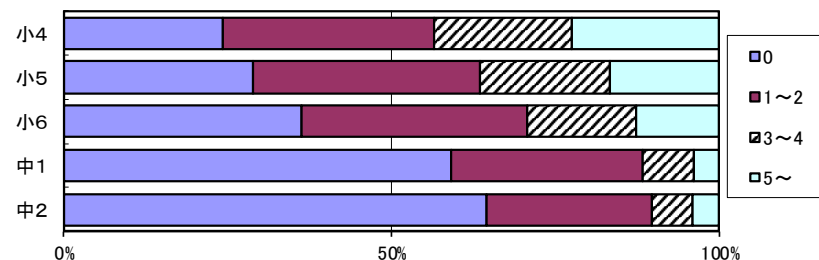
[1か月に何冊くらい本を読むか(教科書・学習参考書・漫画・雑誌や付録を除く)]

	0	1~2	3~4	5~10	11~
小4	7.6	26.8	25.9	19.9	19.8
小5	9.4	32.4	27.2	17.2	13.9
小6	10.2	37.0	27.7	15.5	9.6
中1	12.6	54.3	21.1	7.8	4.2
中2	14.7	57.2	18.9	6.3	2.9



[1か月に何回くらい図書館を利用するか]

	0	1~2	3~4	5~
小4	24.3	32.1	21.2	22.4
小5	28.9	34.5	19.8	16.7
小6	36.3	34.3	16.7	12.7
中1	59.1	29.3	7.7	3.9
中2	64.5	25.2	6.3	4.0



全ての学年において、児童生徒の69%以上が読書は好きだと回答しているものの、この3年間で最も低い数値となっている。また、全ての学年の児童生徒の85%以上が1か月に1冊以上の本を読んでおり、小学校では、1か月に5冊以上の本を読んでいる児童が25%以上いる。図書館等の利用回数について、月に1回以上利用している児童生徒は、小学校ではおよそ7割程度、中学校では4割程度である。

3 調査結果の活用と課題への対応

(1) 調査結果及び報告書の送付

調査実施後、学習状況調査集計・分析システムを活用して各学校の入力データを集計し、1月上旬に調査結果を秋田県学力向上支援Webに掲載した。各学校や各市町村教育委員会では、その結果を閲覧し、自校や管下の学校の平均通過率を県平均通過率と比較するなどして指導の改善等に活用している。また、児童生徒自身が調査結果を基に学習内容の定着の程度を把握することに役立つよう、1月中旬に個人票印刷ファイルを配信した。3月下旬には、調査結果の概況及び考察等を加えた報告書を、「美の国あきたネット」で配信する予定である。

(2) 教科に関する課題

「おおむね満足」な状況に至らなかった学年・教科については、学習指導要領の趣旨等に基づき、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図るとともに、身に付けた知識及び技能を活用して主体的に問題を発見・解決するための思考力、判断力、表現力等を育む学習活動の一層の充実を図る必要がある。

(3) 令和6年度における改善の手立て

①学校訪問等による指導

通常の学校訪問に加えて、全国学力・学習状況調査の結果分析によって明らかになった各学校の課題の改善に向けた取組と、学習状況調査による検証・改善を支援するため、各学校等の要請に応じた学校訪問等を行った。

②「調査結果の考察」の提示

県教育委員会は、本調査の結果の全県的な状況や明らかになった課題を踏まえ、教科における授業改善のポイントをまとめた「調査結果の考察」を1月下旬に配信した。

③次年度の授業改善に向けた取組の明確化

各市町村教育委員会及び各学校は、本調査の結果を基に成果と課題を明らかにし、次年度の授業改善に向けた方策をまとめる。

(4) 次年度の主な取組

①あきたの教育力充実事業

・学校訪問指導

本調査及び全国学力・学習状況調査の結果分析に基づく各学校の課題の改善に向けた取組と検証・改善を支援するため、各学校の要請に応じて義務教育課及び各教育事務所・出張所、総合教育センターの指導主事等が、学校訪問等による指導を行う。

・秋田県学力向上支援Web及び学習ポータルサイト（わか杉学びネット）

単元評価問題、学習シート等をWebサイトで配信し、基礎的・基本的な知識及び技能等の定着を図るとともに、各学校の授業改善を支援する。

・理数才能育成プロジェクト

中学生を対象に科学好きの裾野を広げ、理数における思考力・判断力・表現力等の育成を目指し、科学の甲子園ジュニア秋田県大会を開催する。

・検証改善委員会

全国学力・学習状況調査の結果等の分析を基に、本県で推進している探究型授業の取組状況等について検証するとともに、ICTを活用した授業改善に係る教育施策等についての助言及び取組の成果を発信する。

・オンライン・ミーティング

ICTを活用した授業力向上についての協議、有識者による「秋田の探究型授業」の充実に向けた提言等を通して、各学校の授業改善に係る取組の推進を図る。

・ICT活用リーダー研修

「秋田の探究型授業」におけるICTの効果的な活用についての理解を深める研修の実施及びICTを活用した授業力向上事業におけるモデル校の提示授業の参観を通して、各学校のICTを活用した授業実践の充実を図る。

②ICTを活用した授業力向上事業

ICTを活用した秋田の教育力向上事業（令和3年度～令和5年度）の成果を基に、各教育事務所管内のモデル校において伴走型の支援を行うことを通して、ICT活用と授業力向上を両輪とした授業改善の取組の推進を図るとともに、モデル校の取組の様子を記録・蓄積し、あきたの教育力充実事業における取組を通して発信することで、各学校への事業成果の普及を図る。

令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項（3）

令和 7 年 3 月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

秋田県教育委員会

令和7年3月卒業予定者の就職内定状況について（公務員を除く）

令和7年2月28日現在

高 校 教 育 課

（公立全日制）

1 卒業予定者数 5,787 人

2 就職内定状況（公務員を除く）

地 区		卒業 予定者数	就職 希望者数	就職 内定者数	就職 内定率	県内就職			県外就職			未内定者数
						希望者数	内定者数	内定率	希望者数	内定者数	内定率	
県 北	今年度	1,295	333	328	98.5%	238	235	98.7%	95	93	97.9%	5
	前年度	1,369	369	367	99.5%	240	239	99.6%	129	128	99.2%	2
中 央	今年度	2,718	593	588	99.2%	470	466	99.1%	123	122	99.2%	5
	前年度	2,654	558	557	99.8%	435	434	99.8%	123	123	100.0%	1
県 南	今年度	1,774	436	434	99.5%	317	315	99.4%	119	119	100.0%	2
	前年度	1,757	399	399	100.0%	277	277	100.0%	122	122	100.0%	0
県全体	今年度	5,787	1,362	1,350	99.1%	1,025	1,016	99.1%	337	334	99.1%	12
	前年度	5,780	1,326	1,323	99.8%	952	950	99.8%	374	373	99.7%	3
	増 減	7	36	27	-0.7	73	66	-0.7	-37	-39	-0.6	9

- ① 公立全日制就職内定率 99.1% （前年同期比 -0.7 ポイント）
- 県内就職内定率 99.1% （前年同期比 -0.7 ポイント）
- 県外就職内定率 99.1% （前年同期比 -0.6 ポイント）

- ② 地区別内定率等
- 県内就職内定率は、県北地区は前年同期比 -0.9ポイント 中央地区は -0.7ポイント 県南地区 -0.6ポイント
- 県外就職内定率は、県北地区は前年同期比 -1.3ポイント 中央地区は -0.8ポイント 県南地区 ±0.0ポイント

- ③ 就職希望者数は、 1,362人であり、前年同期比で +36人
- 就職内定者数は、 1,350人であり、前年同期比で +27人

（公立全日制＋公立定時制＋私立高校）

		卒業 予定者数	就職 希望者数	就職 内定者数	就職 内定率	県内就職			県外就職			未内定者数
						希望者数	内定者数	内定率	希望者数	内定者数	内定率	
全日制		5,787	1,362	1,350	99.1%	1,025	1,016	99.1%	337	334	99.1%	12
定時制		150	81	77	95.1%	66	62	93.9%	15	15	100.0%	4
私 立		705	111	107	96.4%	87	83	95.4%	24	24	100.0%	4
全県総計	今年度	6,642	1,554	1,534	98.7%	1,178	1,161	98.6%	376	373	99.2%	20
	前年度	6,561	1,500	1,482	98.8%	1,100	1,084	98.5%	400	398	99.5%	18
	増 減	81	54	52	-0.1	78	77	+0.1	-24	-25	-0.3	2

令和7年3月卒業予定者の就職内定状況について(公務員を含む)

令和7年2月28日現在
高 校 教 育 課

①公立高校全日制

	就職希望者数	就職内定者数	就職内定率	未内定者数	未内定者数前年度比
県内民間	1,025	1,016	99.1%	9	+7
県外民間	337	334	99.1%	3	+2
小計	1,362	1,350	99.1%	12	+9
県内公務員	165	164	99.4%	1	+1
県外公務員	102	102	100.0%	0	±0
小計	267	266	99.6%	1	+1
合計	1,629	1,616	99.2%	13	+10

(前年同期比 -0.6ポイント)

②公立高校定時制

	就職希望者数	就職内定者数	就職内定率	未内定者数	未内定者数前年度比
県内民間	66	62	93.9%	4	-4
県外民間	15	15	100.0%	0	-1
小計	81	77	95.1%	4	-5
県内公務員	2	2	100.0%	0	±0
県外公務員	3	3	100.0%	0	±0
小計	5	5	100.0%	0	±0
合計	86	82	95.3%	4	-5

(前年同期比 +8.2ポイント)

③私立高校

	就職希望者数	就職内定者数	就職内定率	未内定者数	未内定者数前年度比
県内民間	87	83	95.4%	4	-2
県外民間	24	24	100.0%	0	±0
小計	111	107	96.4%	4	-2
県内公務員	11	11	100.0%	0	±0
県外公務員	12	11	91.7%	1	+1
小計	23	22	95.7%	1	+1
合計	134	129	96.3%	5	-1

(前年同期比 +1.1ポイント)

①+②+③県全体

	就職希望者数	就職内定者数	就職内定率	未内定者数	未内定者数前年度比
県内民間	1,178	1,161	98.6%	17	+1
県外民間	376	373	99.2%	3	+1
小計	1,554	1,534	98.7%	20	+2
県内公務員	178	177	99.4%	1	+1
県外公務員	117	116	99.1%	1	+1
小計	295	293	99.3%	2	+2
合計	1,849	1,827	98.8%	22	+4

(前年同期比 -0.2ポイント)

県内就職希望の割合 **73.3%** 1,356 / 1,849 人 (前年同期比 +1.4ポイント)

[

 内訳 男 **72.0%** 830 / 1,152 人
 女 **75.5%** 526 / 697 人

]

県内就職の割合 **73.2%** 1,338 / 1,827 人 (前年同期比 +1.5ポイント)

[

 内訳 男 **71.9%** 822 / 1,143 人
 女 **75.4%** 516 / 684 人

]

令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項（４）

令和 6 年度秋田県高等学校学習状況調査結果の概要について

秋田県教育委員会

令和 6 年度

秋田県高等学校学習状況調査

結果と分析

秋田県教育委員会

令和 6 年度秋田県高等学校学習状況調査 結果と分析

目 次

1 調査の概要について	1
2 学習状況調査について	2
(1) 学習状況調査の結果	2
(2) 学習状況調査の分析	11

令和6年度 学習状況調査について

1 調査の概要について

(1) 目的

進路志望、学習意欲、学習理解に関する現状等を把握し、その結果を分析することにより、各校における学習指導の改善・充実に資するとともに、授業改善の方向性を定め、高校教育の質の保証を図る。

(2) 対象生徒

高等学校の1年生、2年生

(3) 調査事項

学習状況調査

〔学習意欲、学習方法、学習環境〕

(4) 調査日

令和6年10月15日（火）～令和6年10月25日（金）

(5) 調査学校数・生徒数

① 学校数

県内のすべての県立、市立、私立高校の全日制及び定時制

② 生徒数

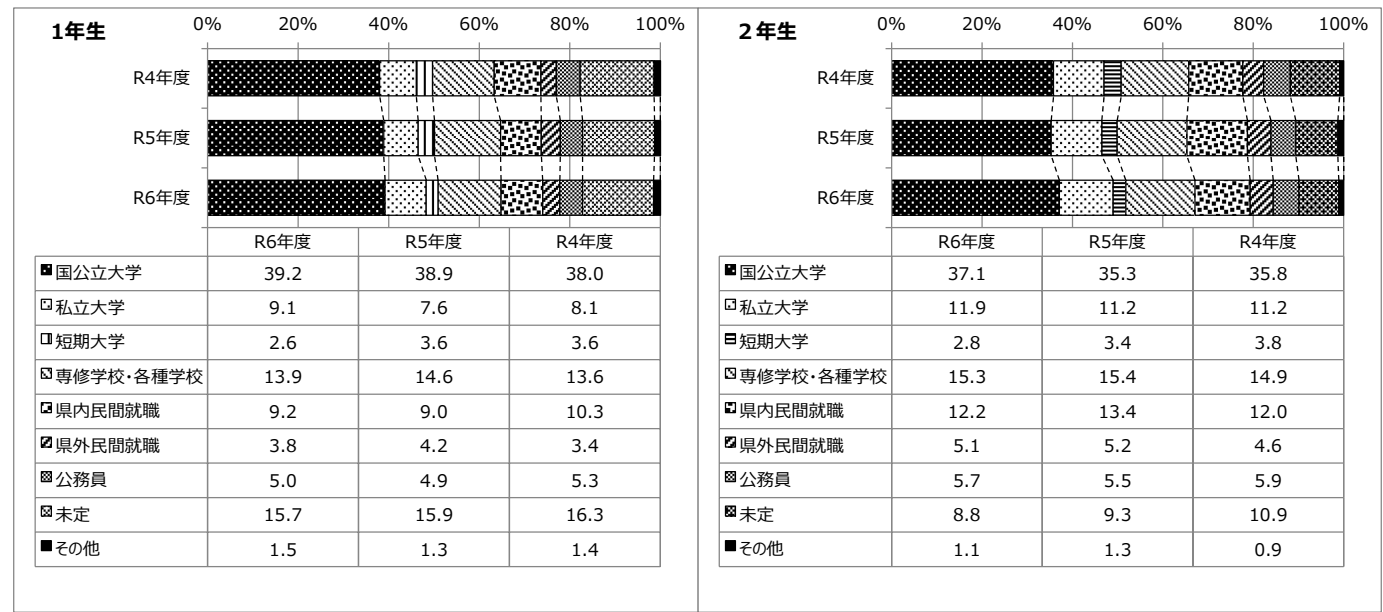
	1 年 生	2 年 生
公立全日制	5,665人 （ 96.8% ）	5,696人 （ 97.5% ）
公立定時制	238人 （ 78.6% ）	205人 （ 80.0% ）
私立全日制	758人 （ 81.7% ）	701人 （ 91.6% ）
合 計	6,661人 （ 94.5% ）	6,602人 （ 96.3% ）

※（ ）内の数値は、在籍する生徒に対する調査を受けた生徒の割合

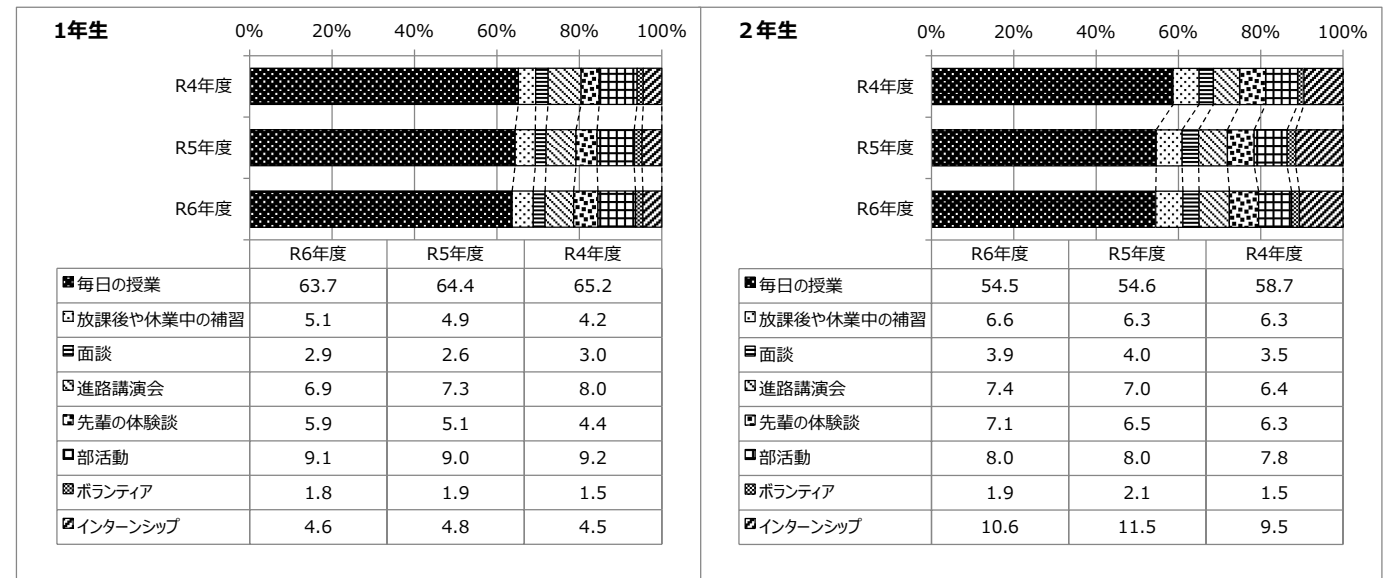
2 学習状況調査について

(1) 学習状況調査の結果

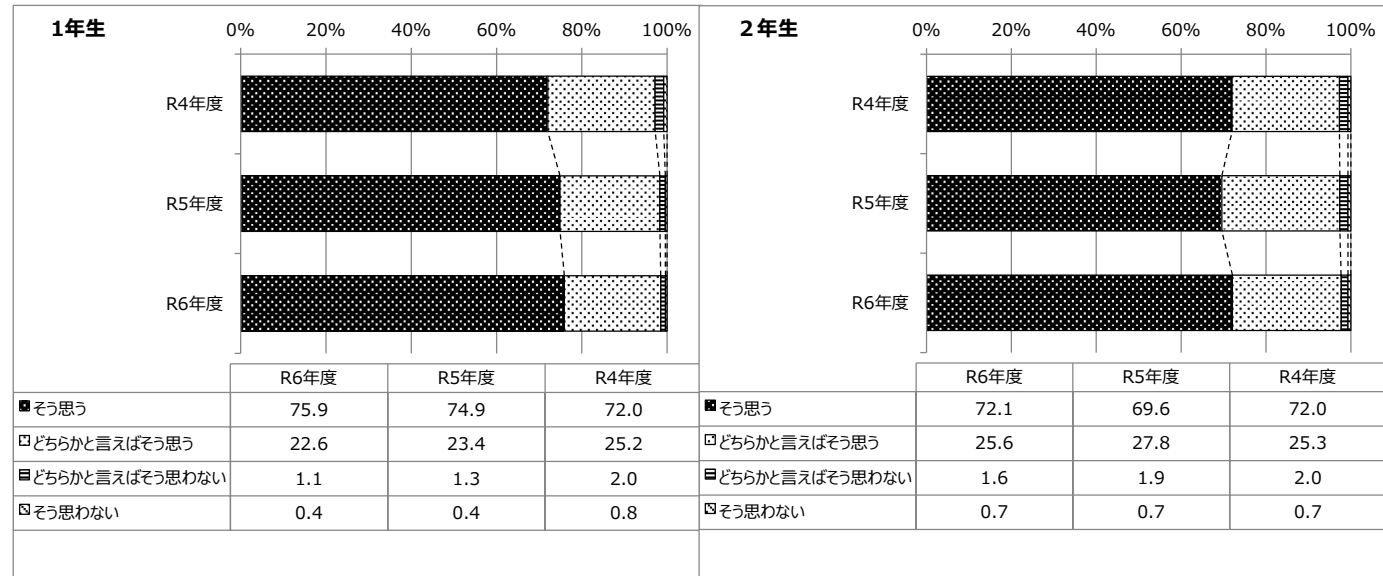
1-1 高校卒業後の進路として、現時点で希望しているのは次のうちどれですか。



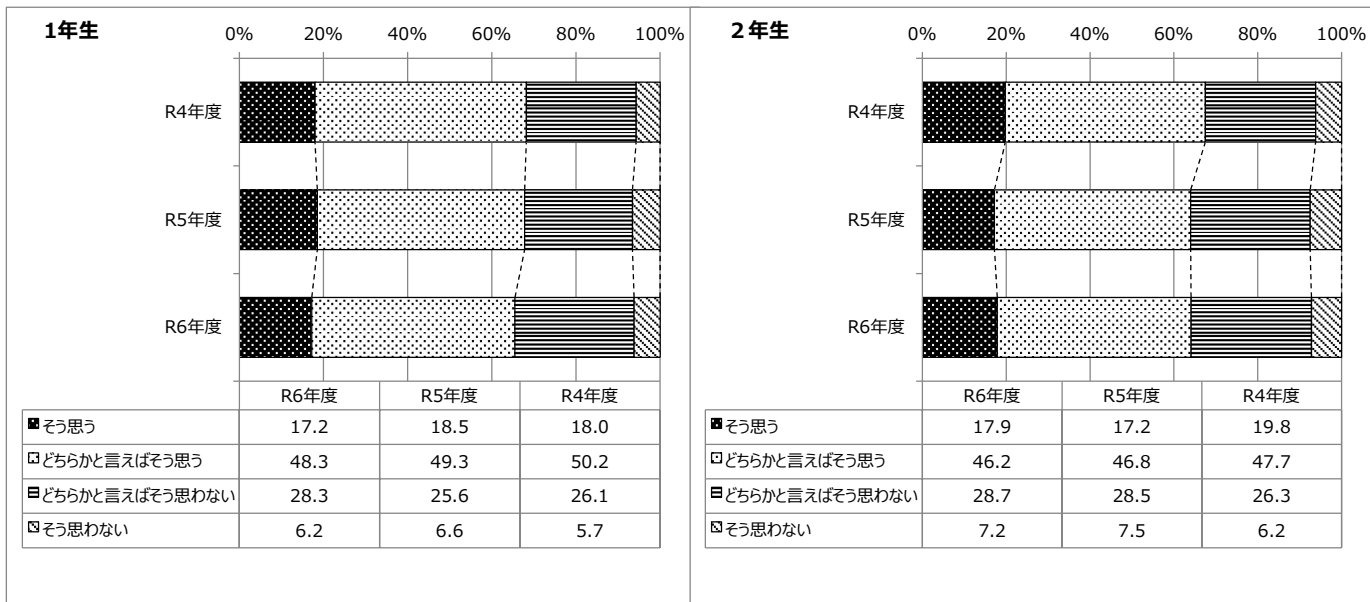
1-2 高校卒業後の進路達成に向けて、現時点で最も役立つと感じているものは次のうちどれですか。



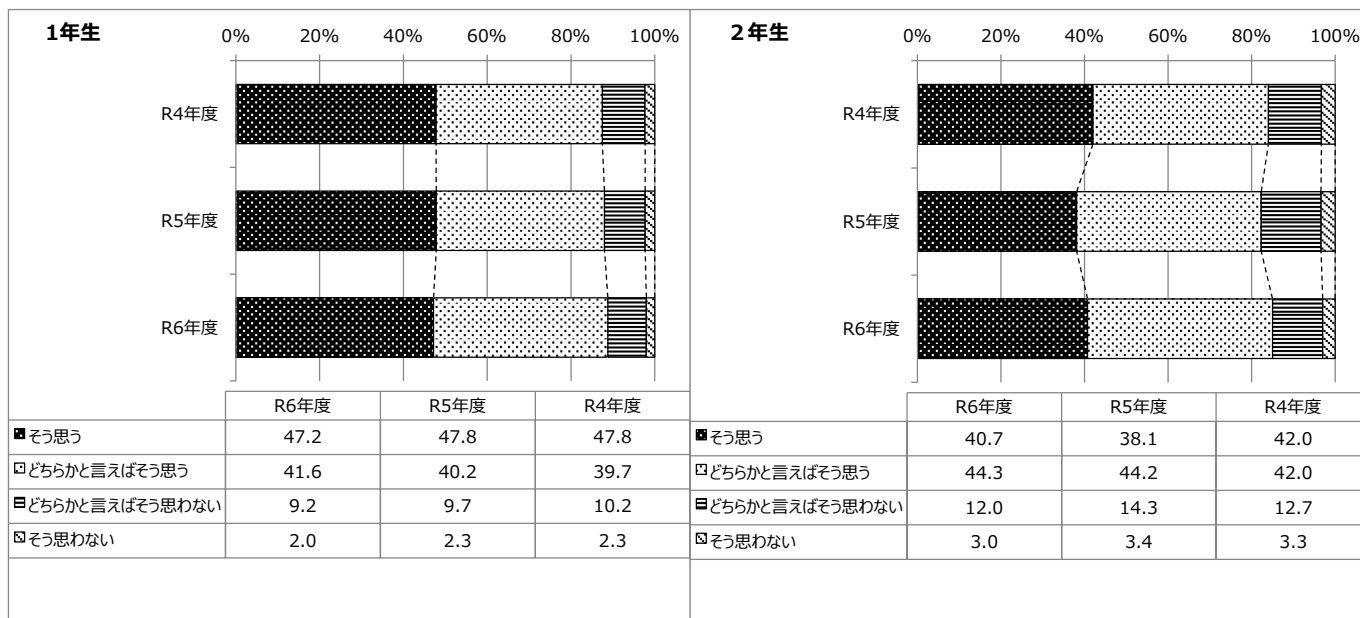
2-1 勉強をすることは大切だと思いますか。



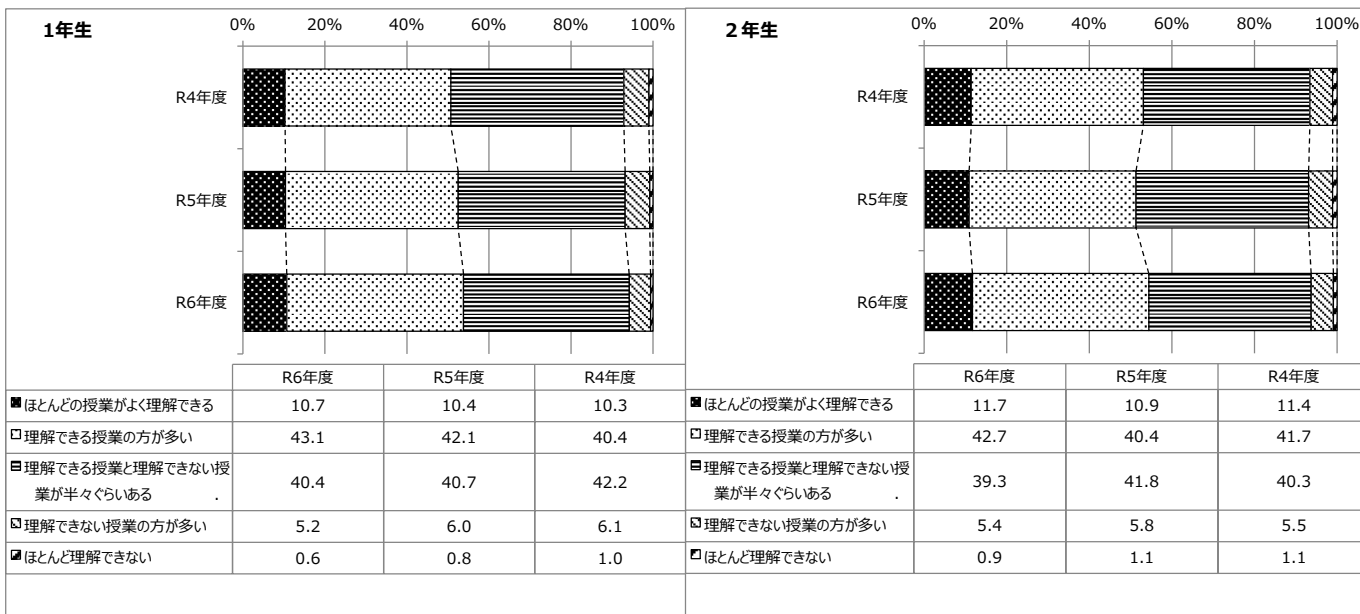
2-2 勉強をすることに対して興味・関心をもって意欲的に取り組んでいると思いますか。



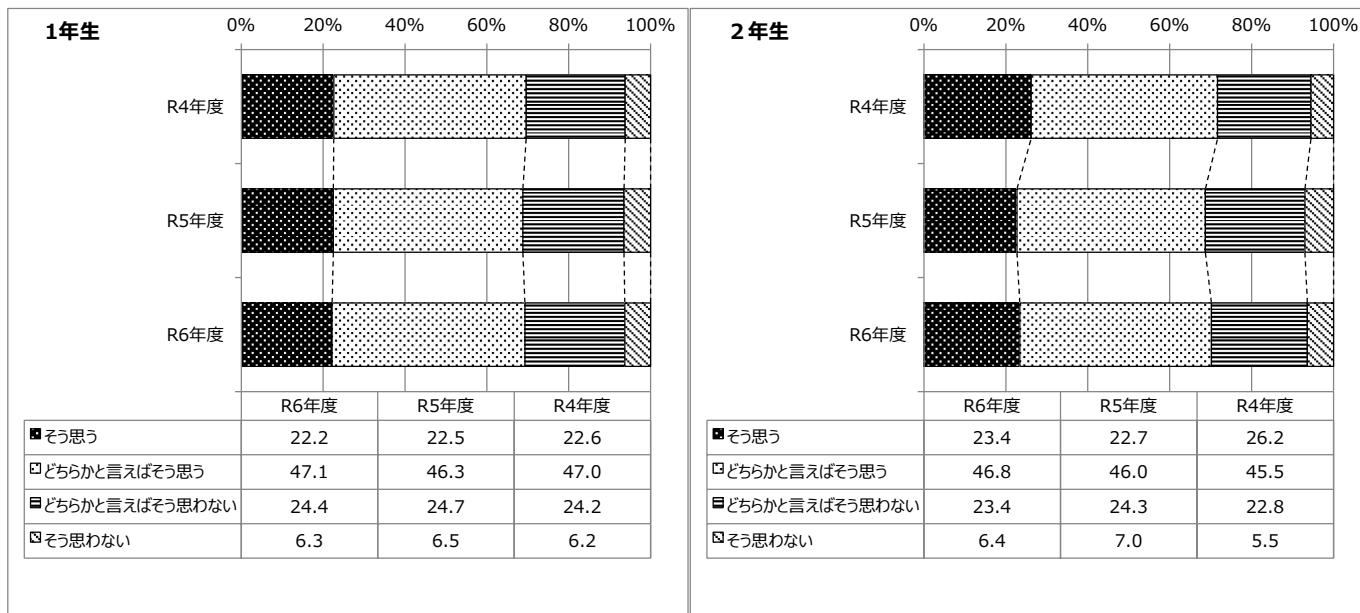
2-3 高校での勉強は、将来社会人になったとき役立つと思いますか。



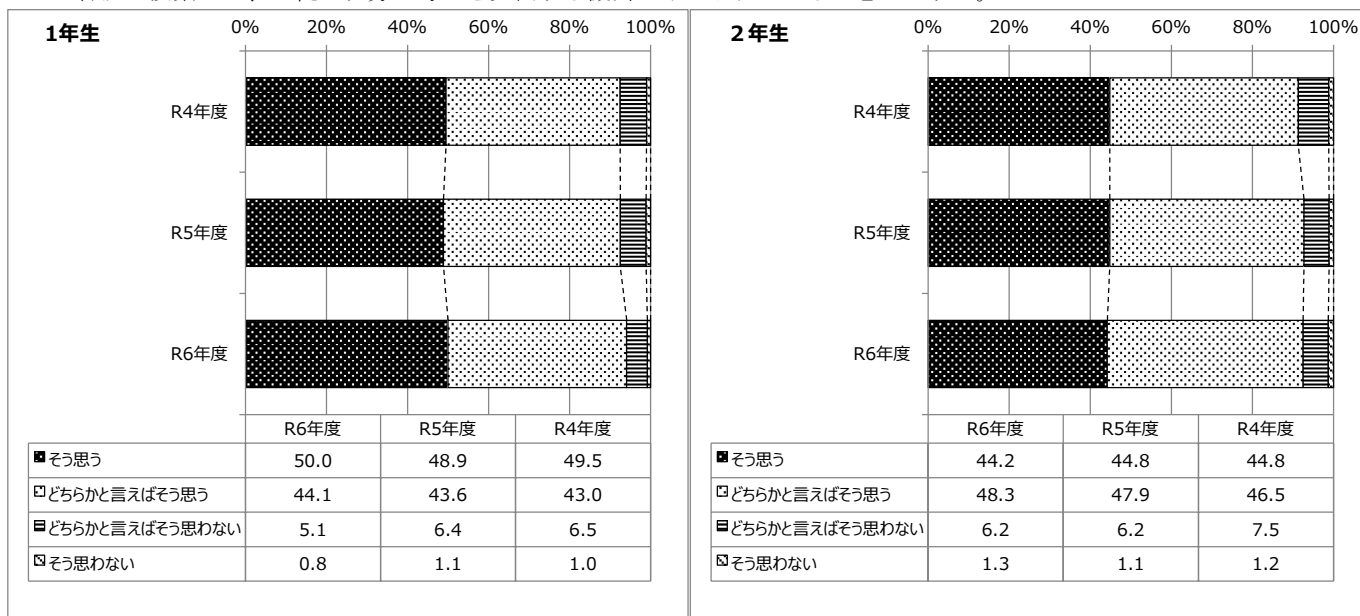
3-1 学校の授業内容をどの程度理解していますか。



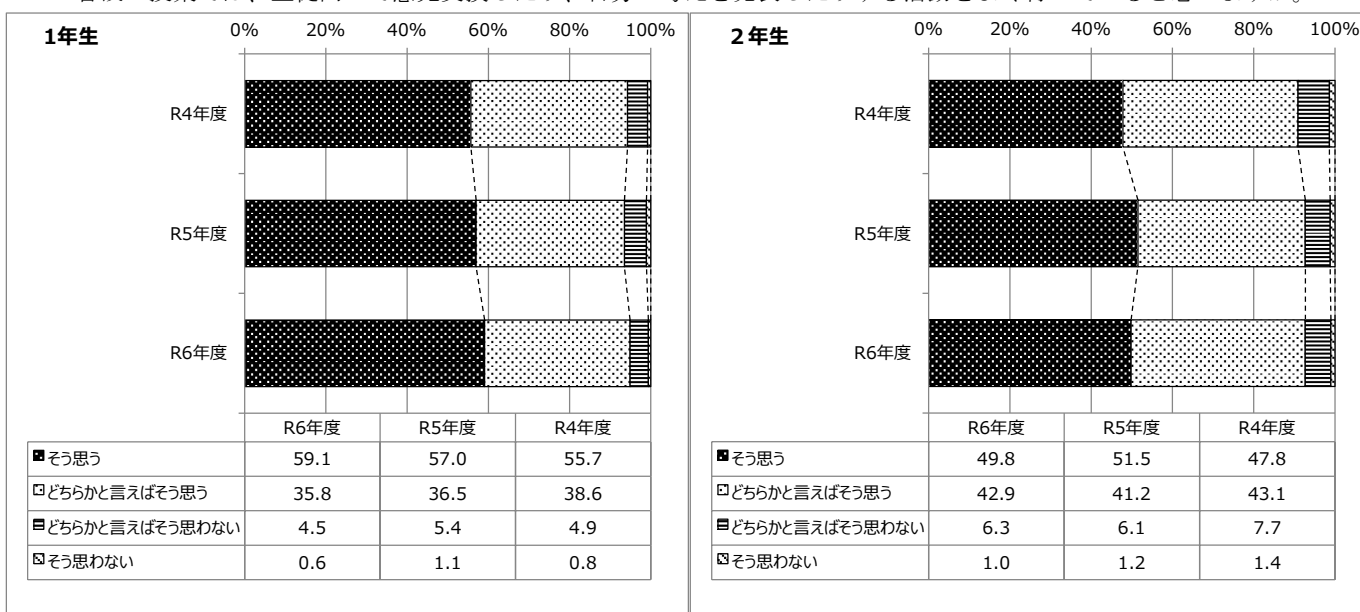
3-2 進学したい大学等や就きたい職業等を意識して授業に臨んでいると思いますか。



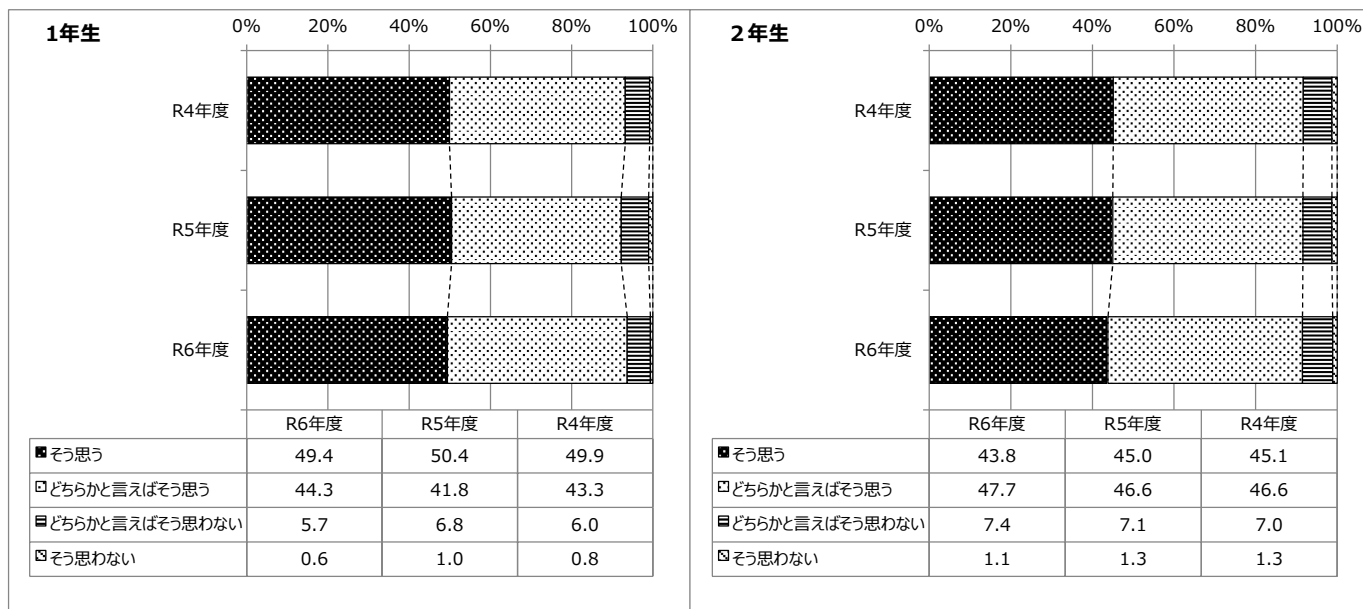
3-3 普段の授業では、生徒に自分の考えをを発表する機会が与えられていると思いますか。



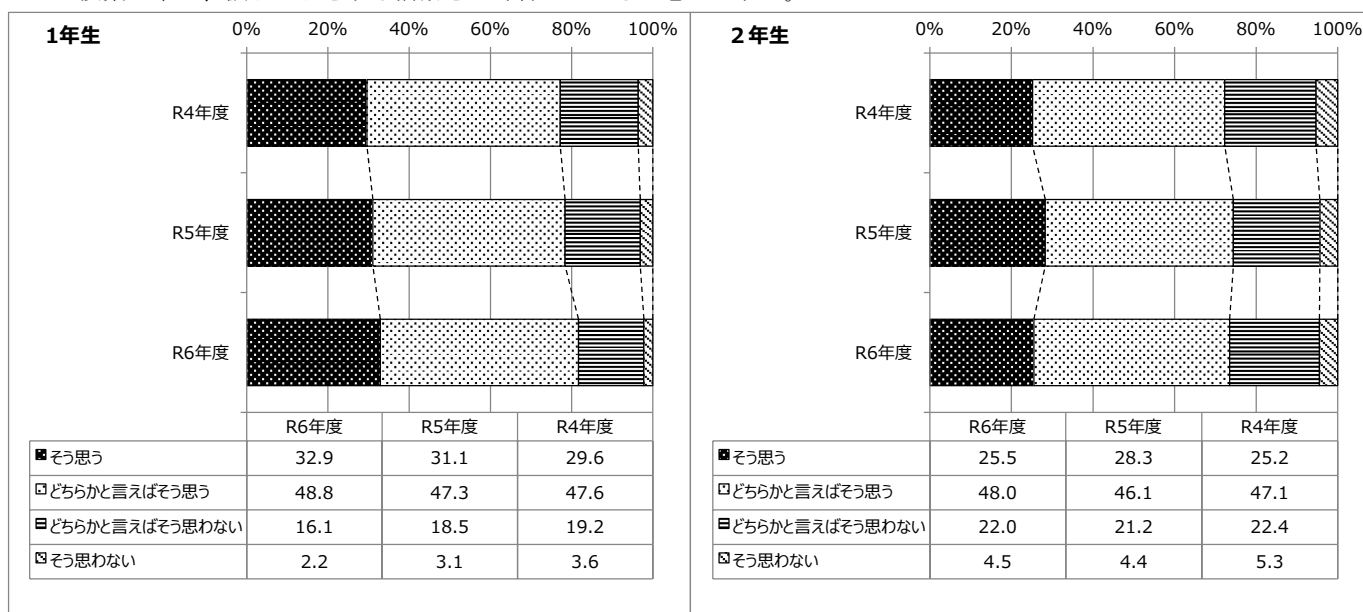
3-4 普段の授業では、生徒同士で意見交換したり、自分の考えを発表したりする活動をよく行っていると思いますか。



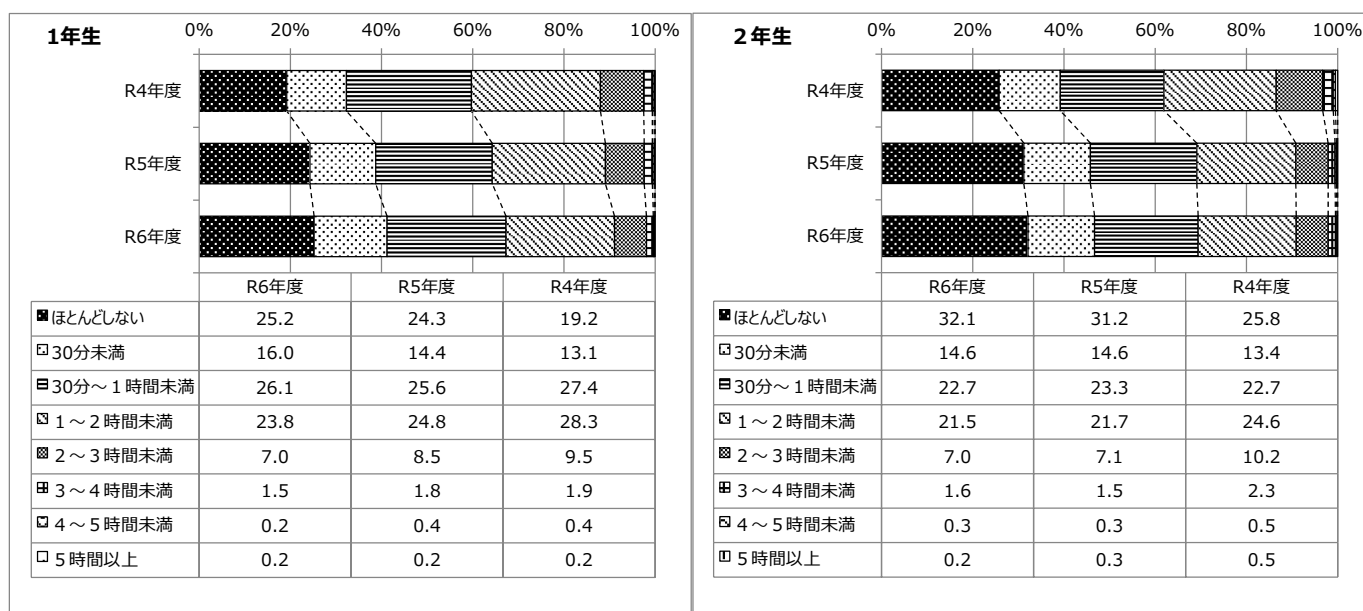
3-5 普段の授業では、ねらいや目標をしっかりと提示して授業を行っていると思いますか。



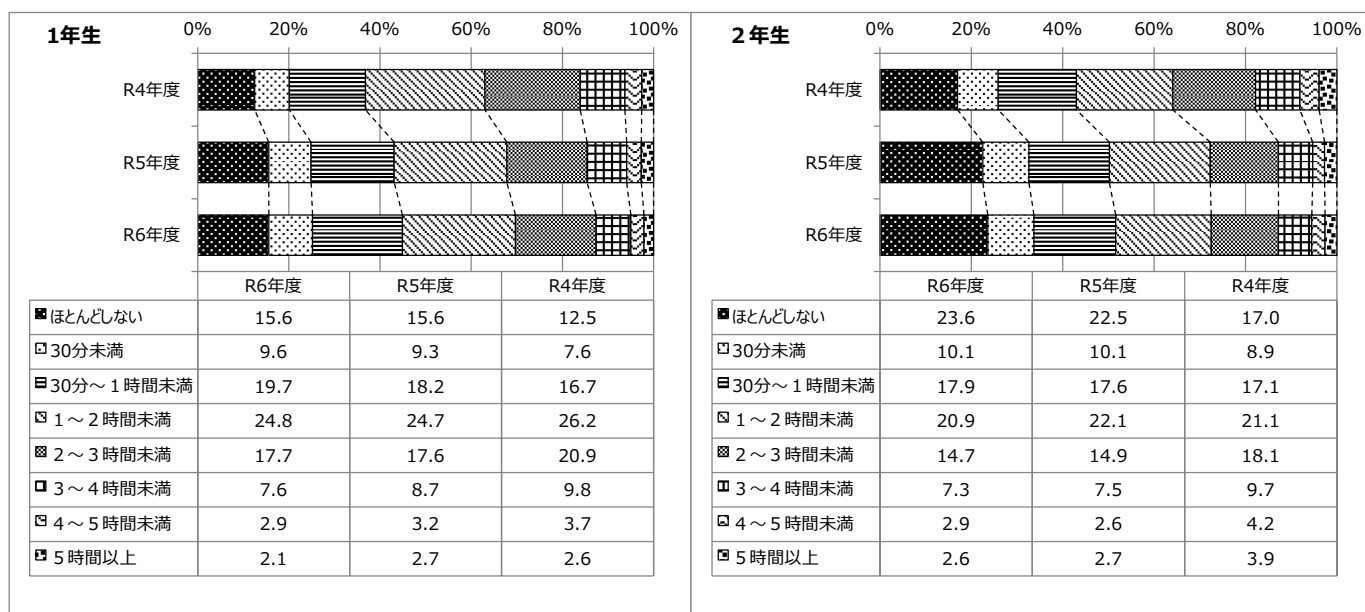
3-6 授業の中で、振り返りをする活動をよく行っていると思いますか。



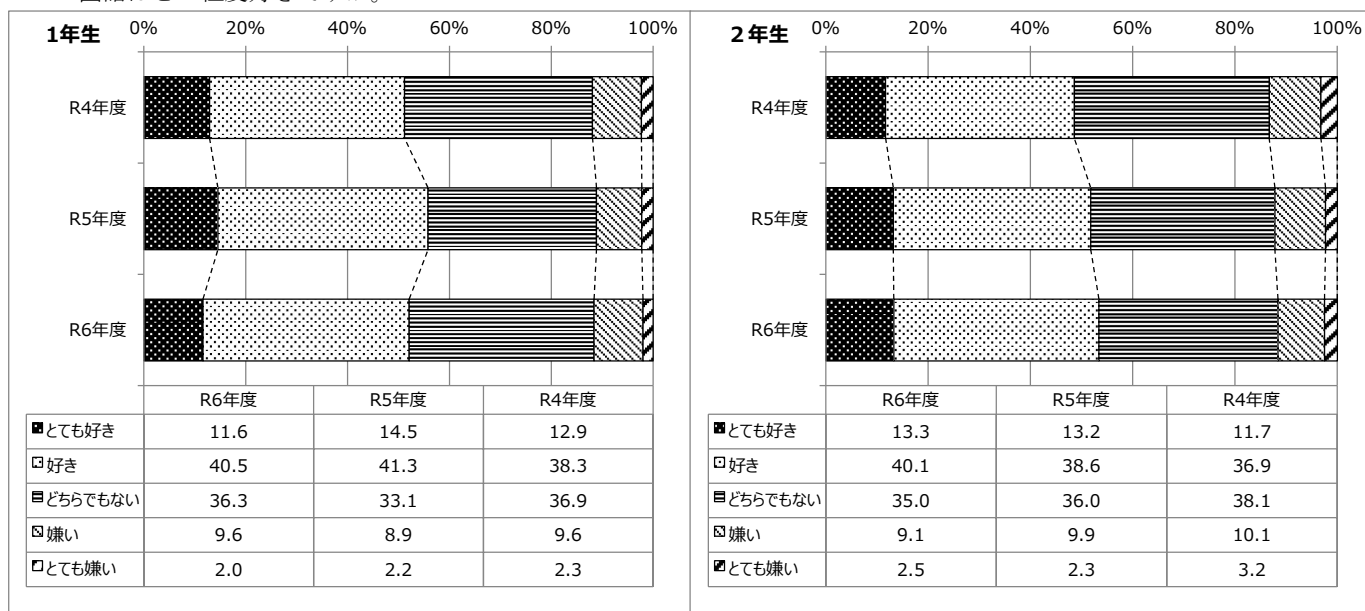
4-1 平日（テスト期間や長期休業中を除く月曜日から金曜日）に、学校の授業時間以外にどのくらい勉強していますか。（学校の補習・塾・予備校で勉強したり、家庭教師の先生に教わったりしている時間を含む）



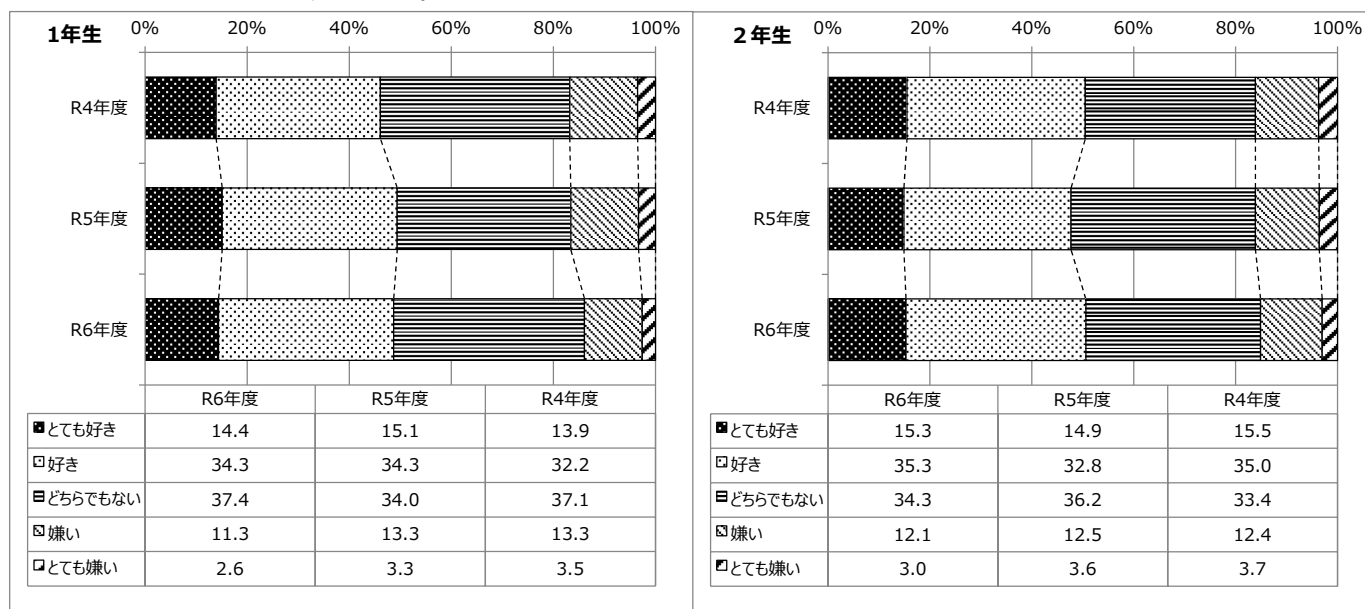
4-2 休日や長期休業中に、どのくらい勉強していますか。（学校の補習・塾・予備校で勉強したり、家庭教師の先生に教わったりしている時間を含む）



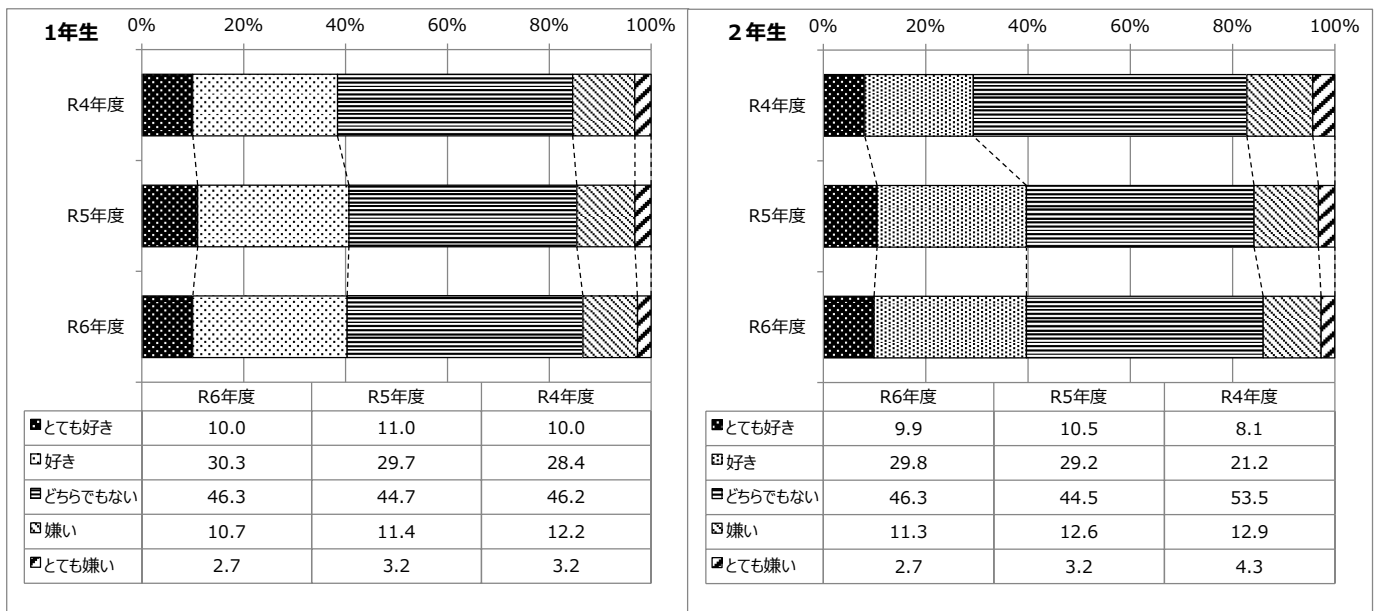
5-1 国語はどの程度好きですか。



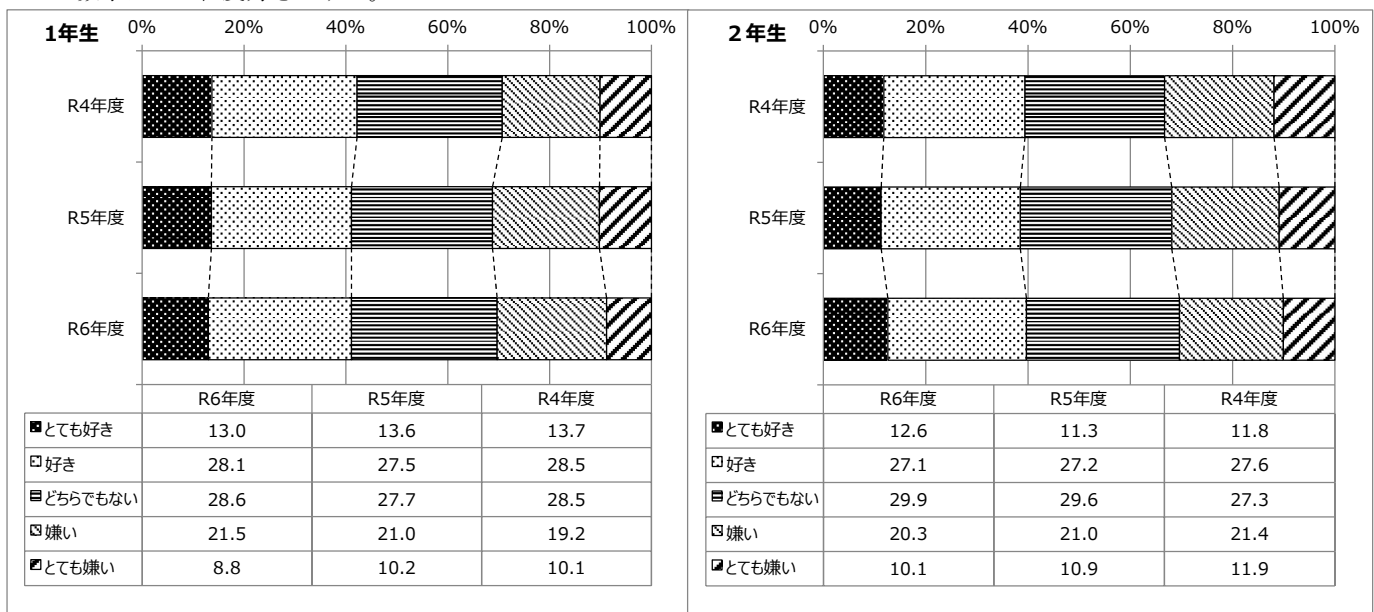
5-2 地理歴史はどの程度好きですか。



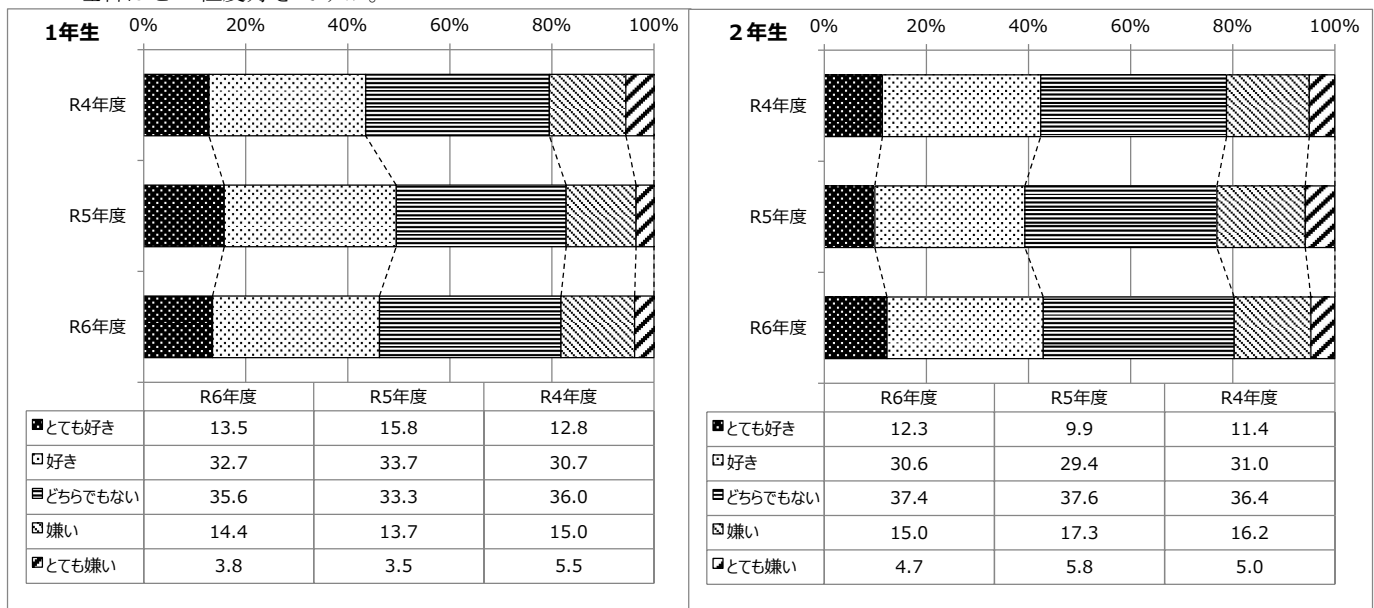
5-3 公民はどの程度好きですか。



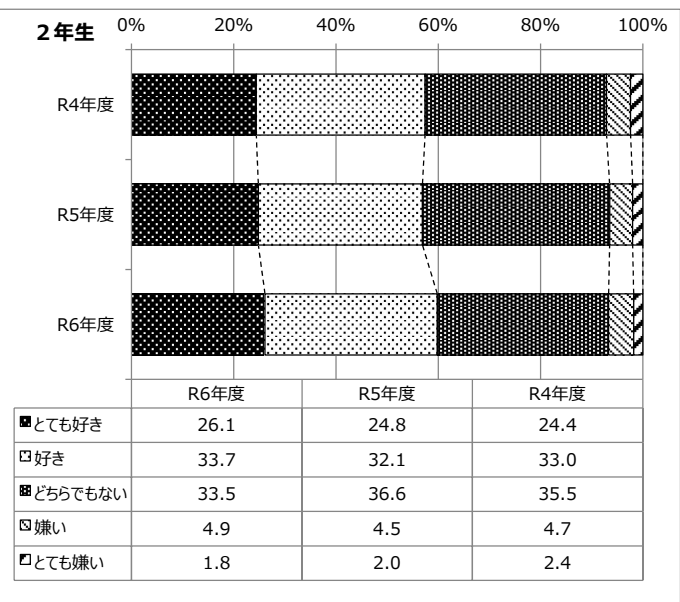
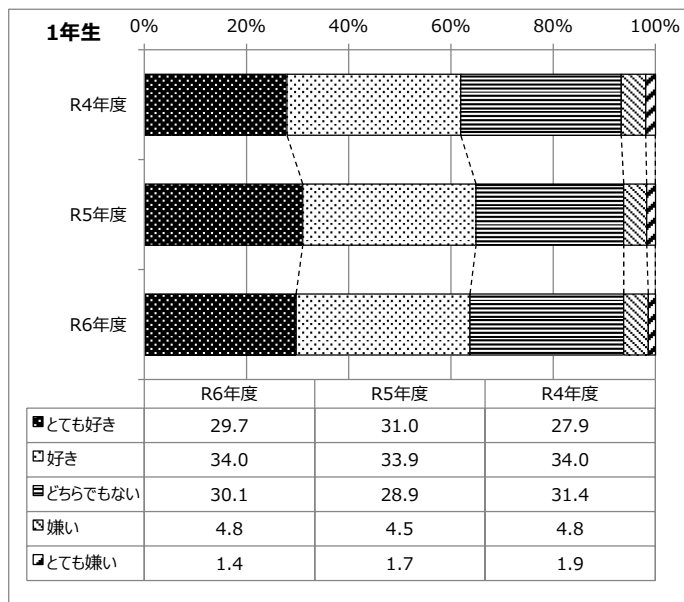
5-4 数学はどの程度好きですか。



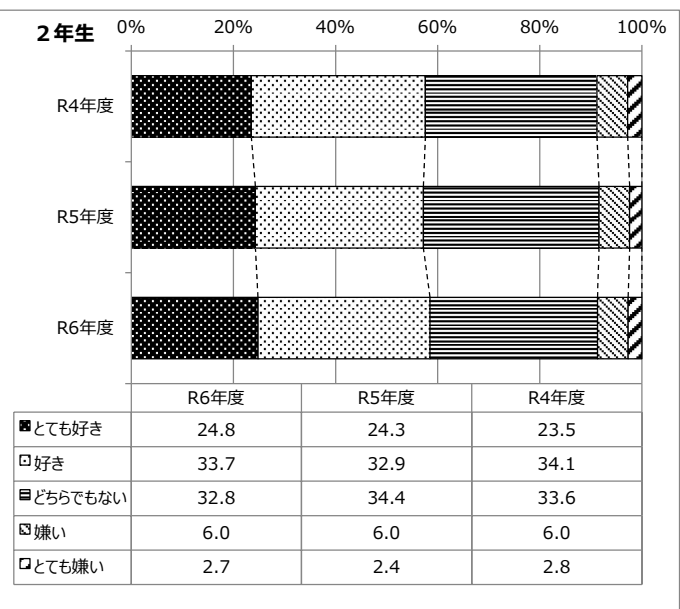
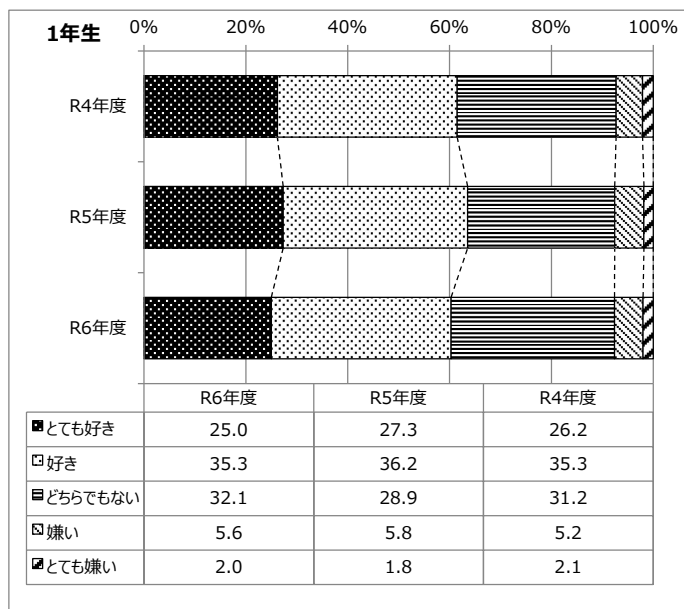
5-5 理科はどの程度好きですか。



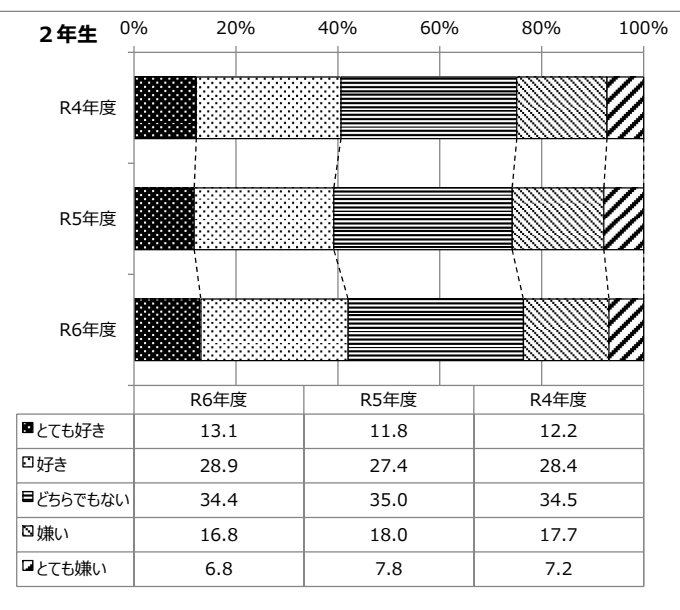
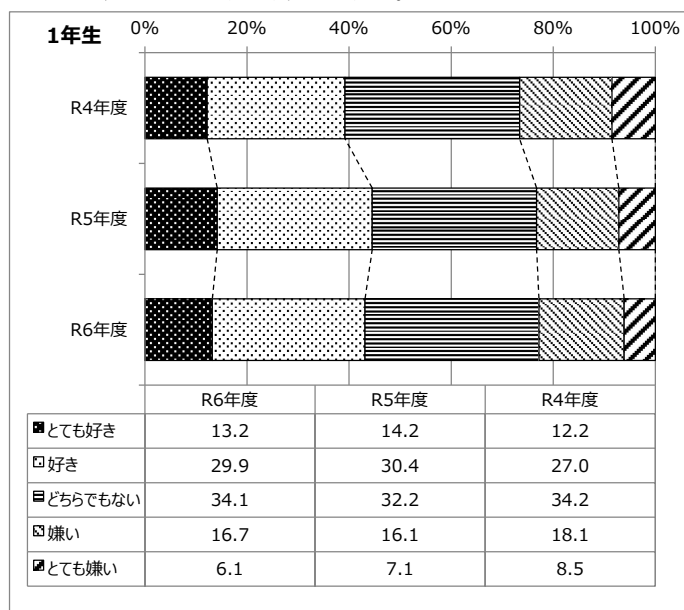
5-6 保健体育はどの程度好きですか。



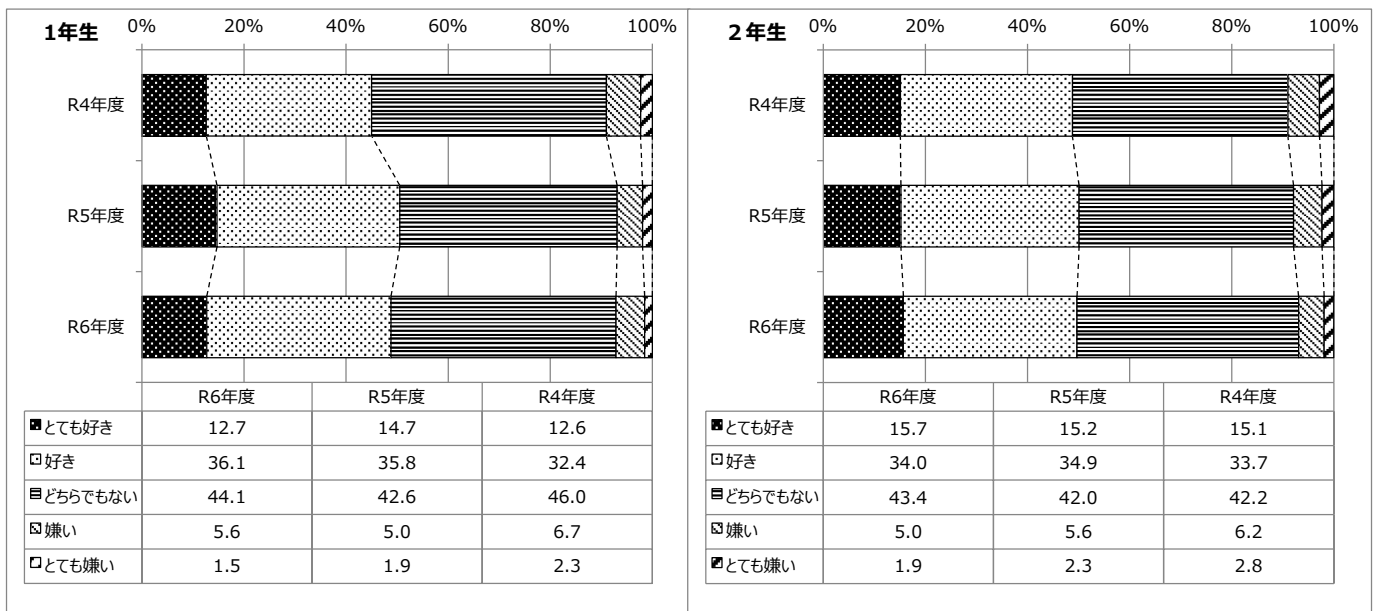
5-7 芸術はどの程度好きですか。



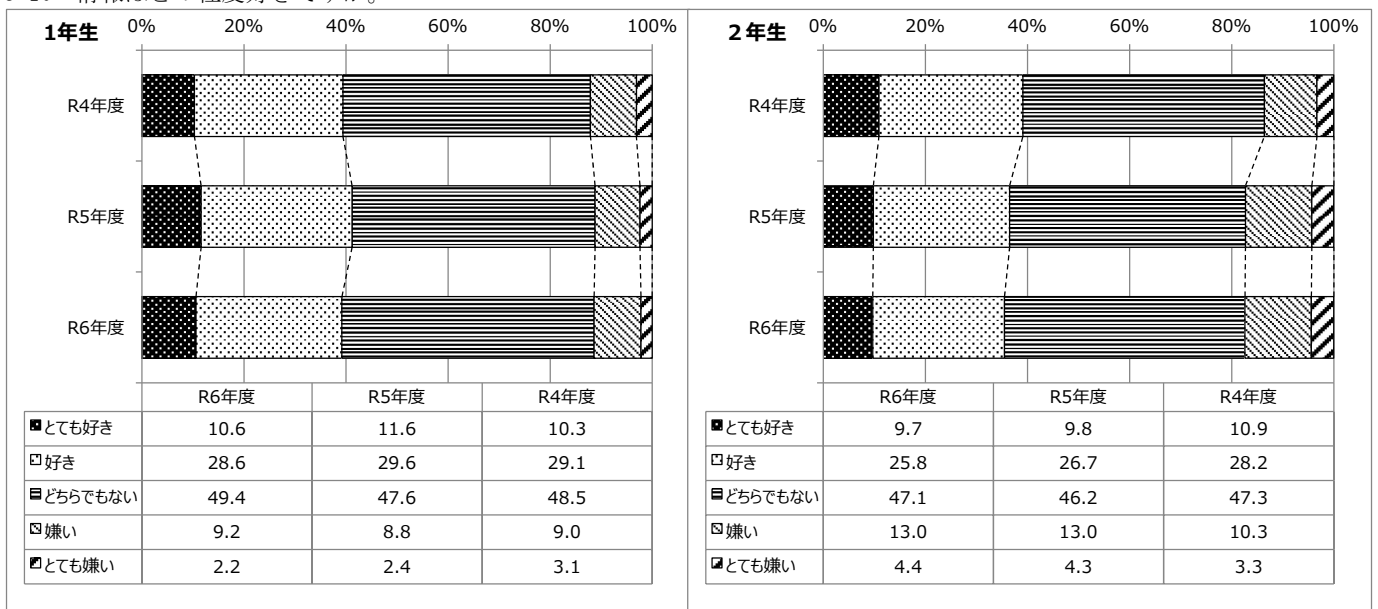
5-8 外国語はどの程度好きですか。



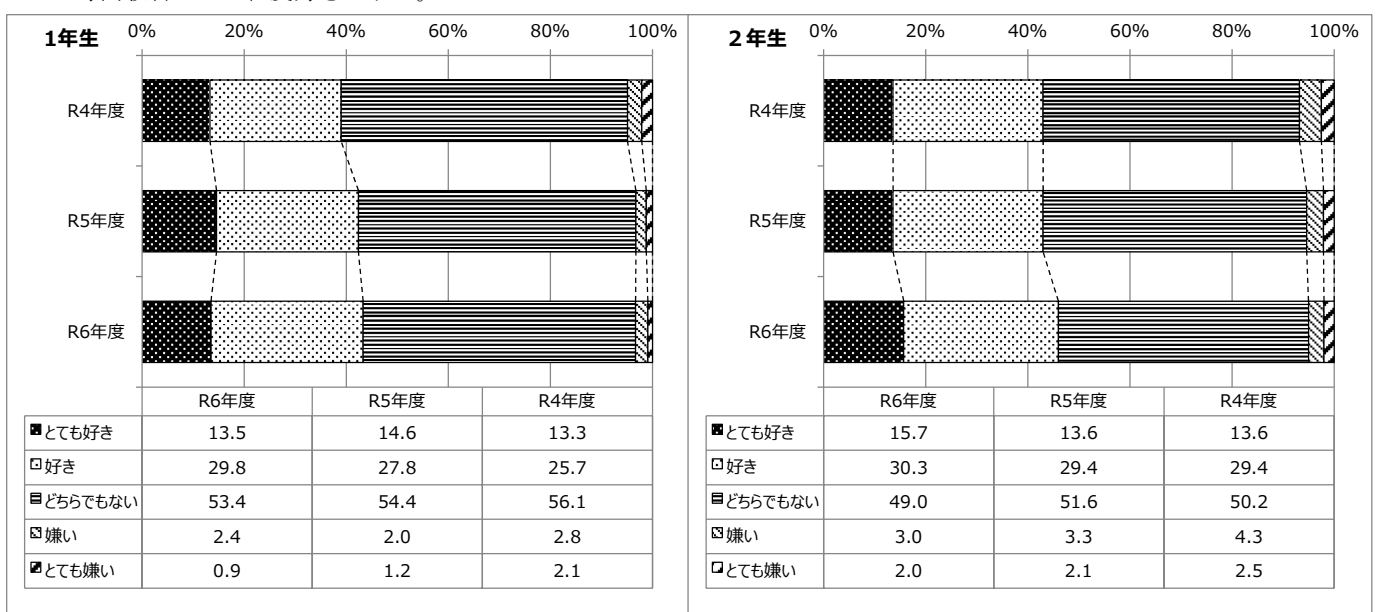
5-9 家庭はどの程度好きですか。



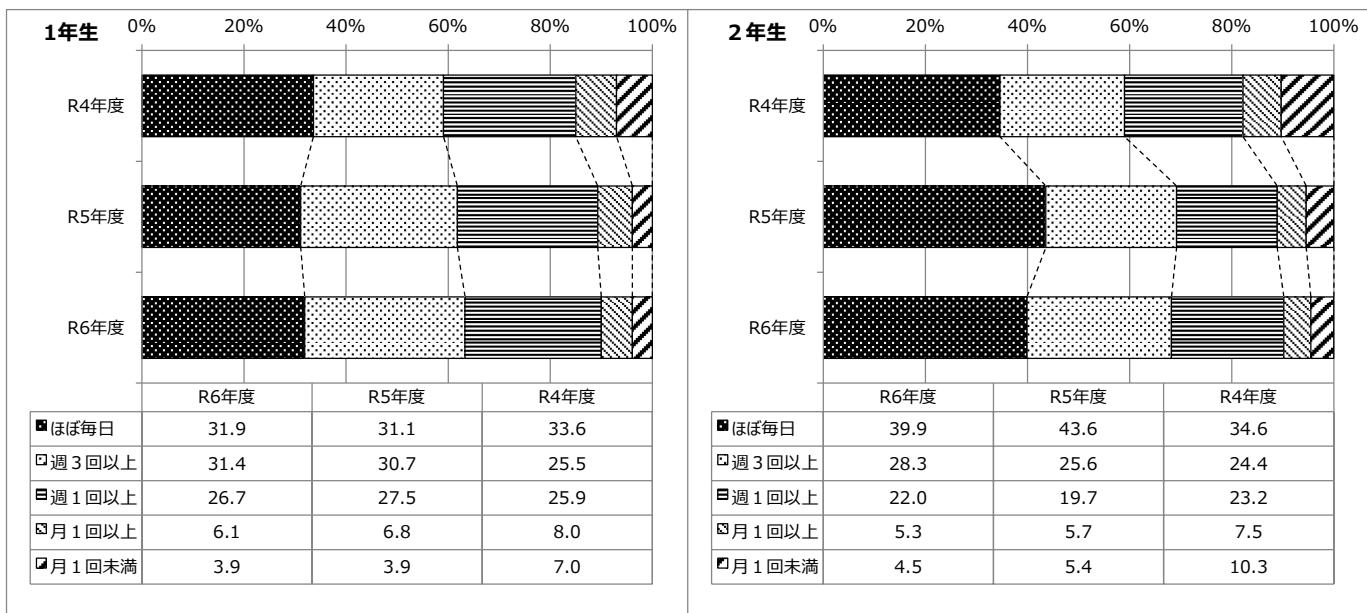
5-10 情報はどの程度好きですか。



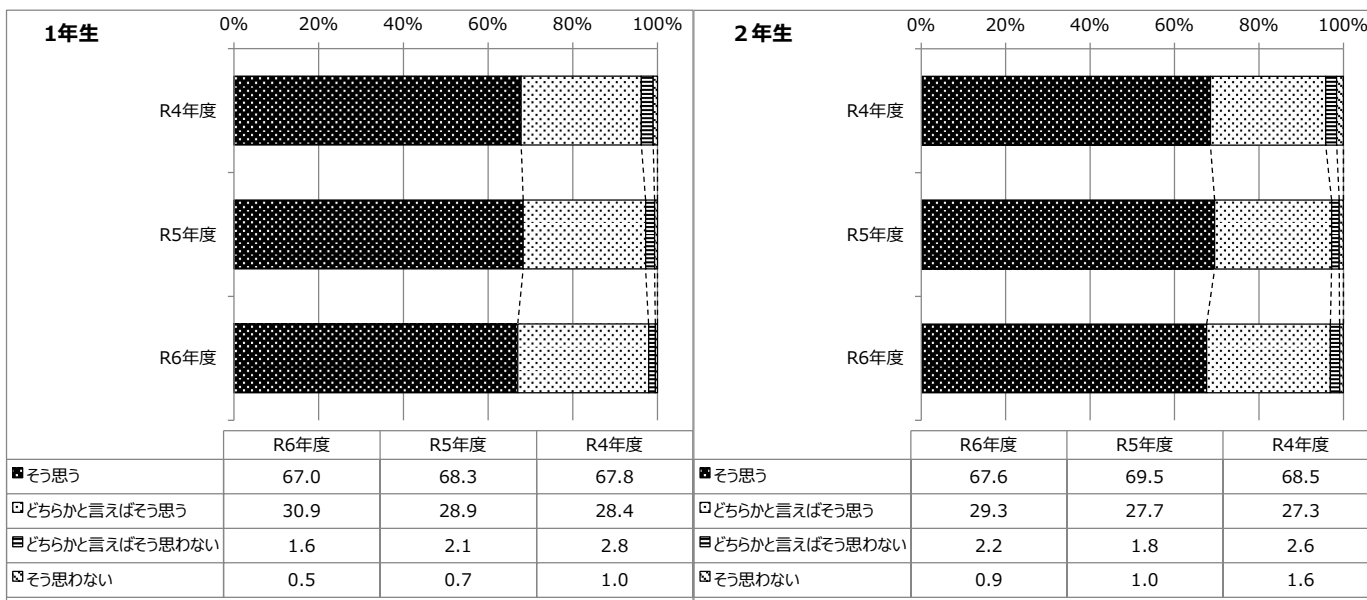
5-11 専門教科はどの程度好きですか。



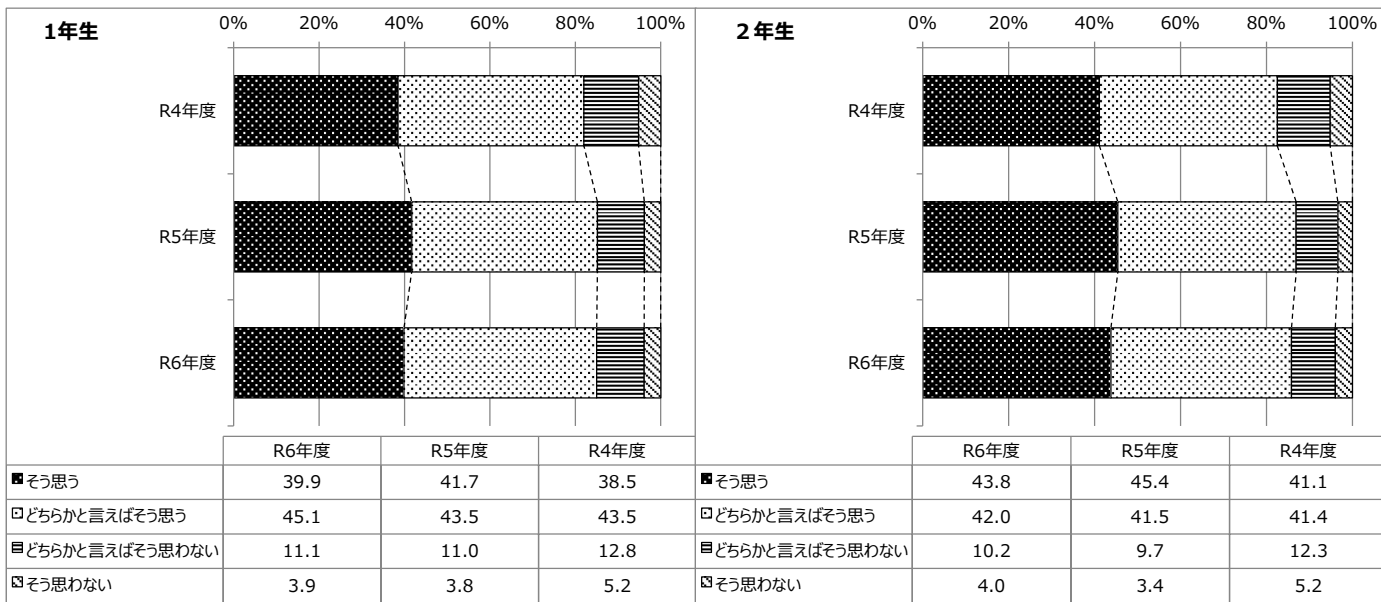
6-1 あなたは学校で、コンピュータなどのＩＣＴ機器を他の友達と意見を交換したり調べたりするために、どの程度使用していますか。



6-2 学習の中でコンピュータなどのＩＣＴ機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか。



6-3 ＩＣＴの活用によって、あなたの学習意欲が高まったと思いますか。



(2) 学習状況調査の分析

○ 学習全般について

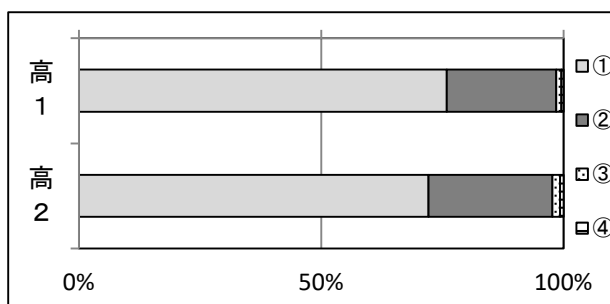
◆勉強をすることは大切だと思いますか。

- ①そう思う ②どちらかと言えばそう思う ③どちらかと言えばそう思わない
④そう思わない

	①	②	③	④
高 1	75.9%	22.6%	1.1%	0.4%
高 2	72.1%	25.6%	1.6%	0.7%

肯定的な回答割合は、高 1 で98.5%、高 2 で97.7%であり、多くの生徒は勉強することの重要性を認識している。

生徒の学習意欲を喚起し、主体的に学習活動に取り組むことができるよう、引き続き組織的な授業改善に取り組む必要がある。



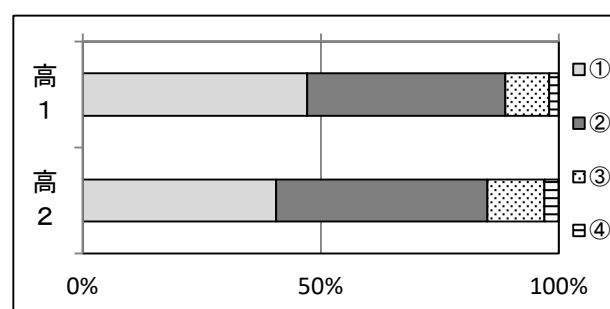
◆高校での勉強は、将来社会人になったとき役立つと思いますか。

- ①そう思う ②どちらかと言えばそう思う ③どちらかと言えばそう思わない
④そう思わない

	①	②	③	④
高 1	47.2%	41.6%	9.2%	2.0%
高 2	40.7%	44.3%	12.0%	3.0%

肯定的な回答割合は、高 1 で88.8%、高 2 で85.0%と高く、年々高まってきている。

引き続き、将来のキャリア形成を意識した実践的な学びの機会を充実させることが求められる。



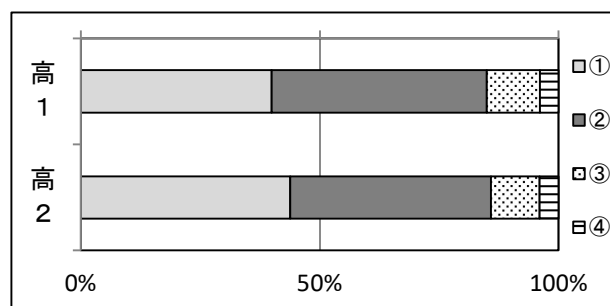
◆ICTの活用によって、あなたの学習意欲が高まったと思いますか。

- ①そう思う ②どちらかと言えばそう思う ③どちらかと言えばそう思わない
④そう思わない

	①	②	③	④
高 1	39.9%	45.1%	11.1%	3.9%
高 2	43.8%	42.0%	10.2%	4.0%

肯定的な回答割合は、高 1 で85.0%、高 2 で85.8%と、調査開始以来4年連続で8割を超える高い値となっている。

ICTの活用には継続的な改善が求められることから、最新の動向を把握し積極的に取り入れることで、生徒の情報活用能力を高めながら、深い学びにつなげていくことが重要である。

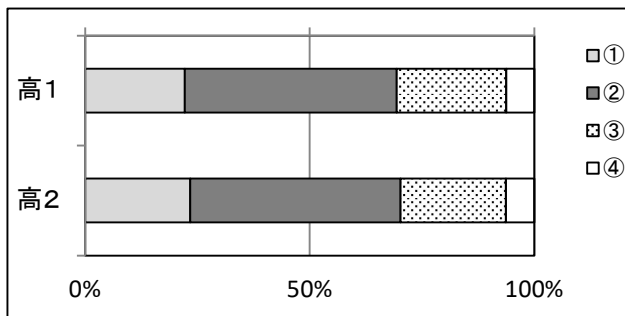


○ 授業について

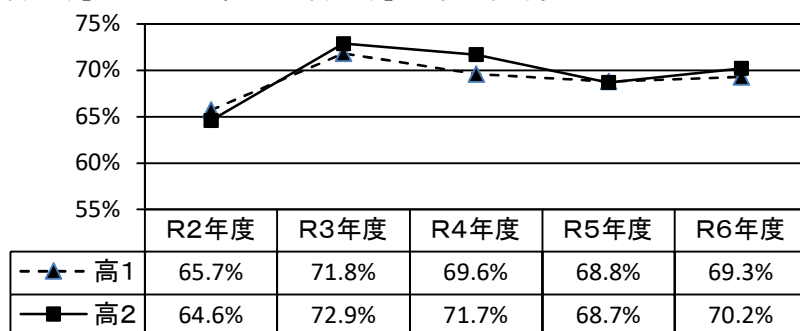
◆進学したい大学等や就きたい職業等を意識して授業に臨んでいますか。

- ①そう思う ②どちらかと言えばそう思う ③どちらかと言えばそう思わない ④そう思わない

	①	②	③	④
高1	22.2%	47.1%	24.4%	6.3%
高2	23.4%	46.8%	23.4%	6.4%



「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の割合（経年変化）



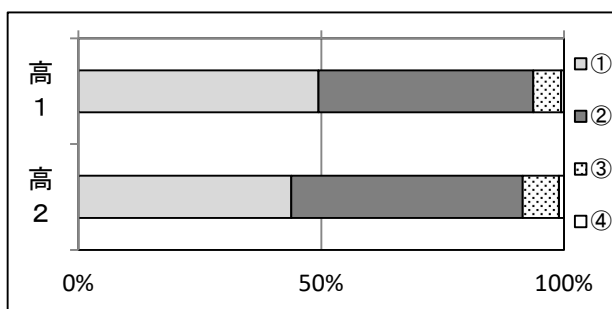
肯定的な回答割合は、直近4年は各学年とも70%前後を推移している。早い段階から進路目標を定め、意識して授業に臨んでいる生徒の割合が高いことがうかがえる。

今後も、より一層のキャリア教育の充実を図っていくことが重要である。

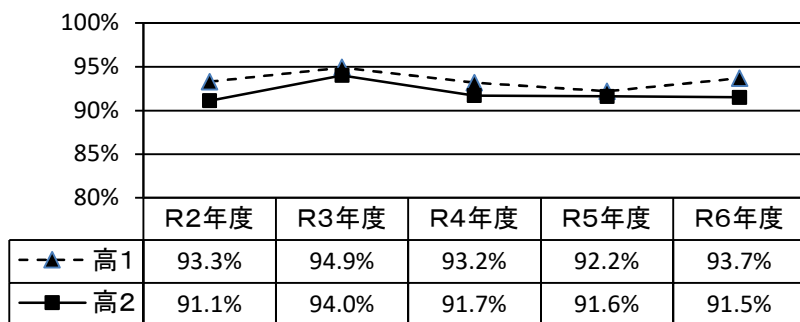
◆普段の授業では、学習のねらいや目標をしっかりと提示して授業を行っていると思いますか。

- ①そう思う ②どちらかと言えばそう思う ③どちらかと言えばそう思わない ④そう思わない

	①	②	③	④
高1	49.4%	44.3%	5.7%	0.6%
高2	43.8%	47.7%	7.4%	1.1%



「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の割合（経年変化）



肯定的な回答割合は高1で93.7%、高2で91.5%と高い値を示している。

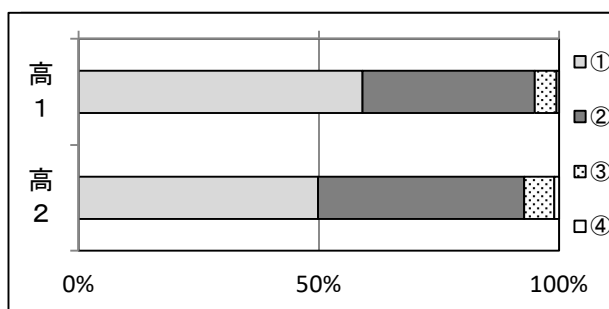
学習のねらいや目標の提示による、見通しをもたせる授業づくりへの組織的な取組の様子がうかがえる。

今後は、ねらいを達成する授業展開について一層の工夫を重ねるとともに、生徒が学びの主体となる取組へとつなげていく必要がある。

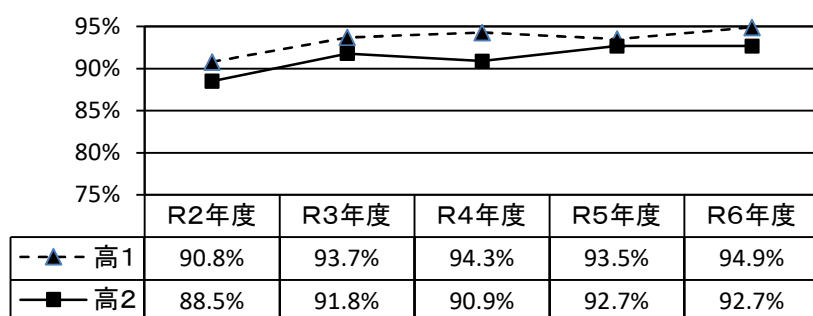
◆普段の授業では、生徒同士で意見交換したり、自分の考えを発表したりする活動をよく行っていると思いますか。

- ①そう思う ②どちらかと言えばそう思う ③どちらかと言えばそう思わない
④そう思わない

	①	②	③	④
高 1	59.1%	35.8%	4.5%	0.6%
高 2	49.8%	42.9%	6.3%	1.0%



「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の割合（経年変化）



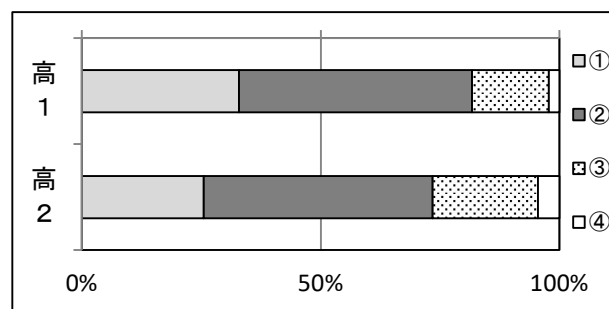
肯定的な回答割合は高 1 で94.9%、高 2 で92.7%と各学年とも4年連続で9割を超える高水準で推移している。

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、学校全体で組織的に取組を推進していることがうかがえる。

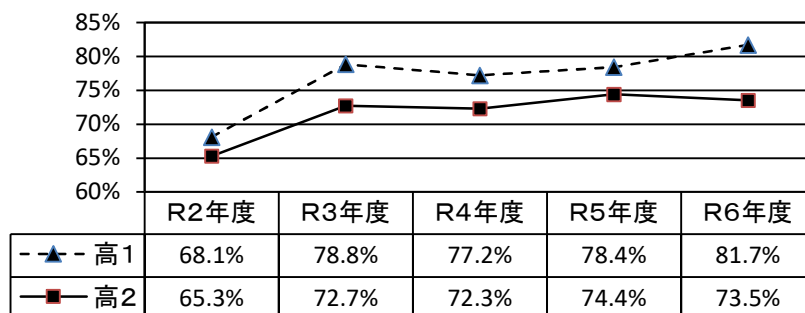
◆普段の授業で、振り返り活動をよく行っていると思いますか。

- ①そう思う ②どちらかと言えばそう思う ③どちらかと言えばそう思わない
④そう思わない

	①	②	③	④
高 1	32.9%	48.8%	16.1%	2.2%
高 2	25.5%	48.0%	22.0%	4.5%



「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の割合（経年変化）



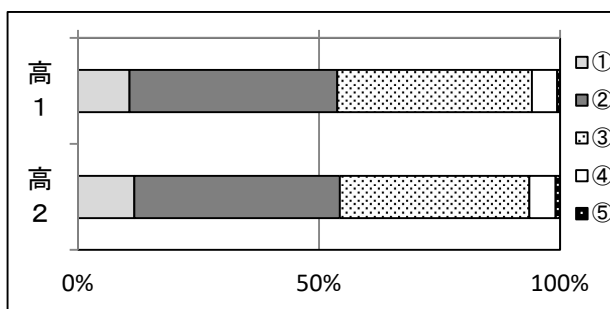
肯定的な回答割合は高 1 で81.7%、高 2 では73.5%となり、4年連続で7割以上を維持している。

I C T機器の活用による効果的な活用の定着及び学習指導要領に基づいた評価の実践により、振り返り活動の充実が図られているものと考えられる。

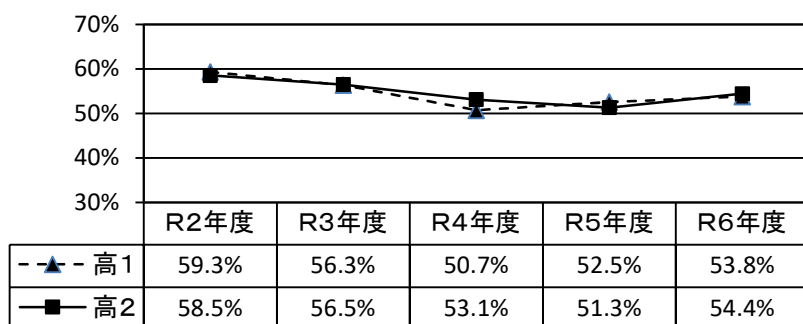
◆学校の授業内容をどの程度理解していますか。

- ①ほとんどの授業が理解できる ②理解できる授業の方が多い
③理解できる授業と理解できない授業が半々くらいである
④理解できない授業の方が多い ⑤ほとんど理解できない

	①	②	③	④	⑤
高1	10.7%	43.1%	40.4%	5.2%	0.6%
高2	11.7%	42.7%	39.3%	5.4%	0.9%



「ほとんど理解できる」「理解できる授業の方が多い」の割合（経年変化）



「ほとんど理解できる」「理解できる授業の方が多い」の割合は、直近5年は50%台を推移している。

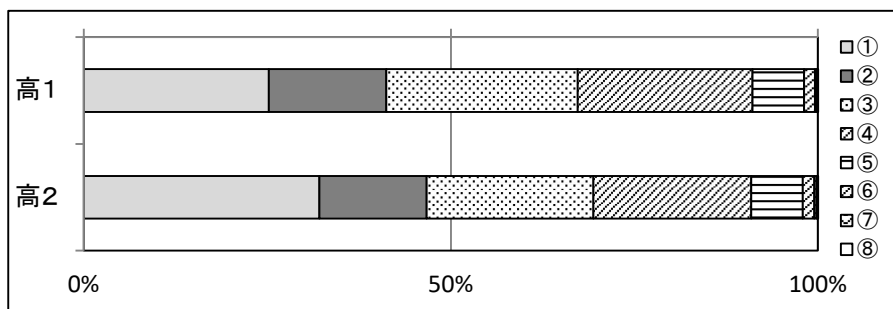
生徒や学校の実態を踏まえて目標や発問を設定するなど、工夫を凝らした授業の実践が必要である。

○ 家庭学習について

◆平日に、学校の授業時間以外にどのくらい勉強していますか。

- ①ほとんどしない ②30分未満 ③30分～1時間未満 ④1～2時間未満
⑤2～3時間未満 ⑥3～4時間未満 ⑦4～5時間未満 ⑧5時間以上

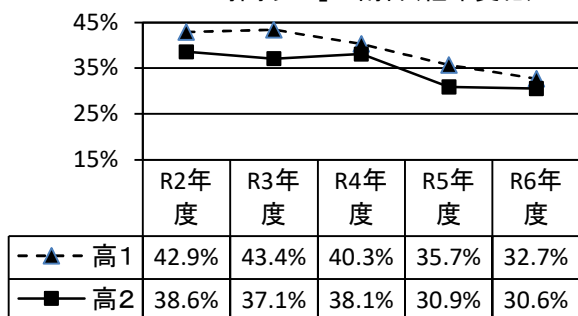
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
高1	25.2%	16.0%	26.1%	23.8%	7.0%	1.5%	0.2%	0.2%
高2	32.1%	14.6%	22.7%	21.5%	7.0%	1.6%	0.3%	0.2%



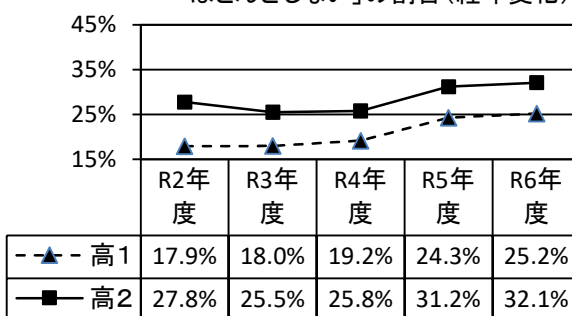
「1時間以上」の回答割合は、高1で32.7%、高2で30.6%であり、各学年とも直近5年で最も低い。また、「ほとんどしない」の回答割合も高1で25.2%、高2で32.1%となり、各学年とも直近5年で最も高い。

一人一台端末の活用を促すことも含め、家庭学習に結び付ける授業づくりが求められる。

「1時間以上」の割合（経年変化）



「ほとんどしない」の割合（経年変化）



令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項（5）

令和 8 年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について

秋田県教育委員会

令和8年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について

特別支援教育課

1 入学者選考の期日

○ 視覚支援学校・聴覚支援学校幼稚部、特別支援学校高等部及び高等部専攻科

選 考 日 令和8年2月27日（金）

合格発表日 令和8年3月 6日（金）

○ 栗田支援学校高等部総合サービス科

選 考 日 令和8年1月30日（金）

合格発表日 令和8年2月 6日（金）

2 選考方法

教育相談での観察及び在籍（出身）学校からの調査書に基づく面接を基本とし、各学校の実情に応じて学力検査、作業能力検査等を行う。

3 その他

入学者選考に関する募集人員その他必要な事項は、令和7年9月中旬に公告する予定である。